

令和2年3月佐川町議会定例会会議録（第2号）

招集年月日 令和2年3月9日

招集の場所 佐川町議会議場

開 会 令和2年3月9日 午前9時宣告

開 議 令和2年3月9日 午前9時宣告（第4日）

応招議員	1番	橋元	陽一	2番	宮崎知恵子	3番	西森	勝仁
	4番	下川	芳樹	5番	坂本 玲子	6番	邑田	昌平
	7番	森	正彦	8番	片岡 勝一	9番	松浦	隆起
	10番	岡村	統正	11番	中村 卓司	12番	永田	耕朗
	13番	西村	清勇	14番	藤原 健祐			

不応招議員 な し

出席議員	1番	橋元	陽一	2番	宮崎知恵子	3番	西森	勝仁
	4番	下川	芳樹	5番	坂本 玲子	6番	邑田	昌平
	7番	森	正彦	8番	片岡 勝一	9番	松浦	隆起
	10番	岡村	統正	11番	中村 卓司	12番	永田	耕朗
	14番	藤原	健祐					

欠席議員 13番 西村 清勇

地方自治法第121条第1項の規定により説明のため出席した者の職氏名

町 長	堀見 和道	健康福祉課長	田村 秀明
副 町 長	中澤 一眞	産業建設課長	田村 正和
教育委員会教育長	濱田 陽治	国土調査課長	橋掛 直馬
総務課長	麻田 正志	会計管理者兼会計課長	真辺 美紀
チーム佐川推進課長	岡崎 省治	教育次長	片岡 雄司
税務課長	森田 修弘	病院事業副管理者兼事務局長	渡辺 公平
町民課長	和田 強	農業委員会事務局長	吉野 広昭

本会議に職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長 河添 博明

町長提出議案の題目	別紙のとおり
議員提出議案の題目	な し
議 事 日 程	議長は、議事日程を別紙のとおり報告した。

令和2年3月佐川町議会定例会議事日程〔第2号〕

令和2年 3月 9日 午前9時開議

日程第 1

一 般 質 問

議長(岡村統正君)

おはようございます。ただいまの出席議員数は13人です。

定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。

なお、西村清勇議員から所用の都合で欠席の報告がありましたのでお伝えしておきます。

本日の日程は、お手元に配付のとおりでございます。

日程第1、一般質問を行います。

一般質問は通告順とします。

9番、松浦隆起君の発言を許します。

9番(松浦隆起君)

おはようございます。9番、松浦隆起でございます。通告に従いまして今日は3点一般質問をさせていただきます。よろしくお願いいたします。

それでは、1点目に、SNSとライン活用の取り組みについてお伺いをいたします。この取り組みにつきましましては、28年の6月定例会、30年の9月定例会、昨年の3月定例会とお伺いしておりまして、今回で4度目となります。この取り組みについて率直な感想を申し上げれば、なかなか前に進まないなあというところでございます。そういった点も踏まえお聞きをしていきたいと思っております。これまで質問してきておりますので、取り組みについての詳しい部分については申し上げませんが、簡単に確認をさせていただきます。

まずは、SNSとWi-Fiの整備についてお聞きしていきます。SNSと言われるものはいくつかございますが、主なものとしてはツイッター、またはフェイスブック、ライン、インスタグラム等がございます。その中でも主にツイッター、フェイスブックの公式アカウントを開設して取り組むことについて提案をしてみました。日常的には行政情報や観光情報、イベント情報などを発信することで町内外に向けて広く情報発信することが可能になります。過去の質問でも詳しく述べましたが、災害時には特にツイッターがその威力を発揮することができます。いわゆる拡散といわれるものでありますが、町から受け取った情報をシェアすることで即座にどんどん広がってまいります。これは災害時には非常に重要なことでありまして、熊本地震のおりにも多くの情報のやりとりがされておりました。この情報発信という点で見た時に、本町はまだ少し弱い部分があるのではないかというふうに感じております。

例えば今回の新型コロナウイルス感染症対策、先ほど議長からもお話がありましたが、この4日から本町においても小中学校が臨時休校になっておりますが、それに関する情報が町のホームページ上でも発信をされておらず、佐川町は今回の休校の国の要請に対してどういう方針で望むのかということが広く町民には知らされていない状態でありました。他の自治体においてはホームページやツイッターなどを通して、この感染症に対する情報を発信しております。ただ現在は本町もホームページのトップ画面に重要なお知らせとして、掲載はされております。こういった点から本町の情報発信についてまだ十分とは言えない中で、この情報発信という点において、SNSを可視的に活用すべきとの思いから、今までも提案をさせていただいております。

町長または担当課長からは、前向きな答弁をいただいております。30年9月定例会におきましては、堀見町長から「今年度しっかり検討した上で、来年度の予算でホームページのリニューアルを図っていきたいと思っている」と、「行政情報としてのフェイスブック、ツイッターの利用に関しては、今年度検討を進める中で、来年度のスタート時点で立ち上げることを目標にしながら、プロジェクトチームで検討し、協議を進めていききたい」というふうに答弁をいただいております。

また、昨年の3月の定例会では、岡崎チーム佐川推進課長からも「新年度、4月以降、行政情報の広報さかわの見直しも含めて、ホームページの見直しもあります。その他、フェイスブック、インターネット、SNSの活用について、具体的に新年度から動きを進めていく。プロジェクトチームの話がまだ取りまとめができておりませんが、それを受けてから具体的に、チーム佐川を中心として進めていくということになります」という答弁をいただいております。

しかし、いまだにホームページも私が見る限りではリニューアルもされているようではありませんし、ツイッター、フェイスブックについても、どういう状況になっているのか見えておりません。

本町には、以前からブランディングの1つだというふうにお聞きをしておりましたが、「まじめにおもしろい365日」という公式アカウントをツイッターに開設しております。今は休止状態のようでありまして、代わりにInstagramに公式アカウントを開設しております。たぶんこちらに切り替えたのではないかというふうに思い

ますが、今そちらで情報発信をされているようで、私が見た時にはフォロワー数は1,031人でありました。このアカウントでは主にまじめにおもしろい町の様子を発信するというコンセプトのもとで発信をされております。このインスタグラムは佐川町のよさがいろいろな角度から発信されており、おもしろいというふうに思います。ただまあ以前から何度かお話しましたが、365日という限りは本来は毎日の佐川のいろんな横顔を発信をしていくと非常に皆さんから興味を持っていただく。毎日発信するってすごいねということになるとと思いますが、いまだそこまではいっていないようです。ただこれらはリアルタイムの行政情報の発信というものとは違いますので、前段から申し上げておりますように、ツイッター、フェイスブック、特に瞬時に例えば町長が今回のコロナウィルスに対して町としたらこういう方針ですということをツイッターで発信をすれば、一気に広がっていきますので、特にツイッターの活用というのは非常に有効だと思っています。前回、前々回と前向きに取り組むという答弁をいただいておりますので、この議場での答弁でございますからその点を踏まえたうえで、現段階での進捗状況、それから今後の取り組みについてお伺いをしたいと思います。

チーム佐川推進課長（岡崎省治君）

おはようございます。松浦議員のご質問にお答えさせていただきます。この行政情報の発信という点でのSNSの活用、それから本年度、令和元年度につきまして情報発信の取り組みにつきましても、若干ご説明をさせていただきたいと思います。

まず本年度につきまして、情報発信の各取り組みといたしましては、昨年度のプロジェクトチームの流れを受けまして、いくつか取り組みをしております。まず1つは、これはSNSではございませんけれど、広報さかわにつきまして紙面の充実を図っております。具体的には特集ページを組んで今町の進めているできごととか、今の時点で行政として情報発信すべきことについて、巻頭ページで特集ページを組む。それからあとは紙面づくりにつきましては、見る側に立ったわかりやすい例えば表題であるとか、そういうことを工夫をしていくとか、あるいは行事ごとにつきましてもこれまで少しばらばらに載せていたものを、例えば健康の関係であるとか病院の関係であるとか、そういったものを一覧に見やすいような紙面づくりの工夫をさしていただいております。それから編集に関しまして

もチーム佐川推進課の中でこれまではなかなか取り組めていなかった、編集会議というものに取り組んで、紙面づくりのまとまりということにも取り組んでおります。

あとホームページ、町のホームページの見直しにつきましては、これは本年度の9月補正予算でリニューアルの予算を出させていただきました。ホームページのデザインの見やすさ、それから今スマホの対応ができておりませんので、そういったものの対応、それから高齢者とか利用しやすい点での操作、利用しやすさの点での改修、そういったものを取り組みまして、今年の4月、来月からですねホームページ、リニューアルしたものを公開するという手続きを行っております。

それから町内の議論の話になりますけれども、これ行政情報全般相手に伝わりやすい対応といいますか、どういうふうにしたらいいかということで、相手に伝わる情報発信を考えるということで、これをテーマにして係長以上の庁議を年明けに1回もちました。そういった対応をさしていただいております。肝心のSNSの行政情報の発信につきましてですが、これについては現時点でホームページの改修であるとか、広報さかわの見直しを進めている中で、今年の7月をめどにして、これはツイッター、フェイスブックではございませんけれども、ラインというものを活用してさまざまな行政情報をですね、今ホームページとかさまざまな媒体で情報発信をしているのを、ラインというSNSを活用して、皆さんに、町民の皆さんに伝わりやすいという仕組みを作ろうと、ということで話を進めております。なぜラインを活用しようというふうに考えているかということにつきましては、今現在ラインというものは住民の方々に広く利用されております。高齢者も含めてラインが発表しているデータとしては、住民の約80%以上はこのラインを使っていると、お年寄り60歳代につきましても50%以上使っているということで、この行政情報を広く伝えていく、それから瞬時に伝えていく、それからあとはこちらが伝えていくだけではなくて、住民の方々からのコミュニケーションというふうなツールとしても使えるということで、これを活用していくという方針を定めて、あとはアカウント取得であるとか運用方針というものをこれから定めていくこととなりますので、7月をめどにラインでSNSを活用していくということを立ち上げていきたいと考えております。以上です。

9 番(松浦隆起君)

ラインを7月から活用されるということで、それは非常にいいことだとは思いますが。後ほどこのライン活用も前回取り組みをお聞きしておりましたのを、お聞きをするようにしておりますので、合わせてお聞きしたいと思いますが、それぜひ取り組んでいただければと思います。ただ、情報を拡散させるというか、幅広く広げるという意味では、フェイスブックはどちらかというと個人名なので、基本的に信頼している人たちで、ツイッターは幅広く本名でないアカウントもいっぱいありますので、ただ一気にいろんな方に佐川町のこんなことをやっているということを拡散できる。ラインは、私もラインをやっていますが、その意味ではシェアをして広げるという意味ではツイッターには及ばないと思っております。ですからそんなに費用はかからないのでラインに取り組むのと同様に、その情報を同じようにツイッターに載せればいいので、ツイッターもぜひ取り組んでいただきたいと思いますので、再度答弁をお願いします。

チーム佐川推進課長（岡崎省治君）

お答えいたします。そのSNSの活用については現在ラインを立ち上げるということになっております。その運用方針をこれから定めていかなければならないので、その中でこういった活用していくかということで、現時点ではツイッターをやるということは考えておりませんでしたけれども、そういったことも含めて検討させていただきたいと思っております。

9 番(松浦隆起君)

今まで何回もの答弁をいただいておりますので、その点も含めてというアバウトなニュアンスやなくて、ツイッターについてもしっかりと検討していただくと、いうことをもう一度御答弁ください。

チーム佐川推進課長（岡崎省治君）

お答えさせていただきます。ツイッターのそういった拡散という利点のことも含めまして、検討をしっかりとさせていただきたいと思っております。

9 番(松浦隆起君)

なぜこんなに言うかということ、今まで何度もお聞きしていることもあります。使っている実感として情報を伝えるという意味では、ツイッターは1番優れている。それから私の勉強不足のところもあるかもわかりませんが、自治体が使っているものはやっぱりツイッ

ターが多いと思います。課長が言われるように、情報の双方向、後ほどお聞きしますが、それはラインじゃないとできない、ツイッターでもできないことはないんですが、それぞれの特色というか、有効性があるわけです。ですから片方だけじゃなくって、取り組んでいるところは両方のアカウントをフェイスブックなり、インスタグラムなりいろいろ持っているところもあります。本町もインスタグラムを今使っておりますし、その他にまるごと植物園なり、自伐の地域おこし協力隊なりいろんなかたちで持っているわけで、これまで何度も提案しているのにかたくなに、かたくなとは言いませんが、ラインだけに周知して私が提案していることは検討しないということであれば、今までの答弁はじゃあ何だったのかというふうに言わざるをえないので、ぜひしっかり検討してください、もう一度。お願いします。

次に、W i - F i の整備についてお聞きをしたいと思います。この質問につきましても、28年6月、30年9月の定例会でお聞きをしております。これは庁舎を含めた公共施設、避難所などの防災拠点、また観光施設などの公衆無線LAN、いわゆるW i - F i 整備を進める取り組みであります。最初にご質問した頃から比べれば、今は多くの施設、商業施設においてもこの整備がされております。また今多くの方がスマホやタブレットをお使いになられております。そういった意味ではこのW i - F i 環境というのは我々には日常のものになりつつある。特に災害時においては避難所において避難をされてきている皆さんの情報の取得、発信などは電話よりもSNSが多く使われるであろうことは今までの災害時の被災地の現状を見れば明らかであります。そういった中で必要となるのはW i - F i 環境であります。そういった観点から防災拠点となる本庁舎または文化センター、かわせみなど拠点避難所などの整備というのは、必要なものではないかというふうに思います。

30年9月定例会において総務課長からは、設置するにあたってはイニシャルコストとランニングコストがかかる状況であり、ランニングコストは単なる維持管理費用だけでなく、月額使用料が毎月発生すると、いう状況になります。このことから普段利用を考えない防災に特化しただけのW i - F i 整備の設置ということについては、費用対効果の面からは効率があまりよくないというふうに考えておりますと、いう答弁をいただいております。ただ私が当初から提案

しているのは、防災に特化しただけのものではありません。先ほどさまざまな場所にW i - F i 環境が整備されていること申し上げました。今は個店であります食堂でありますとか、ラーメン屋さんでありますとか、そういった所にもW i - F i 環境が整備されている所がかなり増えてまいりました。国も補助金を創設したりして今W i - F i 環境の整備に向けて後押しをしているところであります。そういった意味からも早急に全ての施設とは言いませんが、拠点となる施設には整備をするべきではないかと。

また、30年の9月定例会においては、課長からは「教育委員会でのタブレットとI C Tの進んでいった中で、W i - F i 導入があるであろうと、それに合わせて災害時には避難所のほうに利用していただけるといようなことができるよう協議を行っていきたい」という答弁もいただいております。合わせてその後どういった状況になっているかを含めまして、このW i - F i 整備についてお聞きをしたいと思います。

総務課長（麻田正志君）

お答えいたします。避難所へのW i - F i 整備につきましては、ただいま松浦議員がご質問いただいたあの内容になっております。W i - F i は設置するにあたっては、先ほど松浦議員がおっしゃられたように、イニシャルコストとか維持管理とか、月額使用料などのランニングコストが発生するということで、役場を含めた公的機関や、拠点避難所への普段利用など考えない防災に特化したW i - F i 整備ということで、前にもお答えさせていただいております。それで先ほどのご質問にありましたように学校での利用含めて、教育委員会と協議を重ねてきたという現状でございます。町立の小中学校では本年度各校へのタブレットの整備に合わせまして、教室とか体育館へのW i - F i の整備のほうも合わせて行われております。それで災害時の活用方法につきましては、そういう各学校のタブレットの利用も含めて、教育委員会と協議を進めていきたいというふうに考えております。それ以外の役場とかかわせみでありますそういう公共施設へのW i - F i というのは、現在のところは考えておりません。以上でございます。

9 番（松浦隆起君）

昨日いつもの日曜日の家族防災会議が昨日であったですね。昨日のテーマは家族で情報収集を考えようというテーマでした。災害が

発生しないにこしたことはありませんが、災害発生時には今までの東日本大震災また、熊本地震、前回も申し上げましたが、各通信の会社が臨時のそういう中継所を持ってきて設置はしていただきます。でもそれはすぐではない、すぐにいろんな情報を発信するのは発災直後。今後我々議会も今後タブレットということも視野に入っておりますが、そういったことを考えるとこの庁舎、職員の方もいろんなやりとりをいろんな時にされると思います。通常は自分の通信の範囲でできるでしょうけど、それが多くなるとそれを超えてしまうということになるわけです。だからが全てのとは言いませんが、こういう庁舎であるとか拠点はやっぱり今後ますますこういう整備はしていくべきだと。

例えばうろ覚えですが、宿毛だったと思いますが、宿毛市もWi-Fi整備をして、例えば議会中は各それぞれがタブレットを個人の物も使っていていただいて構いませんと、いうようなこともしている所もございます。ですから検討は予定はないということでしたが、再度ぜひ検討をしていただきたいと思います。検討していただけるようであれば、御答弁ください。

町長（堀見和道君）

ご質問いただきありがとうございます。松浦議員のご質問にお答えさせていただきます。役場本庁舎並びに文化センター、かわせみにつきましては、拠点避難所という位置づけもあります。普段の住民の皆さんの情報収集発信の場所でもあります。この3カ所につきましてはまず役場としてWi-Fiの環境の整備を前向きに考えていきます。以上です。

9 番（松浦隆起君）

ぜひそこからスタートしていただければと思いますので、よろしくお願いします。

次にライン活用についてお聞きいたします。先ほどチーム佐川の課長からラインに取り組むということがありましたので、少し重なるかもわかりませんが、せっかく原稿を用意しておりますので、お聞きしたいと思います。

昨年3月にお聞きをしました。これはラインを使用して情報収集ということで、スマートフォンアプリのラインを活用して、道路や公園の不具合に関する通報システムであります。地域の道路や公園など路面に穴が開いているでありますとか、公園の遊具が少し故障

しているのではないかと、そういう情報をその場所を撮影した写真、それから位置情報とともに自治体に送信をします。それを受けて担当課が対応するという仕組みであります。ラインを活用して町民の皆さんの力もお借りして、地域の情報をラインを通じて提供してもらおうということは非常に有効な取り組みでありまして、協働の町づくりの1つのかたちだというふうに思います。そういった観点から昨年の3月定例会において提案をさせていただきました。総務課長からは「取り組みとしては有効な部分があるというふうに考えております。今後については今検討しているSNSの活用状況等も踏まえて取り組んでいけますよう考えてみたいと思います」という答弁をいただいております。有効な部分があるというご認識をいただいておりますので、その後の取り組み状況をお聞きをしたいと思いますが、先ほどラインに7月をめどに取り組むということでございました。ラインはラインを使っている方はわかりますが、お互いがメールのようにやりとりをできる機能はありますが、町がこれをする場合それではなくって、アットラインというのを開設をする予定なのかもわかりませんが、どういったかたちで活用しようとしているのか、それから今チーム佐川の課長からあった7月をめどというラインの中に、今私が質問したものも視野に入れて検討されておられるのか、それも含めてお聞きしたいと思います。

総務課長（麻田正志君）

お答えいたします。昨年の3月の議会の時の回答は今、松浦議員がおっしゃられたとおりでありまして、今後につきましては検討しておりますSNSの活用状況等も踏まえて、取り組んでいきますように考えてみたいというふうに現在のところ思うというふうに答弁させていただきました。その当時まだラインのほうについて導入ということがありませんでしたので、このような答弁をさせてもらったところでもありますけれど、本日チーム佐川推進課長のほうからの答弁がありましたように、7月からの運用を目標にラインを立ち上げるということでもありますので、そのラインを立ち上げるその運用とかいう中で、どのような活用ができるのかということを以前に松浦議員から教えていただいた、そのような先進的な事例も踏まえて考えていきたいというように思っております。以上でございます。

9 番（松浦隆起君）

前回内容については詳しくお話をしておりますので、今、課長か

ら答弁いただきました言葉尻を捉えるようですが、どのような活用ができるのかではなくって、このラインを通じてそういった写真と位置情報いただいて、例えばこの道路が傷んでる、そういう情報をいただいて、産業建設課につなげる、建設課が現地を見て対応が急ぐものは対応をするというそういった町民の皆さんの声を聞いて、役場が動く仕組みをラインとして取り組みますかという質問ですので、それについてそれを7月からスタートするラインに取り入れるように検討するのかどうか、今まで何回もお聞きをしておりますので、今日はちょっと具体的にしっかり答弁をいただきたいと思っておりますのでお願いします。

総務課長（麻田正志君）

お答えいたします。総務課のほうにおきましては以前のご質問にもありましたように、例えば公園でありますとかそういう所の遊具がちょっと傷んでおるとか、そういうふうな情報、産業建設課のほうにおきましては先ほど言いましたように、道路の状況とかそういうことが考えられると思います。まずそのような情報を提供していただきましたら、それについて各担当課のほうでその状況に応じて対応すると、いうような取り組みという意味でございます。以上でございます。

9 番(松浦隆起君)

提案しているこのラインの取り組みをこの7月のラインのスタートの時に、取り入れていただけるという理解でいいんですかね。ちょっと言い方がわからなかったのもう一度答弁をお願いします。

総務課長（麻田正志君）

お答えいたします。このことについては産業建設課長のほうとも話しましたが、このラインが活用できるということになりましたら、今、松浦議員がおっしゃられたような取り組みをしていこうという考えということであります。以上です。

9 番(松浦隆起君)

わかりました。繰り返し言うようですが、このラインとこのSNSのツイッターというのは明らかに違いますので、特に災害時ににおいてラインで情報が広く伝わるかというところとちょっと疑問視をするところでもあります。それなぜかという僕も全てわかってるわけじゃないので間違ってるかもしれませんが、ラインというのは基本的

に自分の電話に入っているアドレスの人とまずはつながっていくということです。ツイッターは関係なく自分が発信すればいろんなところから友達申請が来る。そこで広がっていく。町内の人との密ないろんな情報のやり取りや、こんなこと困ってますっていうことにはラインのほうが向いてると思うので、ぜひそれは取り組んでいただきたいですが、ツイッターとは性格が違うということをもう一度少し理解していただいて、検討していただきたいと思います。

先日佐川町在住で通信機器の大手の会社に行かれています方、お仕事されている方とちょっとお話をさせていただく機会があって、お話ししました。その方は仕事柄県内外の企業、また自治体も回られておりまして、佐川町がどういう内容でということも知っておりましたが、その方からは「佐川町はそういう通信関連やシステムそれについては非常に松浦さん、遅れてますよ、と。県内ではかなり遅れている。南国市は非常に進んでいる。一度松浦さんも南国市に行ってみて来たらどうですか。職員の皆さんも積極的にそういう所に行って研修をして、見に行った方がいいですよ」という、かなり耳の痛いお話をお聞きをしました。遅れているのか進んでいるのかというのは僕自身はわかりませんが、その方の言うには「こういうシステムや機器関連通信についての考え方自体ももう少し勉強したほうがいいと思います」という、同じ佐川町の町民の方ですから、佐川町のことを思っているいろいろ私にアドバイスをしていただきました。そういったことも含めて職員の皆さんも得て不得手があると思いますが、それを乗り越えてしっかりこういうことにも取り組んでいただきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

それでは2点目に移ります。防災対策についてお伺いいたします。具体的には防災リーダー育成の取り組みとして、防災士増加へ向けての取り組みということでお聞きをいたします。2011年3月11日14時46分に発生をし、日本での観測史上未曾有の大地震となり、地震と津波による甚大な被害を残しました東日本大震災より、この11日で9年を迎えようとしております。ここに改めて犠牲となられた方々に謹んで哀悼の意を表しますとともに、今なお避難を余儀なくされておられる被災者の皆様に心からお見舞いを申し上げたいと思います。この大震災以降全国各地で防災の取り組みが再認識をされ、この震災が大きな教訓としてさまざまな取り組みがされてまいりました。本町においても職員の皆さんと地域の皆さんのご努力

によって、ハード面、ソフト面、両面において数多くの防災対策がこうじられてきております。そういった中で今後大事な取り組みになる1つが、人の育成ではないかと思っております。今、町内の各地域に自主防災組織が地域の皆さんのお力で整備をされてきております。その組織の運営をつかさどるのもまた人であります。本日はその人の育成という点で地域防災力向上のため防災リーダーの輩出、育成そしてその一環としての防災士を増やすための取り組みについて、お聞かせいただきたいと思います。

本町が平成26年3月に策定した佐川町地域防災計画の中には、自主的な防災体制の整備として、住民自主防災組織及び事業所との役割を明確にし、連携を深めながら自助、共助の体制づくりを進めるとしております。そして地域の防災リーダーの育成として地域での自主的な防災活動のリーダーとなる住民を対象に、研修を実施する。また県等が行う防災士育成講習や防災リーダー研修への積極的な参加を促進するとしております。

そこでまず伺いいたしますが、この地域の防災リーダーの育成に向けて、具体的にどのような取り組みをされておられるのか、お示しをいただきたいと思います。合わせて町内の自主防災組織、そして職員の皆さんも含めて、防災士の資格を持っておられる方は何名おられるのか、教えていただければと思います。

総務課長（麻田正志君）

お答えいたします。風水害や南海トラフ地震などから命を守るためには、まず住民の皆さまが自ら身を守る行動をとること、これが最も重要であるということでありまして、佐川町といたしましても自分たちの地域は自分たちで守ると、いう自助、共助の理念のもと防災まちづくりサロンの開催、あるいは資機材の整備、地域の防災訓練などへの助成などを通じて、自主防災組織等の育成に務めているところであります。また県などから案内のある防災に関する学習会や、講演などの参加のほうも自主防災組織のほうに促さしていただきまして、防災に関する知識を深めていただくとともに、地域でのリーダーを担える人材の育成につなげていきたいと、というような活動の取り組みのほうは行っております。

あともう一点の町内の防災士数というところでありますけれど、今現在総務課のほうで把握している人数は31人となっております。以上でございます。

9 番(松浦隆起君)

それぞれ研修の案内はしておられるということですが、私も今年度立ち上げて、自主防災会の仕事をさせていただいております私のもとにも、ご案内の通知は来しました。それでどれだけの人が行くかなあというふうに思ったのが率直なところでありまして、積極的にこの防災リーダーというのを本気で育成するには、もう一步踏み込んだ取り組みが必要だというふうに思っております。

日本防災士機構によれば、防災士の登録者数は今年の2月末の時点で累計 19 万 457 人というふうにホームページ上には出ておりました。この防災士は民間資格で自治体や大学など、教育機関、民間団体が N P O 法人日本防災士機構の認証を受けて、開く講座を履修した後、筆記試験に合格し救急救命講習を終了すれば、取得をできるというもので、防災士に期待される役割は主に 2 つあります。

1 つは、防災減災に関する知識や、技能を生かして自分や家族の身を守ること、そして初期消火や避難誘導、避難所開設など、発災直後の対応でリーダーシップを発揮することとされております。この防災士は自助と共助の役割を果たす大きなものと言えらると思います。そのことは行政による公助の限界が浮き彫りになったと言われている、阪神淡路大震災これを教訓に防災士が誕生したと、いう経過もわかると言えます。防災士の資格取得者が今、年々増えております。その一因には自治体による後押しもあるようでありまして、この取得の費用を助成する自治体は約 350 に上ります。役所の防災担当者、消防士、警察官が資格取得に取り組む例も多く見られております。ただ資格取得後の活動が個々に委ねられているために、思うように知識や技能を生かせずにいるケースも少なくないために、防災士をいかに活用するかという視点も自治体には求められております。

実際に取り組んでおられます自治体の例をお話をしたいと思いますが、その自治体は 2016 年 4 月 14 日に発生をした熊本地震において、震度 7 を計測し、大きな被害を受けた熊本県の益城町であります。我々議会も一昨年視察に行かせていただきまして、さまざまなお話もお聞きしたところであります。この益城町は昨年災害発生時に活躍する防災リーダーの育成を目的に、町主催で町独自の防災士養成講座を初めて開催しております。同町の講座の参加対象は町内在住で、地域の防災活動や町の防災施策などに協力する人としてお

りまして、受講料は無料で教本代 3,500 円その他、資格取得試験の受験料 3 千円、合格時の防災士認証登録料 5 千円の計 1 万 1,500 円も町が全額補助するものであります。この講座には 59 人が受講し、試験を経て、新たに 49 人の防災士が誕生しております。益城町はこういった取り組みを行った目的には、各地域の自主防災組織に防災士がいるような体制になればと、期待を込めたものであったようにあります。大きな被害を受けた益城町はこういった取り組みを行う理由には、やはり震災を経験した上での教訓からきていることも理由の 1 つにあるのではないかと思います。

先ほど申し上げましたが、益城町のように防災士資格の取得助成している自治体は、350 に上っております。現在の全国の市町村数が、1,740 ほどだと思いますので、約 2 割の市町村がこの制度を取り入れており、これは決して少ない数だとは言えないと思います。日本防災士機構のホームページによりますと、2019 年度現在までに何らかの助成制度をとっている自治体はこの近隣で言いますと、中土佐町、四万十町、越知町、日高村がございます。高知県においてこの防災士の資格を取得する場合、県が主催する講座を受講し試験を経て登録となります。この場合、受講料は県が負担をし、個人負担は資格取得試験受験料の 3 千円、合格時の防災士認証登録料 5 千円の計 8 千円となります。

その他各市町村が独自で育成講座を開催する場合があります。お隣の日高村では日高村防災士育成事業補助金交付要綱というのを、平成 26 年 9 月 1 日付けで策定をし、助成を行っており、助成額は試験の受験料と、認証登録料の合計 8 千円を限度としております。この要項によりますと、補助対象者は日高村に住所を有するもの、また日高村にて勤務をするものであって、講座を受講し防災士の資格を取得をしようとするもの。防災士の資格を取得を防災リーダーとして、村内の自主防災組織等で活動する意思のあるもの、村税の滞納がないもの、就業を村内での就業を証明するものとされております。

また、越知町におきましても、越知町防災士資格取得支援補助金というのが創設されておまして、日高村と同じような要項の内容となっております。ホームページ上には県が開催する防災士養成講座のお知らせを掲載をし、広く呼びかけております。

今取り組んでいる自治体の例をお話しましたが、いざ災害が発生

したおり、それぞれの地域において自助、共助の要となる自主防災組織、そしてその中心となる方たちの力が必要となってまいります。防災リーダー育成の要として、防災士養成講座を受けることで、防災についての意識も強くなり、向上にもつながると考えております。そして自主防災組織の方を中心に、各地区に防災士が誕生しその方たちを中心に、各地区の防災力向上に取り組んでいただくことで、有事の際には住民1人1人の意識が変わり、備えや動きも変わり結果として1人でも多くの命を救うことができる。減災対策となるというふうに考えております。防災リーダーを育成することは一方で地域の自治力というものを育成することにもつながり、これは町長の掲げるチーム佐川の町づくりにもつながるというふうに思います。1人でも多くの方に正確な情報をわかりやすく伝え、災害弱者と言われる方にはしっかりと手を差し伸べ、いざという時に機敏に動ける体制をつくり、地域に防災リーダーを育てることは必ず防災、減災につながると考えております。

以上の観点から本町におきましても、自主防災組織の方たちを中心にこの防災士の育成に取り組み、防災士育成講習の受講、資格取得に対しての助成を行うべきだと思います。また本町においての町主催の防災士の育成講座も検討していただければと思います。こういった取り組みを行い、防災士の力を発揮できるような仕組みを行政がつくり、しっかりとした道筋をつくっていくことで、地域の自主防災組織がさらに向上していくものと考えます。共に防災リーダーの裾野を広げ、次の世代、そしてまた次の世代へと防災リーダーのバトンをつなげていけるようにしなければいけないと思っております。以上を踏まえまして、この取り組みについてのお考えをお伺いいたします。

町長（堀見和道君）

お答えさせていただきます。松浦議員がおっしゃいますように、防災士の育成というこの1つの視点も防災力を高める上では、大変意味があるかというふうに考えます。佐川町は全国にも先駆けて、特異的な取り組みであります、防災まちづくりサロンというものを開催してきました。自主防災組織を立ち上げている自治会ごとです、ね、住民の皆さんできるだけ多くの皆さんにお集まりいただいて、1人1人が自分ごととして、災害の対応について考えるという、まず自助についてみんなで考えまじょうと、その中で地域地域でお互

いが助けあえる共助についても、地域の特性もあるのでそれをみんなが集まって話をした時に考えましよう、ということで防災まちづくりサロンの取り組みをしてきました。これは国土交通省でも大変すばらしい取り組みだということで、情報誌等で発信してもらっています。その中で少しずつ防災力を高めていく、チームで高めていくということに取り組んできました。今後におきましては、その防災まちづくりサロンが行政主導ではなくても、各自治会ごとに自主防災組織のリーダーの人たちが音頭をとってですね、自走できる自分たちでサロンを運営できるようになっていっていただくことが、とても大切だというふうに考えております。

また自主防災組織のリーダーの皆さんにはですね、できれば1年でも長くできれば5年ほどですねやっていただけるとありがたいと、1年ごとに自主防災組織のトップが、それぞれの自治会の中のトップが1年ごとに変わっていくというのは、なかなか組織の運営上難しいということも話をさせていただいております。ただ自治会それぞれの事情もありますので、これは役場から強制できるものではありませんが、役場としては今後も自主防災組織のリーダーをやられる方は、できるだけ長くやっていただけるとありがたいということをお願いしてですね、また今後自主防災組織連絡協議会の中でも、防災士の観点についても皆さんの意見も聞きながら、町として町主催の講座を開催したほうがいいのかどうか、それも皆さんの声も聞きながら今後進めていきたいと考えております。

いろんなやり方があるとは思いますが、佐川町としてはかなり時間も労力もかけて、この防災まちづくりサロンこれに一生懸命取り組んできましたので、この流れを閉ざえさせることがないように、住民の皆様と一緒にあってチームで災害に強い町づくりをしていきたいと、そのように考えております。以上です。

9 番(松浦隆起君)

さらっと聞くとこのままわかりましたと言いきなりになりますが、まちづくりサロン、それを自主防災組織等で今後は自分たちで行っていただけるようになってもらいたいと、そういう理想に進めていきたいということですが、それにはやはりリーダーが必要なわけですね。それについてどうするのかということをあえて言わなかったように思いますが、防災リーダー、この防災士の助成を町として行うのかどうか、それをお聞きしたいと思います。ある時には今まで

質問していくと、近隣の動向を見てということをよく聞くフレーズでありまして、日高村と越知町は両方が助成制度を先ほど紹介したように、事業を立ち上げて防災士の育成に取り組んでいると、積極的に先ほど紹介したように、防災リーダーの研修、講習積極的な参加を促進すると、どうかたちで積極的に促進するのかと、お手紙を通知する、自主防災の会長集めて口頭で言う、お願いします、それで防災士、じゃあ防災士の資格を取るようにしようかっていうことには全くならないとは言いませんが、なかなか進まないのではないかなあというふうに思っております。

県のホームページ、県が書いていることからすれば、この防災士の育成の講習、5万なにがしかかかるもの、これは県が負担をしますということであります。そのあとの費用を日高村、越知町全国350の自治体は、自治体として負担をして職員の方に代わって地域で防災力のリーダーになってもらえるように、という取り組みをしているわけで、もう一度お聞きをしますが、まちづくりサロンのお話はわかりましたので、防災士への助成を行うつもりがあるかどうか、それをお聞きをします。

町長（堀見和道君）

お答えさせていただきます。先ほど防災士の取り組みにつきましては、自主防災組織の連絡協議会の中でまた皆さんと一緒に意見を交換してみたいという話はしましたが、現時点で防災士取得にかかる補助金ということに関しては、町としては考えておりません。以上です。

9 番（松浦隆起君）

よく関係者の方とお話をして意見を聞いたということは、よく言われることですが、町長が考えてトップダウンで進めることはたくさんありますよね。これやるべきだということは。そこで町長としてこの防災士、町としてしっかりリーダーをつくるために、こういうことをやろうと思っておりますと、ご理解くださいというふうに問いかけを落とせばいいんじゃないですか。私はそう思いますけど。

町長（堀見和道君）

お答えさせていただきます。松浦議員のお考えはよくわかります。ただ防災士という資格を取ることが目的になってしまいやしないかという心配もしております。本当に防災士を取って自主防災組織のリーダーとして兼任をしていきたいんだと、こういう目的があっ

て取ったほうがいいだろうと、そういう部分がそもそもの目的が明解になって自主防災組織の連絡協議会でもそういう話が今後出てきて、町としてはしっかりと検討しなければいけないなあという段になれば検討していきたいと思いますが、現時点では私の考えとしては私がトップダウンとしてですね、この補助金を創設するということをいう状況にはないと、いうふうに思っております。以上です。

9 番(松浦隆起君)

この計画をつくって出したのは町長ですね。積極的な参加を促進すると、この防災士というのは資格の取得が目的ではないことは当然です。この地域リーダーの防災を育成するという点で取り組むということで、これを講習を受けていただくことで、さまざまなことを知っていただいて意識も知識も高めていくと、これが眼目なわけですね。それは自主防災会の方に考えていただいて、みんなでのというのはそれは当然必要なことだと思います。だけでもじゃあ26年に作成、計画を作成してどれだけの防災リーダーが誕生したのかということです。その検証をされているのでしょうか。具体的にそういう知識と意識があって、地域で防災リーダーとしてのある意味自覚も芽生えてくる。私はそう思います。

町長が言われるようにこの資格を取得することが目的ではないのは当然であって、防災士という資格が付いてきますけど当然、講習を受けてこの取り組みは。だけでも大事なことは講習を受けると、その知識を持ってもらふということなわけです。それはそれを積極的に参加を促すということを、計画に書いているわけです。自主防災会で協議をしていただいて取り組みを考えてもらいますなんて、計画には書いてないですよ。もう一度答弁してください。

町長（堀見和道君）

お答えさせていただきます。防災リーダーという観点では避難所の運営マニュアルを策定する時に、各避難所ごとに地域のリーダーとなる方はマニュアルの中に記載はさせていただいております。それはマニュアルを作る上でやはりリーダーという方が決まっていなくて、なかなか組織の運営はできていくのは難しいだろうという視点で決めさせていただいております。いろんな観点でのリーダーという方が防災上、防災の対応する時に必要だろうなあというふうに思っていますね、それは防災まちづくりサロンもしながら、地域の中でリーダー的な人が育っていったらいいなあということで、

いろいろ話はしてきております。防災士につきましても1人のリーダーとして、各地域で防災に対して取り組んでいただくということは間違いないことだと、いうふうに思ってます。ただ防災士の資格を取った後に、町が補助をするのであれば、どのような活動をしていただくのか、何をするのかということが大切になってきます。まだそこまで町として残念ながらですね明確に防災士の観点で、どういことをしていただくのかということがまとまっておりません。ただ今、町としましては、防災まちづくりサロンの取り組みに一生懸命取り組んでおりますので、その流れを閉ざさないように今後も地域の皆さん、自主防災組織連絡協議会の皆さんと協議をして取り組んでいくということ、このことについてしっかり取り組んでいきたいと考えております。以上です。

9 番(松浦隆起君)

聞いていることにストレートに答えていただけないんですが、この地域防災計画に防災士育成講習や、防災リーダー研修への積極的な参加を促進すると書いてるわけですが、町が。その積極的な参加を促進する取り組みを、じゃあ具体的にどういうことで促進するのかお答えください。

町長（堀見和道君）

お答えさせていただきます。先ほども総務課長のほうで自主防災組織のほうに、こういう講習がありますということで連絡をさせていただいております。そのことで現時点は取り組みに参加してくださいということを促していると、いう町の取り組みになります。以上です。

9 番(松浦隆起君)

通知をお知らせをすることが積極的な参加を促すことになるんですか。全然ならないと思います。町長がそういう認識だとすると、防災リーダーの育成に本気で取り組んでいると思えません。ここに計画に書いてるじゃないですか。住民を対象に研修を実施すると、この計画は書いただけですか。そうじゃないですよ。実施するために計画があるわけで、だからさっきから言っているように、防災士という結果は付いてきますよ。けども目的は研修に参加していただいて、実際の知識と意識を高めてもらうことにあるわけで、そして防災士という資格が付くことで、それぞれがこの地域の防災を担う自分がリーダーなんだと、そういう防災士の資格を持つことで、

自覚を持っていただくという取り組みは、私は有効だと思います。それを自主防災の協議会のところで検討してもらうであるとか、今は考えておりませんであるとかっていう答弁で終わるのは、私は到底納得できないので、時間もなくなってきましたから、またお聞きをします、これは個人的にも。

それでは３点目に移りたいと思います。ごみ出し支援の取り組みについて伺いたします。この質問につきましても、今年の６月定例会にお伺いいたしました。内容としては高齢者の方のごみ出しを支援する取り組みと、ごみ集積所の新規設置の基準を定めること。そしてごみ集積所の修繕等に対しての補助金制度の創設についてであります。ごみ出し支援と集積所の設置基準について、取り上げた理由としましては、ごみ集積所までごみを運ぶのが困難な高齢者の方が増えてきているということになります。ごみ出しが困難な高齢の方や障害の方のお宅まで伺い、個別に収集するという、このごみ出し支援の取り組みは今後ますます必要とされてくるという思いから質問をさせていただきました。前回これについてはさまざまな例を上げて詳しく申し上げましたので、今回はもうこれ以上は申し上げません。前回、私の質問に対して堀見町長からは次のように答弁いただきました。

「ご提案いただきました内容、大変重要なことだと認識しております。高齢者のごみ出し支援につきましては佐川町は取り組みを進めております防災まちづくりサロン、自分ごとの防災という観点と考え方は同じではないかと思っております。まず基本となる部分で自助があって、お互い様の共助があって、共助もできない部分をしっかり公助、役場として役割を果たしていくということが大切だと思っております。町執行部としては、早期に検討して結論を出して取り組みをしていきたいと考えております。そして全体のごみ収集について検討する中で、ごみ集積場所の設置基準についても柔軟な考えができるように見直しを検討したいと考えております。またごみステーションの設置についての補助についても合わせて検討して、今年度中には結論を出して来年度スタート時には決めた内容でスタートできるよう、結論を出していきたいと考えております」と、この答弁を御答弁いただいて私は相談をいただいていた方々に、この町長の答弁の内容をお伝えして、「来年度からは何らかのかたちで取り組んでいただけたらと思います」と、いうことをお伝えをし、喜ん

でいただいていたところでありました。そして地元の方からも新たなごみ集積所の設置をまた改めてご要望いただきましたが、先ほど紹介した内容を伝えて、もう少しお待ちくださいとお伝えしております。今回答弁をいただいておりますこの新年度を間近にしても、町長、担当課長からこの経過についてのお話をいただいておりますので、担当課長に現状お聞きをしたところ、結論にはいたっておりませんというお話でした。

ごみ出しの苦勞をされている高齢者の方々の現状を執行部の皆さんは、本当に我が身に感じているんだろうかというふうに疑問に思いました。そういったことから今回再度ご質問をさせていただきました。ごみ出し支援の取り組み、関連する取り組み、早急に結論を出して事業をスタートさせるべきだと考えております。以上を踏まえまして、こういった検討をされてきたのか、そして今後の取り組みについてお答えをいただきたいと思います。

町民課長（和田強君）

お答えさせていただきます。まずごみ集積所の設置基準と合わせて、高齢者のごみ出し支援のことについてお答えさせていただきます。

まず、佐川町のごみ集積所の設置基準につきましては、平成 30 年に設定しそれに基づいて現在運用をしております。新設の基準につきましては 3 点ございまして、1 点はごみ集積所の容量が少なく排出量に見合う移転場所がないと、2 点目に既設のごみ集積所が一定の距離以上離れており、1 自治会以内でのごみ集積所の移設でそれが開設できないと、3 つ目が利用者の急激な増加によりごみ集積所の拡張によっても対応が困難である時としておりまして、この基準の範囲内で地域の実情に応じてできるかぎり柔軟な対応を行っております。しかしながら現行の基準を超える集積所を作り続けることは、作業効率や収集コストを考えていきますと、困難であると判断されることからですね、平成 30 年にできました基準を見直すことは考えておりません。

ただ一方でですねごみ出しが困難になっている高齢者等が増加しているということは認識しておりまして、こうした方への支援制度につきましては創設することを検討したいと考えております。その上でですねごみ出し支援の取り組みについてなんですけど、議員の方のほうからご質問いただいたのちですね、町のほうでも社会福祉

協議会とか、ヘルパー事業所などとも連携した方法などについてですね検討が行ってまいりましたが、具体化には至っておりません。

また、地域全体での取り組みとして位置づけ、考えるべきとの指示も受けておりまして、この点につきましては現状今の時点では具体的な取り組みが進んでおらず、サービスを望む住民の皆様に対して、大変申し訳なく感じております。

そんな中、高齢者の世帯に対するごみ出し支援につきましては、令和元年の特別交付税3月分の算定より、新規項目として高齢者世帯に関するごみ出し支援が創設され、所要額の5割を措置されることとされました。そこで町といたしましては、この特別交付税を活用した高齢者世帯に対するごみ出し支援について、自治体を単位とした地域内での共助を基本とした取り組みを、モデル的に行うことを目指しまして現時点では、令和2年の4月下旬に開催予定になっております町政報告会におきまして、町としての考え方をお示しし町民のご意見をお伺いした上でですね、令和2年度中にモデル事業としてスタートができるように取り組んでまいりたいと考えております。以上です。

9 番(松浦隆起君)

まずごみの集積所の設置基準は見直すつもりはないというお話でしたが、柔軟な考えができるように見直しを検討したいという答弁でありました。基準を見直さないということなので、それはそれでいいかもわかりませんが、例えば一定の距離というのはどういう距離なのか、明確でないわけですね。例えば私の地元のごみ集積所、課長にも来ていただいて現地を見ていただきました。それは一定の距離でありますとか、ごみの増加でありますとか、人口の流入でありますとかそういうこととは違う理由、高齢者の方が現状のステーションに持って行けない、なかなか。そういったことを加味できるような柔軟な対応をするということですが、私の地元のステーションを設置してもらえますかと、課長に議会前にお聞きをすると、いい返事ではなかった。だからできないところもあるわけですね。そういう所をごみ出し支援をしていくと。

先ほど共助というお話がありました。前回町長からもあった時に私からもそれは言わしていただきましたが、共助ができる所はそれでやったらえいと思います。だけど共助ができない自治会が今出てきてると思います。高齢者の方が多くなってきた自治会は、お互い

がお互いを助けるという、助けたい気持ちがあっても自分のごみを持っていくのが精一杯で、それをお隣のを持ってってということにはならないわけで、高知市やその他のように職員の皆さんやまた委託をするかたちで、ごみ出し支援を行っているところがあるわけです。だからモデル事業としてスタートしていただくということでしたが、共助というものだけではなくて、共助ができないところは公助だという町長が言われているわけなので、公助の部分を含めて検討していただくということを、もう一度お答えいただけますか。

町民課長（和田強君）

お答えさせていただきます。先ほど申し上げました共助の部分というのは、まず基本的な部分としてはそういうかたちを考えてはいるんですけど、当然議員がおっしゃられたようにそうでない部分というのが出てこようかと思います。そこにつきましては自治会で取り組みができないような自治会内に対象者がいた場合については、地縁団体であるとか、集落活動センターを運営する団体とか、NPO法人などにですねそういう担い手というか、支援していただくというような方法というのを合わせて考えていきたいなというふうに考えております。以上です。

9 番（松浦隆起君）

質問の今回の議会前にお聞きをした時にはまだなかなか結論が出ておりませんと、今日までに結論出たんですよ。だから本当に高齢者の方は困っている方は困っているんで、こういうことはもう少しスピード感を持って取り組んでいただけたらなあ。私の自宅の前も私の上のほうのお住みになってる高齢者の方が、ごみをかかえたり、車に乗せていくつかごみがあるときは2回、3回と足を引きずりながら、この間もお声をおかけすると「もうよたよたしてこけるかもしれん」と、言いながらごみを持って行ってるわけです。重たい時には僕も持ってあげたりはしてます。そういう実態を本当に感じていただいて、今年度モデル事業からスタートするということですが、モデル事業から即実際の事業に以降できるように今年度中にしっかり取り組んでいただきたいというふうに思いますので、よろしくお願いします。

あと答弁いただいておりますが、このごみ集積所の修繕にかかる補助、事前に課長にお聞きすると、材料というお話でしたが、それだけでは済まないことがいくつかあります。これについても合わ

せて検討するというふうに町長が答弁していただいちゃうわけです。課長からのお話だと、じゃあその検討するという答弁は何だったのかということになるわけです。例えば自分の所ばかり言ったら申し訳ないですが、地元のごみステーション、ごみが多くなってごみが出しきれないので、横に増設しました。地元の方をお願いして作っていただいて何万かかかりました。それはすべて自治会で出しました。その時には課長に相談するとそういうことは出せませんということでしたから、自治会のほうで出しましたが、課長からお話があったようなその網だけ、ネットだけとかいうことだけじゃないわけです。修繕をする時には。ペンキで塗ったり、棒を変えたり、実際に負担は自治会はしゅうわけなので、それについて全額とは言ってませんので、いくらか共同ということであるなら、本来はごみの収集は佐川町の事業ですから、ぜひその点を考えていただきたいということで、前回お話をして検討しますということでしたので、その点について答弁がぬかっておりますので、お答えいただきたいと思います。

町民課長（和田強君）

申し訳ありません。補助金についてお答えさせていただきます。補助金につきましては、ごみ集積所の巡回等による状況を確認しまして、ごみ集積所に対する補助金の検討というのを行ってまいりました。その結果としましては多くの自治会の集積所につきましては、何らかの構造物が設置されておまして、それらは自治会等が設置し、その維持、管理も行っていただいております。そのためそういった集積所はごみの散乱などが少なく、その結果周辺的生活環境が保たれておまして、地域の皆様にはですね、日頃の取り組みに感謝をしているところであります。

令和元年度につきましては、ごみ集積所の建て替え等について、町民課のほうにですね把握している範囲といたしましては、2カ所ございました。その2カ所につきましては、いずれも補助金についての要望ということではなくて、設置時に工事をする関係でごみ集積所はちょっと移動させると、そういった事前の相談が主でした。その後そういう結果を踏まえてですね、担当課の中ではですね、網とかは設置していないようなステーションがございましたので、そういったところについては網を現物支給してはどうかというふうに、考えておったところなんですけど、状況としましては網を設置してい

る自治会っていうのもございまして、網を設置している自治会がある中で、あとから網を設置するのも、それから施設そのものを設置しているところがほとんどである中、補助金を出すというのはですね公平性の観点から、いかななものかということになりまして、改めて町で補助制度を創設は行わないというふうには最終的な判断をいたしたところでございます。以上です。

9 番(松浦隆起君)

何の公平性ですか。よく意味がわかりませんね。今設置している所、今までやっていないから今後やると公平性にかけるという意味かもわかりませんが、そんなこと言ってたら新しいことはなんにもできません。今作っている所が、例えばパイプがさびてきて折れそうだと、じゃあ自治会にお金がないので自治会も直せませんと、ごみがたくさん増えてパイプも折れて、ごみ収集にできない状態に迷惑をかける状態になった時には、じゃあ町としてどうするんですか。

町民課長（和田強君）

現在の時点ではですね、ごみステーションを適正に管理していただくために、自治会のほうにお願いをするということになりますが、最初に申し上げました高齢者のごみ出し支援の事業につきましては、新潟市のですよねごみ出し支援を例に、それで制度設計していこうかなというふうに考えておるんですけど、それは自治会のほうにですね協力員の方をつくっていただいて、その方が支援の必要な方に対して支援をした場合に、1回あたりいくらかの支援金を自治会のほうに支出するというような制度を考えております。それで支援金自体をですね自治会のほうが受け取るわけですので、そういったお金についてはその自治会のごみ集積所の整備であったりとか、その他自治会のですよねいろんな催しとかに利用いただくようなことを考えておりますので、そういった対応をしていただけるとありがたいなあと考えております。以上です。

9 番(松浦隆起君)

ちょっと今わかりませんでした。そういう支援金を自治会に配るんですか。

町民課長（和田強君）

高齢者支援ごみ出し支援の制度については、そういった方向で検討しております。以上です。

9 番(松浦隆起君)

もう少しちょっとわかるように、きちっとお伝えをいただきたいですが、全ての自治会にその支援金を、じゃあいくらを限度に配られるんですか。全ての自治会に配るんですか。

町民課長（和田強君）

その支援事業に取り組む自治会に対して、その支援をした件数に応じて1件あたりいくらかたちで支援金を支給するという制度を考えております。以上です。

9 番（松浦隆起君）

申請をしたところに、その修繕費の上限を決めて出すほうがよっぽど簡単だと思います。前回質問したか口頭で平場で言ったか覚えてませんが、防犯灯の設置にも補助が出るわけですね。それと同じやないですか。私はそう思います。これはあくまでもごみは収集業務は自治体の仕事でしょう。それに自治会が協力しているわけですよ。自分たちの当然ごみでありますから。自治会側もどの自治会もそうだと思いますが、協力してやらんといかんで軽微なものについていちいちお金を出してくださいとか、それは町には言うてきませんよ。だけど抜本的に横へ増設するとか、多額のお金がかかる時に少しは町も協力をして、補助がないろうかねえというのが正直な町民の方の思いです。課長の答弁を聞いていると、このごみ出し支援は7月からということですが、6月かということですが、ほとんど何ら町長がこの場で答弁をしたにもかかわらず、何というふうに抜本的に検討されているようにないわけです。できればもう一度しっかり検討してお答えいただけますか、町長。

町長（堀見和道君）

お答えさせていただきます。松浦議員がおっしゃいますようにスピード感がないという執行部の取り組みに関しては、本当に申し訳なく思います。改めて担当課、担当課長と話をして速やかに検討した内容を住民の皆さんにお伝えできるように、しっかり検討を進めていきたいと考えております。以上です。

9 番（松浦隆起君）

住民の皆さんが1番大事ですが、この場で質問したら質問した議員にもしっかり返してください。どうなってるのかわからないということであれば、ここでは真剣勝負を町長はじめ、課長と我々は、我々も責任をもって答弁、質問しているわけで、我々の質問したことだけじゃなくって、たくさん仕事しているので、それだけに構っ

てるわけじゃないことは当然わかりますが、住民の代表としてこの場に立っておりますので、しっかり検討していただいて先ほど申し上げました集積所の修繕の補助でありますとか、集積所の設置基準も改めて、見直すということでしたから、もう一度町長の答弁いただきましたので、検討していただいて前向きに進むようお願いをして、質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

議長（岡村統正君）

以上で、9番、松浦隆起君の一般質問を終わります。

ここで10時45分まで休憩します。

休憩 午前10時30分

再開 午前10時45分

議長（岡村統正君）

休憩前に引き続き、会議を開きます。

引き続き、3番、西森勝仁君の発言を許します。

3番（西森勝仁君）

おはようございます。3番、西森勝仁です。通告に従いまして、一般質問を行います。今回も町民の声や少数意見などを交えながらお尋ねしていきたいと思っております。

まずはじめに、国土調査についてお尋ねをするところですが、その前に担当課長であります橋掛直馬課長はこの3月で定年退職されると伺っております。橋掛課長は確か昭和58年採用ではなかったかと思いますが、私が直馬さんに初めてお目にかかったのはその前年の昭和57年、私が農業委員会の職員時代に農地の転用問題で来庁されたのが、最初ではなかったかというふうに思います。以来、何かとお世話になっておりましたが、特に平成2年私が総務課の時代に県下に先駆けて外国青年招致事業これは国際交流員と外国語指導助手のことですが、この事業の導入に取り組んだ際に英語の長文を徹夜で翻訳してくれたり、こんなこともいろいろしていただいて、大変お世話になってきた訳であります。こうしたことも含め37年間の長きにわたり、町政発展のためご尽力されてきたことに対しまして心から感謝とお礼を申し上げるところであります。

それでは、本題に入ります。本定例会には役場組織の機構改革が

上程されておりまして国土調査課も調査が全て終了したということで廃止となるようであります、私もこの事業に関しましては、かかわってきた者の一人として感無量の思いがするところであります。佐川町における国土調査の歴史をちょっとひもといてみますと、渡辺町政時代に、これは平成3年に平野大田川の一部を皮切りといたしましてスタートした訳であります、この当時の実施面積はわずか0.2平方キロそれから0.5平方キロ程度でありました。そして和田町政になりまして、私が担当課長に異動した時、平成6年のことであります、この時の計画面積もたった1平方キロ、この状況では平成30年頃の目標としております終着に向けての達成がとてもおぼつかない。その当時は調査のしやすい平野部こういったところを中心にやっていましたが、これから調査が進んで宅地などが混在する町部に入ればさらに難しくなる、こういう思いもありまして、今よりも2倍も3倍もピッチを上げなければならない。このままでは100年もかかってしまうという思いでありました。その翌年度に国土調査係を室に昇格させて取り組みを強化して計画面積も3倍ぐらいにアップしたことであります。そして平成9年中山町政になりまして私は健康福祉課に異動となり、その後のことについては承知しておりませんでした、それから8年たって榎並谷町政になり、私が助役に就任した時、調査開始からもう15年もたっているのに、進捗率はまだたった30%そこそこ、残り期間はもう14年ぐらいしかないのに、70%も残っている。こういうような状況でありました。私は直ちに機構改革を行い、国土調査課に昇格させ、スタッフ体制も含め強化を図ったところであります。この頃は退職者の補充はなく、もちろん再任用制度もなく、交付税削減の厳しい時代でありました。

さらにもう一つ困ったことは国土調査課の入る事務室の件です。当時は東庁舎の2階でありましたが、ここではとても手狭で無理です。かといってほかに適当な場所はなく、それまで2階の小会議室として使っていた今の部屋に移すことにしましたが、これには反対意見も多数あった訳です。また私自身もひょっとしたらこうしたことは、目的外使用にあたるのではないかとこういう思いもありましたけれども、まあ背に腹はかえられんと、こういう強い思いで移したわけであります。

こうした一連のことはもちろん当時の榎並谷町長の理解と決断が

あつてのことということは申すまでもありません。しかしなぜこうしたリスクを背負ってまで急ぐ必要があったかと申しますと、当時は調査が延びれば延びるほど、国からの財政支援が減りまして一般財源からの持ち出しが増えてくる、つまり町民の税金でやらなければならない、こういったことが主な目的でありました。ちなみにこの事業にいち早く着手し、完了した檮原町はこの事業にかかわる職員の給料もほとんど全部国費で賄ったと聞いておりました。町費はゼロです。こうした調査事業ではありましたが、事業開始から足かけ30年あまり、大きな事故もなく事業も無事終了目前となってきたようでありますけれども、そこで何点かお伺いをいたします。

まずはじめにこれまでの調査した筆数と総面積、および進捗率この進捗率につきましては、もう100%になっていると思いますが、それと総事業費、国、県、そして町費などの財源内訳はどうなっているのか。またこれに委託費や職員の給与などの人件費その他もろもろの経費は含めてどの程度いつているのかお尋ねいたします。

国土調査課長（橋掛直馬君）

まず西森議員には、身に余るお言葉をいただき、ありがとうございます。では質問にお答えいたします。平成3年度から始まりました地積調査で調査した総筆数7万2,453筆、調査面積97.3平方キロメートル進捗率100%です。総事業費は22億6,317万円、補助金内訳、国11億3,158万5千円、半分50%の内訳です。県、5億6,579万2,500円、25%。国、県、補助金合計で16億9,737万7,500円となっております。佐川町の方は5億6,579万2,500円です。職員給与については補助対象にはなっておりません。当初はなっておったようですが、今はなっておりません。また平成17年度以前の電算システムでの給与集計が行われてないため、総額給与の集計は行っておりません。以上です。

3番（西森勝仁君）

ただいま非常に明確なご答弁をいただいてよくわかりました。率にしたら、国が50%、県と町が半分ずつというそのトータルにつきましても22億数千万、6千万ということでよくわかりました。ありがとうございます。

次に国土地理院の資料によりますと、佐川町の現在の面積は100.8平方キロとなっていると思いますが、この調査が完了した時、特に山については大幅なさおのびがありまして、面積が増えている所が

多いと思いますけれども、こうなった場合、どうなるのか。この 100.8 平方キロに増えた面積を足すのか、あるいはこの 100.8 平方キロありきでそのさおのびした面積も含めて、それを引いた残りが調査対象となっていなくて調査していない川となるのか。この点についてお尋ねをいたします。

国土調査課長（橋掛直馬君）

国土地理院の発表の面積は 100.8 平方キロメートルです。山のさおのびというものに関してはそういう調査をした結果が反映されておりますので、調査済みの面積に関しては 97.3 平方キロメートルこれの 100.8 平方キロメートルに対する乖離面積が 3.5 平方キロメートルです。3.5 平方キロメートル足りないということです。これに関しては、圃場整備を佐川町各地区で行ってきております。県単、町単その正確には圃場整備確定面積と申します。この面積に河川湖沼、沼とか佐川にはそういった湖とかありませんけれども、河川湖沼の面積が足し合わせて 3.5 平方キロメートルございまして、その分をあわせて 100.8 平方キロメートルになります。以上です。

3 番（西森勝仁君）

その 3.5 平方キロ差し引いたら 3.5 平方キロ不足すると。この面積については圃場整備した面積と川とこういうことでありますので、よく理解をしました。

次に、この調査で双方の堺なんかの場合ですけれども、認識に相違がありまして境界が定まっておらないいわゆる筆界未定地としまして処理してきたもの、この件数およびこの面積はいかほどあるのか。また今後いわゆる筆界未定地なるものはどのようなになるものなのかお尋ねをいたします。

国土調査課長（橋掛直馬君）

お答えいたします。筆界未定の総数に関しては 785 筆、筆界未定面積 1.43 平方キロメートルとなっております。この筆界未定の面積こういう筆数に関しましては、ほとんどが境界紛争によるものです。これに関してはこの調査が今、終わっているものから、順次高知地方法務局のほうにこの成果として国土調査法に基づき、持ち込み反映させておる次第ですが、この筆界未定という処理に関してはこの調査が終わってできる地図が正式には国土調査の不動産登記法の第 14 条地図という地図ができあがります。これにおいて線の引かれていない地図ができあがります。それでこの地図に関してそ

れを地図を見た方が境界が確認できない状態になる地図になるわけです。これに関してはそれぞれが今後、そういう境界を確定させたいということであれば、各自それぞれの当事者がご自身で土地家屋調査士を雇いまして、再度その土地の測量を行い、筆界未定を解消してそこに筆界を入れ、14条地図の作成を各自で行わなければならないという運びとなっております。以上です。

3 番（西森勝仁君）

そうすると筆界未定地が点線が入ったものが残るということですが、この状況というのは切り図にはどういうふうに反映されるのか。寸法とか面積がその調査した所とは寸法と面積、こういったものが合わずにいくつかの道路を挟んだりしたら、字が違いますので、そのあたりをくっつける時には、現地ととても似ても似つかないような切り図の貼り合わせができりゃあしないかということで心配ですが、この点はどのような成果品というか仕上がりはどうなりますか。

国土調査課長（橋掛直馬君）

お答えいたします。筆界未定の状況が地図にどのように反映されるかというご質問に対しては、それに関しては地図の外枠だけ、例えば、Aという土地とBという土地が筆界未定になっておれば、Aという土地とBという土地の外枠だけ表します。その中でその本来ならば明記されるべき筆数の境界が点線でも何でも現れません。空欄になって表示の上では例えばAという土地が100番地、Bという土地が101番地としますと100足す101というような形で表示されます。こういう表示のされ方を見る方が見ればすぐに筆界未定の地図だなということで登記簿を確認してすぐにそれが承知できる状態になります。

切り図の整合性に関しましては切り図、俗に切り図と申しますが、この地籍調査を行ってできる地図は切り図とは申しません。不動産登記法第14条地図という名称になります。これに関してはその筆界未定が行われていても、外枠の境界がございますので、字ごとの切り図の接合部分はぴたっと接合できます。ただその地図の縮尺が山の方とか町部とか違います。縮尺が違う場合はその縮尺を各自その切り図を取得したものが、その縮尺に応じてそれを倍率で2倍したりとか、反対に4分の1にしたりとかいうような形で各自その倍率を変えることによってその切り図が俗にいう切り図ですね、その

接合部分がぴったりと寸分の狂いもなく合致いたします。以上です。

3 番（西森勝仁君）

よく理解できました。次に、農地や採草放牧地これについても境界の定まっていな土地がありはしないか、これについてお尋ねするところではありますが、先ほど説明の中に圃場整備が完了しているところはその確定測量を使ってその面積を確定させていると思いますので、その事業が済んだ、確測が済んだ所は問題ないとしましても、整理をしていない農地、これはどうなっているのか。なぜこういったことをお尋ねするかと言いますと私が農業委員会時代にはこうした農地の境界を巡って紛争が絶えずありまして、年間 2、3 件は優にあったと思いますが、その度に農地法第 25 条の規定によりまして会長が指名する 3 人の農業委員さんと一緒に調停に入るわけでしたが、現場ではまだ農地の土地に価値があった頃ということもありますけれども、結構エスカレートしたケースもありました。今でもこうした農地紛争の境界の申し出があって調停に入っているケースがあるのか。この 2 点についてお尋ねをいたします。農地の境界を巡る定まっていな所があるのかないのか、そして農地紛争の調停が今もあるのかないのか、この 2 点です。

国土調査課長（橋掛直馬君）

お答えいたします。地籍調査を行った農地に関して圃場整備確定面積を除いた地籍調査を行った農地に関しては筆界未定の面積はトータルで 158 筆ございました。4 万 8,251 平方メートル即ち 0.048 平方キロメートルとなっております。調停等に関しては今、私のほうでは調べておりません。以上です。

農業委員会事務局長（吉野広昭君）

お答えさせていただきます。調停の依頼があった事例はございません。以上です。

3 番（西森勝仁君）

最近調停はないということですが、私の頃約 40 年前ですけれども、農地にもっと価値がありまして、当時は圃場整備をするにしても反当 100 万を超える。事業費が 100 万を超えるこういった時代でありまして、また圃場整備をした土地農地についても最近是非常に安くなって最近は何十万単位で取引されているということも聞いておりますので、宅地化は進んでいるもののそんな状況かなということで理解をいたします。

次にこの3月をもって国土調査課も廃止となりまして4月1日からは、建設課の課内室となるようでありますけれども、最後の課長としていろんな思いもあろうと思いますし、また懸案事項がないのか、懸案事項といわれるものはないのかお尋ねをいたします。

国土調査課長（橋掛直馬君）

懸案事項という言葉に対しましては、地籍調査後の課題としまして公共事業、これは民間を問わず物件変動、売買等その他、不動産登記法等において行われた物件変動において売買契約成立後の所有権移転の登記が済んでいないものがこれ民間も含めてございます。この物件変動の後の所有権移転登記の土地の処理解決がございします。以上です。

3番（西森勝仁君）

今、お伺いをいたしますと、所有権移転絡み、何か非常に難しい問題も残るようでありますけれども、調査は完了したということで了解をいたしました。

次に国土調査関係について最後の質問ということになりますけれども、今使っている事務所の件でありますけれども、私が先ほど冒頭にも申し上げましたように元々この部屋は町民も使う役場の小会議室として作られたものでありまして、これを事務室として現在使用しているものでありますけれども、課を廃止して課内室として縮小した場合には、速やかに元の会議室に戻していただきたいと思うわけであります。課内室となれば1階の家畜診療所も空いておりますし、奥には書庫があります。ぜひそうしていただいて、私が心配しておりました目的外使用の疑いを解消していただきたいというふうに願うわけでありますけれども、これは最高責任者の町長にお尋ねする以外ないと思いますので、ご答弁をお願いいたします。

町長（堀見和道君）

ご質問いただきましてありがとうございます。本定例会におきまして課設置条例のほうを上程させていただいておりますけれども、課の再編等お認めいただいて、国土調査室となった場合におきましても当面は今の場所におきまして、残りの業務を行っていくという予定です。以上です。

3番（西森勝仁君）

現在のまま終わるまで続けるということでありましてけれどもそ

こで県におられた副町長にお伺いしますが、公物の管理上、目的外使用にならないのかお尋ねをいたします。

副町長（中澤一眞君）

お答えいたします。公物管理の条例にこの庁舎自体がその区分がどういう公物としての目的に位置づけられておるのか私承知しておりませんので、公物管理上今の執務室として存置することが、適切であるかどうかのご答弁は今、いたしかねます。調べておきます。

3 番（西森勝仁君）

今のご答弁を聞きますと今のところ、わからないよということであろうと思います。ちなみに文化センターにあれをつくった時、教育委員会の事務局をあそこに入れた場合、会計検査を受けるにあたりまして、指導されてもちろん教育長室とか書きちゅう今の教育長がおいでるところにあそこには仕切りがありまして、教育長室とありました。それをとっぱらってワンフロアにしているわけでありますけれども、その時に教育委員会が入っちゃったらいかんよと、ですからそういったものは全部取り除いたわけでありますけれども、私はこれは厳密に言うたら違法状態にあると思います。町長は今まで終わるまで使うということですので、これは町としたら問題になるということですので、その時にはどうしますか。お尋ねをいたします。

町長（堀見和道君）

お答えさせていただきます。私が町長になる前から今の形で使っておりましてので問題になると思っておりませんでした。もし問題になるということが明確になれば、その時に判断をしたいですが、現時点ではお答えをしかねます。以上です。

3 番（西森勝仁君）

私は違法状態にありやあせんかと指摘をしていますので、これはちっと自分でも調べてみる必要があると思いますよ。今までそれできたから、えいということじゃなくて私はそのとき指摘されたら責任を問われることがあったらそれぐらいの覚悟をしてあれを、反対も押し切って事務所にしているわけですので、直ちにこれは調べていただきたいと思います。これは町長の責任ですよ。もしそういうことになったら厳しく追及するさせてもらわないかん。と思っています。

国調については以上で終わりました、次はちょっと順番が飛びま

すけれども、この通告にあります4点目の議案関係であります。新年度予算が示されておりますので、お尋ねするところでありますが、この予算書を見てみますと、昨年に比べまして14.6%も増となっているわけですが、これは一昨年頃から私が指摘しておりますように毎年、どんどん伸びておりまして、屋上屋を重ねるようになっておりまして、もう佐川町の標準財政規模からして2倍近くになっております。特に予算書にあるとおり、この庁舎の非構造部材等の耐震工事これと文化センターの改修工事、それに防災行政無線工事この3つをあわせますと、この事業費が債務負担も入れますと13億520万1,400円となっておりますが、この事業をやれと、あるいはやるとこの予算措置をしたのはトップダウンなのか、あるいはボトムアップなのかお尋ねします。

町長（堀見和道君）

お答えさせていただきます。総務課並びに教育委員会のほうからこの事業を実施したいという話があり、私のほうで判断をしてやりましょうという決断をいたしました。以上です。

3番（西森勝仁君）

総務課、教育委員会から提案があった。ボトムアップということでもありますけれども、こんな大きな事業をなぜ同時に組むのか。町長は静岡県在住時代にも静岡県事業仕分人を3年間もやっておりますが、その時、談話が高知新聞にも載っておったところでありすけれども、事業の厳選あるいは取捨選択は特に大切、というふうに言っていた割には仕分けとこれとは手法が違うといえどもいかななものかと思うわけであります。庁舎にしても、文化センターにしても本体の耐震工事はすでに完了していますので、倒壊するようなことはない。今回の工事は天井や壁、あるいは空調などこういったものが中心となる。一般的に一般家庭でいえばいわゆるリニューアルのようなものだというふうに思いますが、なぜ同時に一緒にするのか。普通こんな大きな事業をやる時には必ず優先順位をつけてやるのが常識だと思います。これはどこの市町村長にしてもこんなものは一緒にやれるかと。序列をつけて持ってこいと、こういうのが普通じゃないかと思ひますけれども、なぜ3つも全部これは借金事業だと思います。お伺いいたします。

町長（堀見和道君）

お答えさせていただきます。今、緊急防災対策に対して東日本大

震災以降、緊防債という国の起債の制度があります。その緊防債については令和２年度までということになっておりまして、非構造部材といえども、単なる改修ということではなくて、被災の状況によっては災対本部を構えることができないという被害を受ける可能性がありますので、天井並びにその他の非構造部材に関しては耐震改修をするということになります。その起債の制度があること。今の町の財政状況からみて、同時に来年事業を実施しても全く問題ないと判断をして、今回当初予算に組ませていただいております。以上です。

３番（西森勝仁君）

今、緊防債があるうちにあるいは起債制限比率が下がっておりますので、こういう条件の時ということでありまして、これは起債制限比率というのはどんどんうなぎのぼりに上がってくる今、やっと下がったところじゃと思いますが、そのことについては後で議論をすることとしまして、この説明資料としていただいております予算案概要、これを見てもみますと庁舎と文化センターこの財源構成は特定財源と一般財源とこういうふうになっておりますけれども、この特定財源の内訳は多分今、町長から説明がありました緊防債を借るということになっているんじゃないかと思いますが、この特定財源の内訳はどうなっているのかお尋ねをいたします。

総務課長（麻田正志君）

お答えいたします。すいません、その予算案の概要のやつをちょっと今、手元に持ってきていないので、特定財源の主なものにつきましては先ほどから話が出ております緊急防災減災事業債というものを充当するということになっておるということだと思います。以上でございます。

３番（西森勝仁君）

それはここにもありますけれども、それはちょっと答弁になっていないと思います。その緊防債特定財源の緊防債こういったもののどういうふうなものなのか。お尋ねします。

総務課長（麻田正志君）

お答えいたします。緊急防災減災事業債につきましては町長の答弁にもありましたように防災基盤の整備事業並びに公共施設及び公共施設の耐震化事業で東日本の大震災等を教訓としまして全国的に緊急に実施する必要性が高く、即効性がある防災減災のための

地方単独事業が対象になっておるというものであります。充当率は100%そして元利償還金に対します交付税措置としまして70%が基準財政需要額に参入する措置があるということになっております。この事業年度につきましては町長の答弁にもありましたように事業年度のほうは平成29年度から令和2年度までの有利な起債になっておるということであります。そして文化センター並びに庁舎の償還期間につきましては30年の償還で据え置き5年ということを用意しております。また防災行政無線のほうにつきましては10年間の償還で据え置き2年ということを用意しております。以上でございます。

3 番（西森勝仁君）

起債の内容をちょっと説明いただいたわけではありますが、充当率は別にしまして、100%充当されるようですので、そのうち借金の70%が交付税措置をされると。交付税措置というても中身は本当にもらえるか来ゆうか全くわからんわけですけども、制度上はそういうふうになっていると思います。その30%ですが、これは自前で払わないかんということですが、その前にこの予算書の事業概要の説明を見てもみますと、町民目線で見れば特定財源と一般財源でこの事業ができるよというふうになっています。この予算書といううちに説明で見る限り、一般財源は本当にこの庁舎と文化センターを足してもたったの183万円ということになっています。あとはすべてこの起債という特定財源でできる。一般町民はこれを見た時に183万円でこの大きな事業が、6億を超えるような事業ができるのか。それはめっそうなもんと、こう思いがちでありますけれども、それは全然違います。

特にこの3つ今総務課長からも説明いただきました防災行政無線これを入れるとこの3つでこの1年2年で13億の借金をしようとしている。そしてそのうち70%は交付税措置をされるようですけれども、その残りの30%これにつきましては、一般財源といううちにわかりやすくいえば町民の税金であります。これですって払うていかないかん。これが実態であります。それに金利もつくわけありますけれども、これみてみますと金利は5%以内で設定されると書いてありますので5%今の時代に5%もっと安くなると思いますけれども大変高い金利ではないかと思ひます。これが後年度に払わないかん仕組みになっています。こういうふうに私が今、言ったよ

うに説明を町民に対して説明をしても、よろしいものかお尋ねをしておきます。

総務課長（麻田正志君）

お答えいたします。予算書の利率につきましては5%以内ということにしておりますけれども、実際に今年の2月26日から適用されている利率につきまして、ちょっとご紹介をさせていただきます。まず防災行政無線につきましては、先ほどの答弁のほうでも申し上げましたように10年間の償還で2年の据え置きというぶんを借ろうということになるかと思いますが、その場合の利率が現在の利率で0.003%になっております。そして文化センターと庁舎の非構造部材こちらのほうの30年償還の5年据え置きの場合が現在借り入れたとする利率で0.3%というような状況になっております。そして交付税措置を除く30%分につきましては、後年度の元利償還金についてそれぞれの年度で元利償還金をお支払いしていくということになりますので、そのうちの元利償還金の30%部分が一般財源なりがあたるというようなことになるかと思いますが、以上でございます。

3 番（西森勝仁君）

13億借ってその30%その防災行政無線はこれは安いわけですが、文化センター等庁舎は0.3%これは決して安くはないと思います。先ほど来、町長の説明と総務課長の説明を聞いたところによりますと、緊防債これを借りるということですが、先ほど来説明があったようにこの緊防債というメニューにつきましては、これは東日本大震災を受けてできた起債であります。本年度をもちまして終了ということですが、私はこの起債については、こんなものを借りてたまるかと、こんな悪いものを借りちゃいかんというわけではありませんけれども、それほど最終年度として、飛びつくほど、えい起債ではないとこういうふうに思っています。ただ、庁舎につきましては庁舎については本来なら自分の自治体が自分で建てそして維持管理をしていく、そんな性質のものでありますので、そんないい条件の起債があろうはずはないと思いますが、こと文化センターなどの機能を持つ施設は、これは別物でありまして、もっと条件のよい起債が出てくるやに聞いたこともあります。しかしこれは今の時点では全く根拠のない話ではありますが、南海トラフ地震対策がいわれております昨今でありますので信憑性は大変高いんじゃない

ないかというふうに思います。

それに浜田知事も自然災害対策、これについてはしっかりやっていくとっておりますので、県単の補助金がこういった文化センターとか避難所については、でてくるという可能性が私は高いんじゃないかというふうに思います。私が思うところでは文化センターは庁舎よりずっと後に建設していますし、耐震工事も役場より後でやっておりますので、それほど急がなくてもよいというふうに思います。全部一緒にやる必要はないという結論であります。私がこの今回の予算の説明を受けて今日で2週間程度になりますけれども、この工事につきまして、町民にあちこちで聞きましたらほとんど全員皆さんが異口同音に「それほどの借金をしてまでやってもらおうというばん。それよりもっとやってもらいたいものがいっぱいあるろう」さらにある人は「それは、町長の本音は図書館がやまったき、来年の選挙に向けて実績づくりじゃないかよ」と。こういう厳しいご意見があるわけではありますが、私はこんなものは実績にはならないというふうに思っておりますが、こうした声がありますので私は今議会で修正動議も視野に入れてこれをお尋ねしているところであります。

それにもう一つ、先ほど申し上げました防災行政無線、これも5億をはるかに超える事業が組まれておりますが、これは非常に高すぎはしないかと思うわけであります。しかしこれも見積書、積算根拠もしっかりして、出てきていることと思いますが、永田議員が前から心配していつも言っておりますように、設計書やそして特記事項などに特許パーツや特殊な部品が使われておりまして、一般の業者は指名はしてもろうたけれども、部品が手に入らないので辞退せざるを得ない、そして受注できるのは特定業者しか受注できない。こんなような仕組みになってはいないか。現に今の防災行政無線これはこうしたるる申し上げましたように機器のメンテ費用、これはメンテがしょっちゅうあるお金が高いものであります。これに始まりまして個別受信機これは聞こえの悪い所にはつけてもらっておりますけれども、こういった小物に至るまでめちゃくちゃ高い。私たちの一般感覚でいえば、あんなもの1万円でも高いばあに思うわけですが、小さいラジオであります。ラジオではない、受信機であります。感覚的にいうたらめちゃくちゃ高い。それが4万5万もする。最初の時は7万ほどもした。そんなようなものであります。今回は本当にフラットな設計になっていて公平性が担保されている

のか。改めてお尋ねするところですが、これは最高責任者である町長にお尋ねをいたします。

町長（堀見和道君）

お答えさせていただきます。西森議員も副町長を8年間やられておりましたので防災行政無線がどういうものかということ、なぜ個々のいろいろな機器が高いかということも重々ご承知のことと思います。今回、当初予算でご提案させていただいております内容につきましては、かなり議論を協議も重ねて、吟味をしまいいりました。全く問題のない形で提案をさせていただいているというふうに思いますが、詳細につきましては、総務課長から担当課長から説明をさせますのでよろしくお願いします。

総務課長（麻田正志君）

お答えいたします。防災行政無線の実施設計につきましては、今年度実施しておりまして、3月末をめどに完成する予定になっております。その設計の段階におきましては特定の業者しか入れんとか、そういうようなものではなくて多数の業者の方が入れるようなそういうような設計をしておるということになっております。以上でございます。

3 番（西森勝仁君）

今の答弁であると、ちょっと納得が全然いかないわけであります。というのは、設計業者がそれぞれやっているので知らんよと。いうような聞こえ方もするわけでありますが、設計屋がそれぞれの特許のこの部分が特許とか、あるいはこういった部品を指示されたとかそれしか使えん、それは妙にそれはフラットな設計とはいえないんじゃないかと思えます。それはそれとつながっちゃう業者しか工事業者しかその部品が入る業者しか参入できんじゃないですか。指名はこっちがなんぼでもしても。部品がパーツが手に入らなければ、中身を見たらこれは断念せざるを得ない、一人勝ち。往々にしてこういうケースがあるわけですが、そこらあたりはどうなっているのかお尋ねします。

総務課長（麻田正志君）

設計につきましてはそのようなことがないように、設計業者に指示をしまして業者のほうに参加できるようにしております。今、確か、資料がないのでうろ覚えなんですけど、7、8社ぐらいはその防災行政無線の対応ができる業者がおるということになっておりま

す。以上でございます。

3 番（西森勝仁君）

町長にお尋ねいたしますが、例えばA設計業者が設計した図面設計書にはナンバー1という事業所しか入手できないようなパーツが入っちゃあせんのか。入っていないという総務課長のお話ですが、この責任の所在は、もし入っちゃった場合は私が言いましたように1社2社しかその事業ができません、こうなった場合は責任の所在はどこにあるのか。それを確認しておきたいと思います。

町長（堀見和道君）

お答えさせていただきます。あくまでも仮定の場合の話をされていきますので答弁は差し控えたいと思いますが、いろいろ永田議員からもご心配のご質問もいただきました。今日は西森議員からもご心配の質問をいただきました。設計事務所コンサルに対しては担当課から繰り返し繰り返しそういうことのないようにという話をしております。まだ決まっていない現段階で私がここで答弁をするのはふさわしくないかもしれませんが、そういうご心配もありますので、単純な指名による入札で、この事業に関してやるべきなのかどうなのか。ほかの業者の決め方もございますので、これから慎重にどのような形で施工業者、施工会社を決めていくのかということは慎重に決めていきたいと考えております。以上です。

3 番（西森勝仁君）

お話はわかったといううちに一本釣りの随契もあり得るよというふうにも受け取れるわけであります。それはそこしかできん業者しかできん設計になっちゃったらもうそれしかないわけですが、そうなったときにはきちんとこれは話をせないかん。今回の、条例にも町長の賠償責任が年収の6倍程度で終わるよと、いうことではありますが、この事業は5億3千万を超える事業であります。全部借金です。ほんで後年度負担につけがまわってくる。住民につけがまわってくるということでありますので、これは本当に5億を超えるような今どき事業は高いと思います。私は見直すべきだと。

防災行政無線事業についてはそれは必要だと思います。ただその中身、今やっている検討している内容ですけれども。この間も虚空蔵山からこの上まで電波が届かんかって木を切ったと思います。あんなような電波が届かんなら木も切らないかんでしょうけれども、今の時代、もうちっとましなものができんろうかと思います。これ

はぜひ検討してもらいたいと思います。仮定の話はできんということですからそれはそうですけれども、しっかりとそれは私個人としてもそして議会全体としてもしっかりと見守っていく必要があると思います。

次にこれはちょっと夢と希望のある質問をさせていただきたいと思います。町民吹奏楽団の結成についてお尋ねするところでありまされども、佐川町は文教の町として昔から音楽的土壌の、音楽的土壌といいますか、その背景にはいいものがあつたようでありまして牧野富太郎博士もオルガンをこよなく愛し、また博士自身も自分で写譜した譜面も残っているわけではありますが、ちょっと佐川町の先人を見てみますと明治 18 年西谷生まれの声楽家で後の東洋音大で教鞭をとった外山国彦、外山国彦といえは皆さんご承知のとおり佐川小中学校の校歌の作曲者でもあります。作詞はあの有名な土井晩翠であります、この晩翠の奥さんは西谷生まれの声楽家青木八重です。この外山国彦の教え子はたくさんいるわけではありますが、大正から昭和初期にかけて日本の第一線で活躍した声楽家で外山の息のかからない者はいないと、こういうふうにいわれたようであります。

さらに明治 33 年、黒岩の四ツ白生まれで藤原歌劇団のバリトン歌手として活躍された下八川圭佑、あるいは明治 37 年西谷生まれで緑の地平線を歌い、昭和 10 年頃に空前のヒット曲を飛ばした流行歌手、楠木繁夫も外山の門下生であります。また NHK の交響楽団 N 響の初代常任指揮者外山雄三は息子さんです。こうしたこともさることながら佐川中学校吹奏楽部も半世紀を優に超える歴史と伝統、私の知っている限りでは 60 数年を超えていると思いますが、佐川中学校もコンクールなどで金賞などを受賞しております。教育長も音楽の出身と伺っておりまして、音楽に対する理解と造詣は大変深いと思いますが、こうした環境にある中でまた高吾北の中心として、町民の吹奏楽団の結成ができないものかお尋ねをいたします。

教育委員会教育長（濱田陽治君）

ご質問ありがとうございます。下八川先生の最後の舞台を見たことがありますので、本当に感慨深いものがあります。さて西森先生のご質問にお答えさせていただきます。現在町内には佐川町文化推進協議会に所属しますコーラスやアンサンブルのバンドなど音楽に関するサークルは 4 団体活動しております。また佐川中学校の吹

奏楽部ですけれども毎年 30 名ほどの中学生が加入しておりまして、定期演奏会を開催したり、町内の催し物に出演して華をそえたりしてくれております。現在は 3 年生が卒業ということで、1、2 年生が 18 名で練習をしているという状態であります。

現在、町あるいは教育委員会が主導をして吹奏楽団を結成するということは今のところは案がございませんが、文化発展のために生涯学習の観点からも有意義なことと考えますので町民の有志の方の結成の動きがありましたらできる限りの応援をさせていただきたいと考えております。以上でございます。

3 番（西森勝仁君）

教育長の答弁によりますと、有意義なことではあるけれども、その後がちょっとわかりづらかったんですが、町民の動きがあれば考えるといったかよくわからなかったところですが、ここのあたりはどういう表現をされたかちょっと確認をさせていただきたいと思います。

教育委員会教育長（濱田陽治君）

できうる限りの応援をさせていただきたいと考えております。以上です。

3 番（西森勝仁君）

後援と言いましたか、具体的に。

教育委員会教育長（濱田陽治君）

応援でございます。発音が不明瞭で失礼しました。現在、活動しております佐川町文化推進協議会の所属団体や佐川さくらスポーツクラブ等々用に練習会場の提供や指揮者演奏技術に関する指導者の紹介、公演や演奏における照明舞台の演出などの支援を考えております。

3 番（西森勝仁君）

これは私の質問に対して全然答えになっていない。私は吹奏楽団を結成したらどうかというふうにお尋ねをしております。時間も迫ってきましたのでちょっと進めていきたいと思います。実はこの町民吹奏楽団につきましては、文化ホールをつくる時も 3 万人エリア地域に小ホール 1 つ、こういった観点からもつくっておりまして、高吾北の中心地に 1 つあったらということでつくっております。吹奏楽団につきましても私が現職の頃にこれをつくろうと思うて段取りをしておりました。予算措置については大体 1 千 4、5 00 万ぐ

らいで 30 人編成でそれぐらいのものでありますが、この予算のめどがついたものの今度は指導者、これがなかなか見つからんということで断念をしたという経緯はあります。今は教育長もご承知のとおり多くの先生方、吹奏楽に携わった方が退職して、私の後輩にも何人もおります。打診をしてみますとそれは喜んで手伝うよと、手伝ってくれるということですのでそういった外堀は埋まったわけではありますが、今の教育長の答弁ではちっともちがひがあきそうになりません。

前もお話をさせてもろうたわけではありますが、東京で活躍されていた音楽家秋沢明太郎さん、この方が隠居して佐川に帰って来た時に今、副町長が住んでおられるあそこに家を建てた、あの家がそうなんです、そしてお亡くなりになる時に佐川町のためになるならということで、あれを寄贈をとということで打診がありまして、当時はあれを博物館にしようという、この前話したとおりであります。決してあれを、町長に言うちよきますが、あれを観光協会の事務局長を住まわせたり、職員の宿舎にあてたりするつもりでもらったわけでは一切ない。ただ目的寄附として何々に使うというでもらったものではありませんけれども、これはあんな使い方をしていたら音楽家秋沢明太郎さんが向こうで泣きやあせんろうか、と思うところであります。あれをもし資金が足らんということでしたら、あれを売却すればなにがしの費用は調達できると思います。いかにお考えか、お尋ねします。

町長（堀見和道君）

お答えさせていただきます。あの住宅に関しては町が寄贈を受けてどういう目的でという話は私も担当課から聞いておりませんでした。博物館にとかそういう話も全く聞いておりませんでした。現時点で教育長が答弁で言われましたけれども、町あるいは教育委員会が主導しての吹奏楽団の結成は考えておりませんということになります。予算的な問題ではございませんのでご理解いただきたいと思えます。以上です。

3 番（西森勝仁君）

町長はその目的については聞いていないということですが、私が 2 年ぐらい前に廣井勇の銅像について胸像についてどういうふうに進んでいるかということを知った時に、その時に私はあれは廣井勇の博物館にするためにもらったものですよと、はっきり言

うていますので議事録も今さら知らんじゃいうことはできんと思います。明日終わり次第議事録を持っていけますが、知らんじゃいうことは話にならん。前も言うたように私の記憶力はまだまだだなあという答弁をするようじゃったら話にならんとこういうように思います。

吹奏楽団をつくるという予定がないと聞いておりますが、この間の高知新聞に載っておりました。これは本山小学校1年生の子供記者の記事によるところでありますけれども。ちょっと紹介してみますと「今日プラチナセンターでバンドフェスティバルがあって演奏を見に行きました。ママがチェリーオーケストラに入って金色のトランペットを吹いていました。とても格好良かったです。私も大きくなったらママと一緒に演奏をしたいです」こういうふうにはのぼのとしたぬくもりのある記事でありましたが、なんといっても子供の夢が膨らみますし、世代間を越えた交流もできます。ぜひ文教の町佐川に1つ吹奏楽団結成についてご検討いただきたい。

資金が足らなければ今言いましたように副町長の住んでいるあそこを売却すればいい、こういうふうに思うわけであります。知らぬ存ぜぬということでしたが、そのついでに廣井勇の胸像がこの5月頃できるんじゃないかと期待しているところですが、胸像じゃない、銅像になったようですが、町長あのは報告は一切ない訳ですが、今知っていることがあればお答えいただきたいと思います。

町長（堀見和道君）

お答えさせていただきます。まず議事録をお届けいただけるということですが、私のほうでも見てみたいなと思います。ただ公文書としてしっかりこういう形で使うんだよということを後世、後輩の我々にしっかり書き残していただかないと副町長の頭の中だけにあるものであると正式につながってこないんですね。ですからそのあたりは今後、我々はしっかりといろいろ明確にするものは明確にしてやるものはやる、やらないものはやらないということでしたりしていききたいなというふうに思います。

銅像につきましては来年の4月5月を予定に寄贈されて除幕式を行うという予定になっております。まだあくまでも予定ですので正式には決まっております。JR客車を格納する施設を整備をしていきます。その予算を上程させていただいておりますが、佐川文庫庫舎と一体的な空間利用ができるような形の計画をしています。そ

の中に廣井勇先生の銅像も設置をするという予定で関係者と協議をしながら進めているところです。以上です。

3 番（西森勝仁君）

先ほど引き継ぎ云々と言われていましたがそれは町長同士ですることであって私はそこらあたりは特に町長より先に退職していますので、その部分を言われても私は承知しかねるところであります。

次にふるさと納税についてお尋ねをいたしますが、このふるさと納税につきましましては先週来、高知新聞には奈半利町の件が大々的に報道されているところでありますが、このふるさと納税というのは平成 20 年度の税制改革によって導入された制度でありましてそれからあと佐川町議会でもいろいろ議論をされておりまして、この議事録を見てみますと平成 20 年 3 月議会におきましては、松浦議員が質問に立っております。そしてそれから平成 30 年 3 月議会までこの間に 5 人の議員がのべ 7 回にわたって質問をしています。この制度のスタートの頃には私も現職でしたので多少の記憶はありますけれども、私の認識しているところではこの制度はネーミングのとおり自分を育ててくれたふるさとを思い、その恩返しとして寄附をする、またふるさとの発展を願って寄附をする、そうすることによって大都市に集まりすぎるお金を地方に配分できる。こういう大変純粋な趣旨で始まったものではないかと思っております。

当時はまさか今のようにお土産で一本釣りをするなど夢にも思っておりませんでした。さらに議事録を見ますと堀見町長は静岡時代これは平成 26 年 12 月議会で邑田議員のふるさと納税の定義とはなんたるか、こういうふうに聞かれたことの答弁であります。その答弁で町長は「自分を育ててくれたふるさとに対して少しでも役にたちたいという思いでするのがふるさと納税。私も佐川町に対して平成 22 年から 3 年間寄附をしてきました」こういうふうに答弁をしているところです。まさにこれは本当に純粋で素直なお気持ちの答弁であったと思います。こうして当時の堀見さんから佐川町に対してご寄附をいただいたわけですが、この時、私はお礼を何にしようかというふうに考えまして職員とも相談をしましたが、殊さらの妙案がなく、感謝とお礼の気持ちを込めまして大吟醸の地酒を送らせていただいた、こういうふうに承知しております。

そしてこの制度がスタートする直前の先ほども言いましたけれど

も、平成 20 年 3 月議会で、松浦議員が寄附金条例の提案にあたりまして北は北海道羅臼町から南は鹿児島県与論町の寄附金条例の成功例をあげまして 4 月からスタートするふるさと納税にもこれをいかしたらどうかという提案がされておりました。そして平成 21 年 12 月議会でも松浦議員が佐川町では今のところ寄附をする目的のメニューが 5 つあるけれども、事業のくくりが大きすぎて具体性に欠けるのではないかとっております。佐川町では偉人ミュージアムや民具館こういったものをメニューに入れたほうがいいんじゃないかという提案をいただいたとっております。確かにこの当時の指摘を今検証してみますと本当にこのとおりだというふうに私は考えております。このことにつきましては令和 2 年 2 月 18 日の高知新聞にも写真入りで四万十川にかかる岩間沈下橋のケースが紹介されておったわけでありましたが、これはどういうことかといいますと、四万十川の人気スポットとして西土佐の岩間沈下橋が有名であるようですが、これが V 字のように折れ曲がって通れなくなっている。これをふるさと納税で修繕したと、こういう話であります。

私は早速担当者に電話で聞いてみましたところ、最初の頃は寄附は集まらなかった。しかし四万十川の岩間沈下橋の修繕とこうして使途を明確にして募集したところ、すぐに 6,824 万円集まった。こういうことであります。この金額だけでは修繕はできなかったようでありますけれども、すぐにこういった金額が集まったようでありまして、日本全国にはまだまだ本当に純粋な気持ちで寄附をしてくる方が多くいるんだという再認識をしたところであります。

榎並谷町長がこの頃、議会の答弁として発言したことがありますけれども、榎並谷町長の場合は、この制度が始まったばかりでありましたので、このふるさと納税といえども、寄附金なので重税に苦しむ人もある中で寄附をしてくれとは言いがたい。これからよく検討したいと、こういうふうに答弁をしておったと思います。松浦議員にしてみればこれは先進地の寄附金条例も例に挙げて提案をしているのにちっともらちがあかん、こういう思いがあったと思います。ですから平成 26 年 9 月議会で、前執行部はこの制度の活用にあまり積極的でなかったのではないかと思います。こういうような発言につながったと思うわけであります。今、このふるさと納税について、ネットで見てみますとたくさんの返礼品があり、どこの市町村も絶好調とこういうような状況にありまして、佐川町も補正予算にありま

すとおり予想を大きく越える寄附金をいただいておりますが、このことに対しましてまことにありがたい限りであります。

このふるさと納税について何点かお尋ねいたします。まず1点目が決算書にもありましたが、平成30年度におけるふるさと寄附金の総額は約6,980万円だったと思いますが、これに対してその経費、返礼品の送料、仲介サイトの手数料、出張旅費こういったもろもろの経費がいくらかかっているのか、そして差し引きすればいくら残るのかお尋ねしたいと思います。

総務課長（麻田正志君）

お答えいたします。平成30年度の実績につきましては、寄附総額が歳入総額6,863万8,670円となっております。歳出につきましてはふるさと寄附推進にかかる費用としまして決算額で総額が3,153万9,805円ということで、差し引き、すいませんかなり概算になりますけれども、3,600、700万ぐらいになろうかと思えます。そして歳出の内訳についてでありますけれども、報償費これは返礼品代ということになりますけれども、報償費としまして1,839万5,059円。そして旅費です、これは東京等でありますふるさとチョイスの大感謝祭等に出て行った旅費ということで11万9,300円、そして消耗品費7,084円、郵送料につきましては返礼品の発送代ということになります郵送料が474万357円。手数料というのが、今掲載しておりますふるさとチョイスでありますとか、ANAでありますとか楽天でありますとかそちらのほうへの手数料になります。手数料としまして376万7,919円。そして広告料といたしまして32万4千円、これはふるさと納税日本2019冬号という本に載せていただいた広告料になります。あと委託料が26万2,440円これはふるさと納税の事務の支援システムを導入してやっております。その保守委託料ということになります。あと償還金が2万円これは昨年度発生いたしましたワンストップ特例、こちらの佐川町における事務処理ミスによりましてワンストップ特例が適用除外となった方につきましては寄附額を返礼したことになります。人件費につきましては、390万3,646円とこれは地域おこし協力隊と臨時職員ということになっております。以上でございます。

3番（西森勝仁君）

大体半分ばあが手元に残ってくるよということであろうかと思えます。返礼品が全て一般財源つまり町民の税金を借って送りゆう

わけですが、町民の税金というのはこれは何でも使える道路を修理したり、住民の福祉向上に役立てたり、何でも使えるお金であります、入ってくるお金というのは5つの目的をトータルして基金に積んでいるわけでありましたが、この基金に積む時に町民としたら自分たちの税金で返礼品をかうてその経費が全部町民の税金、使う時には5つの項目、基金として積んであるので使えないよということになるわけですが、そこでお尋ねするところですが、その寄附金から要った経費これは一般財源に普通に使えるようにしておいて、その残った実際に残った果実、これを基金に積むようにできないか、お尋ねいたします。

総務課長（麻田正志君）

お答えいたします。現在の寄附金については現在、制定されております佐川町ふるさと納税寄附金基金条例のほうにおきまして全額を佐川町ふるさと納税寄附金基金に積み立てを行うということになっております。そして寄附金の使途の規定に応じた事業に要する経費でありますとか、寄附者への地元特産品等の贈呈に要する経費、ふるさと納税制度の運用に要する経費の財源としてあてることができることと規定しております。それで現在基金のほうからは寄附の使途にそったような事業にあてるということを行いまして、それをあてることによって一般財源のほうは浮くのではないかというふうには考えております。以上でございます。

3 番（西森勝仁君）

今、総務課長の答弁は私が聞きたいことと全然違う。これは5つ、だから言うたでしょう。お土産は町民の税金で送る、しかし、寄附金で入ってきたのはその他にも入れて5つしかない。それ目的のために積むから、町民の言うように自分たちのために使えんじゃないかと。だから寄附金はその中からいったお土産代とか送料とかそういうものを引いてそれを残りを積んでもらいたいと、こういうことですが、明解な答弁をお願いします。答弁しにくかったら最高責任者の町長から答弁をお願いします。

総務課長（麻田正志君）

お答えいたします。本年令和2年度の予算で基金のほうからその先ほど言いました、ふるさと納税にかかる経費につきましては、基金のほうから繰り入れて充当するという事で令和2年度につきましては今言いました返礼品とかそういう分は寄附金としていた

だいて、積んだ基金から充当するということにしております。以上でございます。

3 番（西森勝仁君）

まだ腑に落ちませんが、時間がないのでちょっと進んでいきたいと思います。今のように約 3,700 万ぐらいが本当の果実よともらったお金の果実分であるということですが、その反対に佐川町民が町外に寄附をしたこの件数並びに総額はいくらあるのか、そして差し引きはどうなるのか、お尋ねします。

税務課長（森田修弘君）

西森議員の質問にお答えさせていただきます。町民のほうのほかの自治体へ寄附した額、並びに人数につきましては平成元年度の町民税にかかるものとして平成 30 年中に寄附した人数が 92 名です。寄附の総額が 954 万 7,500 円となっております。これにかかるものとして平成元年度の町民税として税額控除されて町に入らなくなった町税分が 372 万 9,620 円ということになっております。以上です。

3 番（西森勝仁君）

今のご答弁を聞きますと大体 1,400 万ぐらいが町民の税金としてぬけていると。そうすると実際は 2,300 万ぐらいが差し引き残っているということになるかと思いますが、以前の議事録を読みますとこれは平成 26 年 12 月議会であります。これは邑田議員さんの質問に対して邑田議員さんが自分の町にふるさと納税をすることができると、こういうふうに問うてはいるわけですが、執行部答弁は自分の町にもできる、こういうように答弁しているわけです。これはちょっとおかしいことじゃないかと非常に思うわけであります。

我々議員は当然公職選挙法第 199 条が働きまして自分ところにはできんわけですが、町民は自分ところにふるさと納税と称して寄附をする。そうすると非常に節税になりますので、それを知って町民がやりだしたら大変な、税収はがた落ちというかなんともならんことになるかと思いますが、どうなるのか。

そして邑田議員さんはさらにこの時にパソコンとかホタテ、ウニ、こういった高価なものはすぐに換金できるものがあるが、これを売ってもいいのかという質問もされております。これは邑田議員は自分くの良心市で売ってかまんろうかという思いがあったかもわかり

ませんが、この質問に対しまして町長は「今、私の見識、情報量では判断がつかかねるので今後勉強する」と、こういうふうな答弁をしておりますが、あれからもう5年過ぎたわけでありまして。どういう認識にいたっておるのかお尋ねをいたします。

総務課長（麻田正志君）

お答えいたします。返礼品にホタテとかウニとかいう分のことについてでありますけれども、昨年の6月1日からふるさと納税についての要件が厳しくなって基準が示されております。その基準の中におきまして、主な要件としまして基準経費とか一団体、住民に返礼品等を提供しないであるとか、返礼割合の基準とかあります。その中に地場産品の基準ということがありますので、佐川町内でホタテ、生ものとかとれんし、ウニもとれませんので、それを地場産品として出すということは、現在できないということになっております。以上でございます。

3 番（西森勝仁君）

聞いていることと答弁と全く違う。私が聞いているのは町民が自分くの町にふるさと納税と称してふるさと納税をしてそしたらいろんなものがたくさんもらえるわけですが、それがかまんかと。それからまだそういったものを販売するのかかまんかと、こういうふうに聞いているわけです。これは全然違う答弁でありますので、もう一回答弁をし直してもらいたいと思いますが。

それと上限額というのはもちろん制限がありますが、役場の平均職員だったら大体6、7万ぐらいが上限になると思います。それから2千円引いて6万円から2千円引いた5万8千円がその分の所得税が還付され、またさらに住民税が控除される、こういったしくみになっておりまして、それこそ知らなきゃ損するふるさと納税、こういうふうになるわけですが、そのことは別において、この制度を逆手にとって町長にお尋ねしたいところではありますが、今、町外から来ている職員は大体25%ぐらいいやしないかと思います。この職員の方々に佐川町に対してふるさと納税をしてもらえないかと、これは町長が言わな誰もしてくれんわけですが、これは職員にとっても大義名分はあるわけでありまして、自分の飯の種の佐川町役場、給料をもらいう所ですので、これは応援したい町どころか飯の種の町であります。

もうひとつは職員にとったら佐川町のたくさんの返礼品がもらえ

る、そして税額還付され税額控除になるこれは職員にとっても一石二鳥、職員にとっても万々歳なことだと思いますので、町長は職員とよう面談すると言いますのでその時にお願いしていただいたら、職員も非常にやりやすいんじゃないかと思いますが、町長のお考えはどうですか。

議長（岡村統正君）

休憩します。

休憩 午後 0 時 15 分

再開 午後 0 時 16 分

議長（岡村統正君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

町長（堀見和道君）

はい、お答えさせていただきます。私のほうから町外に住む職員に対して佐川町にふるさと寄附してもらいたいよと、いうたことは何回かあります。あと総務課の担当職員から職員に対してぜひ佐川町にふるさと寄附をしてほしいということを伝えた話もあります。これまでも何回かそういう話をさせていただいていますが、私からしなさいとかそういうことはなかなか命令的になるのはよくないのでできればしてほしいな、という言い方はしてきたことがあります。これからも私のほうからことあるごとにそういうことはお願いをしてみたいなというふうに思います。以上です。

3 番（西森勝仁君）

今までもお願いしているということでもありますので、それは承知しました。しかし結果が大事でありますのでぜひ強力なリーダーシップを発揮してもろうて言うちゅう言うちゅうじゃちっともらちがあかんと思いますので、よろしくお願いしたいと思います。そしてまあ時間もほとんどないようでありますので、このふるさと納税の取り巻く問題としましては新聞にも載っていましたが、ただ貯めるだけが脳じゃないと、こういうふうにもいわれております。坂本議員も平成 27 年 9 月議会ではふるさと納税を活用した給付型奨学資金制度の創設や、また奨学資金の返還の減免を検討してもらいたい、こういうように質問しているわけではありますが、私も全く同感でありますので、この件につきましては次の時に質問をさせてい

ただきたいと思います。

それと企業版ふるさと納税があるわけではありますが、時間もありますので現在まで企業から寄附を受けたものがものがあるかどうか、あるとしたらいかほどか。お知らせを願いたいと思います。

総務課長（麻田正志君）

お答えいたします。この企業版ふるさと納税ということで寄附を受けたという実績はございません。以上でございます。

3 番（西森勝仁君）

寄附はないということで了解はしましたが、企業にとってもこれは非常にメリットがある制度改正になりましたので、9割も軽減をしてもらえるということです。これはやっぱり町長が営業にまわってもらわないかんという思いが私は強いわけではありますが時間がきましたのでこの企業版ふるさと納税については6月議会からお尋ねすることとしまして、今回は私の質問はこれで終わらせていただきます。どうもありがとうございました。

議長（岡村統正君）

以上で、3番、西森勝仁君の一般質問を終わります。

ここで食事のため13時45分まで休憩します。

休憩 午後0時20分

再開 午後1時45分

議長（岡村統正君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

引き続き、5番、坂本玲子君の発言を許します。

5 番（坂本玲子君）

5番議員の坂本です。通告に従いまして3点ほどお伺いしたいと思います。まず農業振興策についてお伺いします。農業についてはその就労年齢が高くなり、あと10年もすれば耕作放棄地が増え危機的な状況になるのではないかとその声があります。行政が何とかここで、てこ入れしないと衰退するばかりではないかと心配しています。

そこでまず今の佐川町の農業振興策はどうなっているのかお伺いいたします。

産業建設課長（田村正和君）

坂本議員のご質問にお答えします。農業は佐川町の重要な基幹産業でございます。また農地は農村景観、災害防止など農業のもつ多面的な機能を発揮しておりまして、地域を守るためには農業を継続していくことが重要であると、認識をしております。

最近では担い手不足や農業者の高齢化、それから後継者の不足、耕作放棄地の増加など、さまざまな状況が見られるようになっております。町としましては農業の振興につながるよう、農協、県など関係機関と連携してさまざまな取り組みを行っております。具体的な取り組みとしましては、まず生産現場の強化ということで、基幹作物の振興をすること、それから水田活用をすること。それから担い手確保に向けた取り組みとしましては、新規就農研修生への支援。新規就農者への支援。それから県内外での就農者の募集。集落営農組織への支援。

続いて農山村の活性化ということでございますが、鳥獣被害対策。具体的にいきますと、有害鳥獣捕獲報奨金、それから防護柵の設置補助金。新規就労者の確保。

それから続いて農地維持保全への支援ということで、多面的機能支払制度の交付金、それから中山間地域等の直接支払制度の交付金。それから農業施設の長寿命化と維持更新ということで、農業水利施設の長寿命化及び防災減災対策。さらにはため池の長寿命化、防災減災対策。その他、農業施設、これは農道水路、堰などの修繕、改築などがございます。主な取り組みとしましては以上でございます。

5 番（坂本玲子君）

いろいろな施策をされておりますが、その補助の対象となっている人数は大体どれくらいになっていきますか。

産業建設課長（田村正和君）

本年度主な事業をご説明させていただきますと、新規就農者への支援ということで、これ 150 万円、最大 5 年間新規就農者がもらえる制度でございますけれども、令和元年度の予算規模で 1,665 万円の予算、対象は 11 名を想定しております。それから基幹作物への支援ということで、レンタルハウスを実施しております。これも予算規模で園芸用ハウス支援事業 1,225 万円、それから対象者を 1 名でございまして。それからハウス内の環境測定措置整備の支援ということで、これも予算規模で 373 万 3 千円、これ対象者が 2 名でございまして。

それから鳥獣による農地被害防止としまして、有害鳥獣の捕獲報奨金、それから防護柵設置補助金、それから新たな狩猟者の確保のための勉強の講習会費用の助成など、予算規模委で 630 万 5 千円。農地の維持、保全活動を行う組織等への交付ということで、多面的機能支払制度の交付金、予算規模でこれ 11 組織で予算額 1,900 万、中山間地域等直接支払制度の交付金、これは予算規模 10 協定 500 万円。それから農業基盤整備事業これ予算規模で 5,354 万円ですけど、町内のファブリ堰、通称ゴム堰、それから鋼製ゲートなどの補修を実施しております。以上でございます。

5 番（坂本玲子君）

まず耕作放棄地について伺います。耕作放棄地はこの 10 年でどれくらい増えているのか、またこれから先どれくらい増える予想があるのかお聞きします。

産業建設課長（田村正和君）

お答えします。耕作放棄地についてご質問いただきました。まず耕地面積からご説明させていただきます。市町村別の耕地面積調査において公表されている面積、これ平成 22 年調査で佐川町耕地面積が 909 ヘクタールございました。そのあと平成 29 年の調査で 870 ヘクタールとなっておりまして、耕地面積の減少が 39 ヘクタールということでございます。

次にご質問いただきました耕作放棄地面積については、農林業センサスの公表されている面積を申し上げますと、2010 年のセンサス、耕作放棄地面積が 109 ヘクタール、その後 5 年後の 2015 年センサスでは 116 ヘクタールとなっておりまして、増加傾向となっております。今後予想面積の把握はできておりませんが、2020 年本年度農林業センサスも実施しておりますので、そういった数値を参考に今後も放棄地の抑制に努めたいと考えております。以上でございます。

5 番（坂本玲子君）

やはり徐々に減っているという現実があるわけですが、しかし今佐川町を見ますと若者が農業を始める人が増えているように感じています。佐川の専業農業者数はどれくらいいるのか、また新規就労者は近年どれくらい増えているのかお聞きします。

産業建設課長（田村正和君）

お答えします。農家数からご説明をさせていただきます。農家数こ

これは販売農家からご説明させていただきますと、市町村別農家、農家人口調査と、これも農林業センサスで公表されている販売農家戸数におきましては、2010年のセンサスで販売農家戸数が650戸でありました。その5年後の2015年センサスでは577戸となっております。5年間で73戸減少しております。それからセンサス上で言いますと、その他の農家数、自給的農家の数を足した総農家数でご説明しますと、2010年センサスで佐川町の総農家数が1,041戸ございましたが、2015年センサスでは902戸と、5年で139戸減少しております。

新規就農者の数をご説明させていただきますと、平成27年から平成31年までの5年間、これ農業改良普及所の調査の推計でいきますと、新規就農者数は28名となっております。以上でございます。

5 番（坂本玲子君）

総農業者数がかなり減っていると、きっとこれは兼業も入っている分のだと思いますが、新規就農者が28名ですか、何年間で増えているのは本当にうれしい限りです。今後もこの施策はぜひ続けてどんどん農業者が増えていっていただきたいと思います。

過去には食料事情の改善のためにあらゆる場所が農地として開墾されました。その中には作物を作るのに困難な土地もあります。全ての今の農地を守ることは無理があるかと思います。作りにくい農地と作りやすい農地、ある程度取捨選択する必要もあるかと思います。どこまで守るのか、それを決めるのも政策だと思います。

佐川町にはどれくらい農地があり、農地をどれくらい残したいと思っているのか、お聞きます。

産業建設課長（田村正和君）

お答えします。今後の将来の目標値ということですが、先ほどご説明をしたように町内の耕作地が現在870ヘクタールということでございます。将来の具体的な目標値は設定をしておりますが、今現在耕作をされている耕作地を維持するというのが当面の目標でございます。以上です。

5 番（坂本玲子君）

今の状況、それから将来の目標などを決めることが、ある一定その目標に向かってやっていくということでは大切なことかと思しますので、ぜひ将来的な見通しも立てていっていただきたいなと思います。

今喫緊の問題としては、耕作者の高齢化が大変な問題だと私は考えています。親から受け継いだ土地を荒らしてはいけないと必死で頑張ってくれている高齢者が多くいます。年齢が高くなったら耕作しやすい農地を作ること大切です。圃場整備は必死だと思います。近年は圃場整備の条件が緩和されたと聞きますが、どういうふうに変ったのかお伺いします。

産業建設課長（田村正和君）

お答えします。県営圃場整備事業の場合、以前は 20 ヘクタール以上の面積が必要でしたが、平成 30 年度に面積要件が 10 ヘクタールに緩和をされた、いわゆる北川モデルと言われる事業が創設されております。また事業費の自己負担額についても北川モデルでは不用となっております、従来の事業でも担い手への集積など、一定の条件を満たすことで大幅に軽減することが可能となっております。県も 2 月 15 日の高知新聞に掲載されたように、圃場整備の推進を図るようですので、連携して事業を進めたいと考えております。以上です。

5 番（坂本玲子君）

まち・ひと・しごと総合戦略では、圃場整備の目標が 25 ヘクタールだったと記憶しておりますが、今の進行状況はどうか、これからどう推進していくつもりなのかをお聞かせください。

産業建設課長（田村正和君）

お答えします。総合戦略の目標が 25 ヘクタールということで、5 年間の実績はゼロヘクタールということですが、今は町としましては事業に大変前向きで、中心的な担い手がおられる、市ノ瀬、立野、馬ノ原地区、それから室原地区、それから中野川の流域地区の 3 地域をモデル地区といたしまして、圃場整備に関するアンケート調査を行いました。今現在、市ノ瀬、立野、馬ノ原地区では、地域の関係者を対象としまして、事業の説明会を 2 回行いまして、圃場整備事業についての理解を深めております。今後は事業実施に向けた地域での話し合いを継続して行いまして、事業化につなげたいと考えております。

またこれ以外の 2 つのあと 2 地区のモデル地区につきましても、アンケートは実施をしております、その集計結果も出ております。今後はその地域での説明会を行う予定としております。以上です。

5 番（坂本玲子君）

佐川町の圃場整備率、県、国の圃場整備率はどうなっているのかお聞きします。

産業建設課長（田村正和君）

お答えします。佐川の圃場整備率でございますけれど、町内の整備率は約 30%、県内の整備率が 50%、国は約 65%ということでございます。以上です。

5 番（坂本玲子君）

お聞きしますと佐川町の現状はずいぶん率として少ないなあと感じています。しかし土地の所有者の同意がなければ推進できませんので、行政だけが頑張ってもできないことですが、ぜひ力を入れてしっかり推進し、年齢が高くなっても作りやすい農地を目指して行っていただきたいと思います。

また農業就労者の高齢化に伴い、自分だけでは耕作続けることが困難になります。それでそれを支援する組織が必要かと思いますが、今年度農業を支援する組織ができたと聞いております。実際はどうなっているのかお聞きします。

産業建設課長（田村正和君）

お答えします。昨年 9 月に集落営農組織農事組合法人トピアとかのが設立をされまして、令和 2 年度から斗賀野地区において、活動が始まるという予定になっていきますということでお聞きをしております。以上です。

5 番（坂本玲子君）

その組織の方々は本当に農業の未来を考えてお金ではなく、純粋に佐川の農業を守りたい。佐川の自然や風景を守りたいと考えて結成をしてくれたのだと思います。しかし、崇高なその思いはただボランティアだけでは続けていけません。やっぱり行政のサポートが必要だと思います。その組織へのサポートはどのようなになっているのかお聞かせください。

産業建設課長（田村正和君）

お答えします。耕作できない農業者個人の農地が放棄地にならないために、組織が農地を借り受けて営農を開始することとなる予定と聞いておりますが、来年度からの耕作のための農業機械が必要となります。町におきましては来年度、県の補助金これは集落営農支援事業をですけど、これを活用した機械の購入補助 784 万円を予算計上しております。補助率につきましては 3 分の 2、これ内訳は県

が2分の1で町が6分の1でございます。また集落営農組織が継続した経営ができるためのサポートとしまして、普及所それから農協など、関係機関と連携しながら、組織が目指している地域の農村風景を守る農業を継続して支援してまいりたいと考えております。以上です。

5 番（坂本玲子君）

斗賀野地域には、トピアですかねできまして、本当に良かったと思いますが、そのグループだけではなかなか全町をカバーすることは難しいかと思えます。今各地域に集落活動センターができています。そこを拠点として各地域に多くの農業支援のグループができるように頑張っていたきたいと思えます。その辺についてはどうお考えでしょうか。

産業建設課長（田村正和君）

お答えします。グループということで町内には農地の維持、保全活動を行っていただいている組織協定が21組織ございます。各地域で農地の維持と営農継続のために泥上げや草刈りなど、共同活動を行っていただいております。町としましてはこうした町内の組織がさらに増えるよう事業を推進してまいります。その結果それらの組織が集落営農活動組織につながるように、引き続き普及所などと先進地の視察や情報提供を行うなどの支援を行っていききたいと考えております。

ご質問いただきました集落活動センターにつきましては、話し合いをしていく中で連携が必要ということでございましたら、そういう取り組みを考えていきたいと考えております。以上です。

5 番（坂本玲子君）

いろんな組織があると、しかしそれが集落営農にそのままつながってっていない今の現状ですので、ぜひそへんをつなげていただいて、農地が本当に耕作放棄地が少なくなるようなことで頑張っていたきたいと思えます。

今佐川町でいろいろ聞いてみますと、ショウガはもうかっちゅうとか、ニラやトマトやイチゴ、ピーマンは何とかやっているとか、いろんなことを聞きますが、農業就労者にとって安定的な収入を得られることが大切だと思いますし、そういうことでなければ新規就農者の増加は望めないと思えます。そこで収入の安定化、販売促進に関してどういう戦略を考えているのかお聞きします。

産業建設課長（田村正和君）

お答えします。収入の安定というのは非常に重要なことだと思います。まず新規就農者が農業に定着する支援策としまして、国の新規就農者支援事業による支援、これだけではなくて自身の経営状況を把握し、それから農業経営者であることを意識していただくために、定期的に簿記講座も開催しております。

お話いただきましたお茶については、高齢化と荒茶の単価安などから栽培面積が約 10 ヘクタールとなっており、生産者も減少しておりますが、昨年度の J A 高知県佐川支所の茶工場に 2 番茶を加工する新たな製造ラインが増設をされております。紅茶、ウーロン茶、釜入り茶の製造が可能になりまして、現在新商品として販売もされております。農業者の収益向上につながっていると考えております。町としましても地域おこし協力隊をお茶の振興で雇用しており、J A 高知県の茶生産部会の関係機関と連携して、佐川茶のブランド化、販売促進に取り組み、農業収入増加につなげていきたいと考えております。

次お米についてもご質問いただきましたが、農業者の高齢化や米価の取引価格が下がるといったことから、稲作をやめる方が今後も増えていくことが予想されております。農業者個人では農地の管理が難しくなることも想定もされますので、地域や集落全体で農地を維持、保全していくための活動に対して継続的に支援を考えております。それからイチゴにつきましても生産部会が佐川産イチゴのブランド化を進めております。現在公募した名称の中から候補をしばらく、ブランド名を登録手続きをするということに努めております。また、後継者を育成するため新規就農者の受け入れ体制を整えて、リニューアルした産地提案書による募集をするなど、積極的な取り組みをしておられます。町内ではニラ、イチゴ、トマト、ショウガ、新高梨の他にもおいしい作物が数多く栽培されております。これらの生産者の所得向上を図るために、現在計画をしております道の駅を大いに活用しまして、6 次産業化も含めた取り組みを来年度から強化していきたいと考えております。その過程で生産者をはじめ、関係者と協議を進めるとともに、農業者の所得増大を実現すると、このことを経営方針とする J A 高知県にも大いにその力を発揮していただきたいと期待をしております。以上です。

5 番（坂本玲子君）

今の農業の算出額っていいですか、どれくらいもうかっているのかっていうのについてはどうですか。

産業建設課長（田村正和君）

お答えします。農業の算出額についてご質問をいただきました。これは今、国の統計事務所の試算をご説明しますと、平成 26 年調査で、町内農業の算出額が約 22 億円、これは項目別に言うと畜産、花卉、果実、野菜、米などに分類しておりますけど、それが 29 年になりますと、28 億 1 千万円ということで、増加傾向にはございます。以上です。

5 番（坂本玲子君）

少しずつ収入も増えてきているということです。例えば今問題なのはショウガはもうかっているけれども、農地を所有している人からはショウガに貸して病気が発生して返されても、なかなか水田に戻すことが難しくて、貸すのが嫌だというふうな声を聞くことがあります。同じ作物を作り続けると連作障害がおきることは昔から言われています。しかし同じ土壌に別の作物を植えると、障害がおきにくくなると聞いたこともあります。そういう研究を待つところですが、例えば病気がおこって水田を返還する時に、元の田んぼに戻せるような形で返還するなど、そういうふうな約束がいただけたら貸してもいい農家が増加するんじゃないか、というふうに思いますが、その辺についてどんな施策があるか教えていただきたいと思います。

産業建設課長（田村正和君）

お答えします。農地の貸し手、借り手につきましては、その貸す前、農地の貸し手、借り手双方が利用権の設定をする、それから中間管理機構を介した貸借をされると、というようなことが 1 番効果があると考えておりまして、そのような取り組みを連携をして周知を図りたいと考えております。以上でございます。

5 番（坂本玲子君）

販売農家数ですかね、専業農家の方は 570 戸あると、それにもかかわらず農業者の課税人数、そこを調べてみました。実は農業者への課税人数はわずか 95 人、平成 30 年度のデータです。さらに驚くのはその 95 人の中で均等割だけを払っている方がおいでまして、所得割まで払っている方はわずか 71 名。その農業 570 戸ですので割るとわずか 12.4% しか生活するのに足りるくらいの所得がない

のかなという感じを私は受けました。収入は増加傾向にあるというのですが、農機具や施設整備、農薬等で費用がかかり、なかなか納税ができるほどには所得は増えていないというのが今の現実です。施策を実施した時にその実効性を調べるためには、そういうふうなことも税務課と連携しながら進めていく、それで立証して、所得が本当に税を納めれるぐらいに増えたなあと感じれる程度に着実にやっていく必要があるかと思いますが、それについてはどのようにお考えでしょうか。

産業建設課長（田村正和君）

お答えします。坂本議員がおっしゃられるとおり、先ほど私のほうも回答しましたが、農業算出額は確かに増加傾向にございます。ただ農家を取り巻く現状というのは、非常に厳しいということも十分に承知をしております。坂本議員がおっしゃられるとおり、今の現状を適正に把握するために分析をするということが必要だというご質問だと思いますので、本年度は2020年センサスの実施もしております。過去の数値も参考にしながらですね、今後の農業振興を図る数値もきっちりと把握をして振興してまいりたいと考えております。以上です。

5 番（坂本玲子君）

ぜひですね行政が農協とか、耕作者とかと協力しながら安定的な所得が得られる農業を目指して、農業を持続可能な職業として育てていただきたいと思います。

話は変わりますが、昨年4月の規制緩和で一定の幅があるトラクターを公道で走らせるには、大型特殊免許が必要になりました。近年の農耕車の大型化が進んでいます。佐川町ではその対象となるべき農耕車を持っている人はどれくらいいますか。

産業建設課長（田村正和君）

お答えします。昨年の4月農耕トラクターに関わる道路輸送車両法の運用見直しがございます、一定要件を満たせば作業機を装着した状態でトラクターなどが公道走行することが可能となりました。特に作業機を装着して全幅1.7メートルを超える場合には、大型特殊自動車免許が必要となっております。ご質問いただきました現状の対象者の数については把握ができていないと、いう状況でございます。なおJA高知県が机上の試算で調査というか、試算をした数字をご説明すると、県内で2,500名から約4千名近くになると

というような推測がされております。以上でございます。

5 番（坂本玲子君）

農耕車限定の大型特殊免許は新聞報道によりますと、受検したくても受検できる人数が限られていると、免許センターでの受検者数を県は3月からその定員を増やして月48人とすると言っていますが、先ほどのJAの試算を見ますと例えば一番ミニマムの2,500人としても、なかなかそこだけでは補いきれないなというふうに感じます。そろそろ春が来て稲作も始まりますし、そういう規制のおかげで農業ができなくなるとは大変です。それに対応するためにどのような対策ができるか、またしていくつもりなのかお伺いします。

産業建設課長（田村正和君）

お答えします。現在免許を取得するためには、自動車学校での取得と、高知県免許センターでの試験通常一発試験というものがございます。高知県や高知県農業機械協会など、関係機関が試験機関の増加等合格率向上に向けて、取り組みが進められております。

ご質問のありましたとおり、農耕車限定の試験については1月から受検機会が設けられておりまして、3月は定員16名の試験が3回予定をされております。通常行われております免許センターでの試験これの対策として、試験前の講習会も開催もされておりまして、合格率の向上に向けて取り組みが行われています。今後も町、農協、普及所などと連携もしまして、免許取得の情報提供など、農業者が免許の取得に向けた取り組みができるように進めてまいりたいと考えております。以上でございます。

5 番（坂本玲子君）

ぜひですね農業者が困らないような何らかの対策を進めていていただきたいと思います。

昔、保育で勤めていた時、ある保育園児がいました。その保育園児の話をしたと思います。その子供はおじいちゃんと一緒に田植えや稲刈りをしていました。おじいちゃんは抱っこして運転をしていたのです。仕事の後はトラクターなどを洗うのも一緒にしていました。その子は農作業が大好きな子供に育ち、保育で散歩に行く時でも、稲の熟れ具合を確認して、「もうそろそろ稲刈りせないかん」という言葉が出るほど好きでした。その子が大きくなってそれから20年以上経ちますが、もう家庭を持って仕事を持っています。その仕事を持ちながら休みの日にはそのおじいちゃんの後を継いで農

業を頑張っています。兼業農家の跡継ぎに関しても、そんな楽しい体験を通じて農業に関心を持つ子供が増える施策を何か考えてほしいなと思います。

保育所では食べ物を作ることを通じて、その喜びや食生活を豊かにするという活動をしていますし、学校でも稲作等の体験をしていますが、しかしそれ以上の体験が今必要なのではないかと思います。その辺についてはどうでしょうか。

産業建設課長（田村正和君）

お答えします。将来の担い手を確保するという事で、私の子供も学校でそういう体験をさせていただきました。将来の担い手を確保すると、それにつなげるということは非常に重要なことだと思いますので、農協さんもアグリキッズスクールなども実施もされております。そういった連携できるものをですね一緒に考えていきたいと思っています。以上でございます。

5 番（坂本玲子君）

本当にお聞きしてしまして、行政はさまざまな手をうって農業を守るために頑張ってくれているなと感じました。そして佐川の未来の農業を守るために、若い農業従事者が増えているのも頼もしい限りです。しかし今の状況は 65 歳以上の農業者がほとんどで、農業の未来が危ないのは変わりありません。専業農家だけでなく兼業農家の持続のために何ができるか、ということもぜひ考えていっていただきたいと思っています。

また農地を守ることは課長もおっしゃっていましたが、食料を守るだけでなく、近年の大雨に対し治水の役割も果たしてくれますし、災害防止の役割も担っています。また自然の景観の保持にも大切です。圃場整備を進め作りやすい農地にしていく、将来的な跡継ぎを育成していく施策を考える。安定的な収入が得られ、若い人が農業に専念できるようにする。販売ルートを確立していくなど、行政がさまざまなサポートをさらに進めていっていただきたいと思っています。以上で 1 問目の質問を終わります。

2 問目に入ります。災害に強い河川をということで、近年異常気象により自然災害が増加しています。平成 26 年の広島土砂災害、平成 27 年 9 月関東・東北豪雨、平成 28 年台風 10 号、平成 29 年 7 月九州北部豪雨など、数え上げればきりがありません。国交省によると、令和元年台風第 19 号の豪雨によりきわめて広範囲にわたり河川

の氾濫やがけ崩れ等が発生、これにより死者 96 名、行方不明者 4 名、住宅の全半壊 2 万 7,684 棟、浸水 5 万 9,716 棟、きわめて甚大な被害が広範囲で発生。関東・東北地方中心に計 140 カ所で堤防が決壊するなど、河川が氾濫し国管理河川だけでも 2 万 5 千ヘクタールが浸水しました。国管理河川では堤防決壊 12 カ所、県管理河川では堤防決壊 128 カ所となっています。そういう状況を踏まえ、国では地方団体が単独で実施する河川等のしゅんせつを推進するために、緊急しゅんせつ推進事業に来年度予算約 900 億円をつけています。

議会懇談会に行きますと、町民の方から川の葦を何とかしてほしいという声を多く聞きます。また町議会でも今まで川の葦を除去を何人もの方が提案されました。大雨が降った時に葦が生え、水深が浅くなっていると災害が起こってしまう可能性が出てきます。その緊急しゅんせつ推進事業などの補助金を使って、河川のしゅんせつを進めていただきたいと思いますがいかがでしょうか。

産業建設課長（田村正和君）

お答えします。緊急しゅんせつ推進事業費につきましては、昨年のおっしゃられるとおり、台風第 19 号による河川氾濫等の大規模な浸水被害が相次ぐ中、被災後の復旧費用を考慮しても維持管理のための河川等のしゅんせつ、土砂の撤去などが重要であるということで、地方団体が単独事業として緊急的に河川をしゅんせつをする場合、新たに先ほど言われました緊急しゅんせつ推進事業費を地方財政計画に計上するとともに、緊急的な河川等のしゅんせつ経費について、地方債の発行を可能とするため特例措置が創設をされたものでございます。本町における近年の状況としましては、台風豪雨による土砂の堆積が特に顕著に見られた荷稻地区の荷稻川、それから上郷地区の蔵法院川までしゅんせつを実施しております。本年度は黒岩地区の原谷川で実施をしましたが、町管理河川のしゅんせつは今後におきましても必要だと考えておりますので、緊急しゅんせつ推進事業を活用してしゅんせつを進めていきたいと考えております。以上でございます。

5 番（坂本玲子君）

この事業ですけど確か河川の維持管理計画など、個別的な計画を立てた河川等のしゅんせつだと思うんですが、そういう計画を佐川町は立てているのでしょうか。

産業建設課長（田村正和君）

お答えします。町で管理しなければならない河川、これは柳瀬川や春日川といった県の維持管理する川幅の広い河川の支流ですが、86 河川、延長にしまして大体約 82 キロございます。緊急しゅんせつ推進事業につきましては、しゅんせつに関わる個別計画を策定する必要がございます。令和 2 年度から実施する事業について対象ということですが、現時点において町で個別敷設の策定はしておりません。以上でございます。

5 番（坂本玲子君）

ぜひですね町の管理する河川においてはその必要性がある場合があるかと思うんですが、調べていただいてこういう何年間かの緊急ですので、ずうっと続くわけではないのでこういう予算が立てれる時に推進していただきたいと思います。また佐川の河川はほとんどが県管理の河川だと聞いております。県管理の河川でも佐川町の中にある川ですので、その状況を把握する必要があります。そういうふうな県の管理が必要な河川で、しゅんせつが必要な所があるとか、いろんことなどについて町は把握はされているでしょうか。

産業建設課長（田村正和君）

お答えします。県管理の河川については異常気象時における増水の河川の状況それを把握して情報共有をするように努めております。しかし土砂の堆積状況やしゅんせつ計画についてはまだ把握ができていない状況でございます。しかし県管理河川のしゅんせつにつきましては、地元要望などを受けて町から県議会産業振興土木委員会へ事業実施の要望もしてきた経緯がございます。

また現在調査前の段階ではありますが、町管理河川のしゅんせつが必要な箇所につきましては、県管理の河川と合流する所、傾斜が緩くなる平野部に集中するといったことが推測もされますので、県管理河川と合わせて対策を実施することによって、その効果がよりよい形で発言できるものと考えております。本年度におきましては県管理河川のうち春日川でしゅんせつも行われました。対策も必要な箇所が他にも多く残ってございます。また最終処分場の地域振興策の取りまとめの過程におきましても、議会のほうからも町内の県管理河川のしゅんせつについてご提案をいただいておりますので、このご提案を合わせてしゅんせつが実施されるように、県に働きかけを行っていきたいと考えております。以上でございます。

5 番（坂本玲子君）

ぜひですねこういう事業があるうちに、佐川町が安心して住むことができる、そういうまちになるためにも河川のしゅんせつは大切なことだとは思いますので、県への働きかけを頑張っていただきたいと思います。

台風 19 号では県管理の河川が決壊し、その中で浸水想定区域以外の地域が多くあった、その浸水と聞いています。佐川町でもハザードマップがありますが、その想定区域の再検討が必要かと思えます。国交省が市町村に対しても県が出した浸水想定を元に、水害ハザードマップに中小河川分を追加するように促す方針だそうです。それについてはどのようにお考えかお伺いします。

総務課長（麻田正志君）

お答えいたします。近年でありますけれども短時間豪雨や降り始めからの総雨量が 2 キロメートルを超えるような大雨などによりまして、各地で大災害が発生しておるといえるところであります。こうした中、平成 27 年に水防法の一部が改正されまして、洪水予報河川及び水位周知河川では、新たに想定最大規模の降雨を対象とした洪水浸水想定区域の指定することが義務づけられたと、いうところであります。この改正による見直しにおきまして新たに加茂地区が洪水浸水想定区域に指定をされましたので、それを反映した防災ハザードマップを平成 30 年の 1 月に改訂をいたしまして、加茂地区全戸に配布をさせていただいております。加茂地区の洪水浸水想定区域の指定につきましては、国が洪水予報河川に指定しております仁淀川のほうの推計であります日下川への影響によるもので、現在この他には佐川町に影響する洪水予報河川や、水位周知河川の国及び県の指定のほうはございません。県のほうといたしましては今後水位周知河川に指定していない河川につきましても、水位周知河川の指定及び洪水浸水想定区域の指定を検討していくと、いうことでありますので、佐川町内におきましてもその指定がされることがありましたら、それを反映した防災ハザードマップを改訂し、対応していきたいというふうに考えております。以上でございます。

5 番（坂本玲子君）

推移指定河川、私はよくわからないんですが、加茂地区は指定をされているけれども、それ以外の地域では指定をされていないというお話だったように思いますが、毎年黒岩地域でも水害であの辺が一带、海になるというふうな状況が起こっていますが、そこは指定さ

れていないんですか。

総務課長（麻田正志君）

先ほど申しましたとおり指定のほうはされておられませんけれど、現在国土交通省の大渡ダム管理所におきまして、想定最大雨量により大渡ダムから仁淀川水系にもたらす影響に関し調査を行っていると、いうことを伺っております。この調査では仁淀川の本流はもとより、本流の増水に伴いまして関連する支流へのバックによる浸水想定区域を、一定区間になりますが生ずるようになります、というふうに伺っております。本年度末にその成果品が完成いたしまして関係する自治体への説明のほうが予定されておりましたが、今般のコロナウィルスの関係で事業が中断しまして、事業の完了が4月以降になるということをお伺いしております。この事業完了後に詳しいお話のほうを伺いまして、ハザードマップも反映させていただきたいというふうに考えております。以上です。

5 番（坂本玲子君）

黒岩が浸かるのはここ1、2年の話ではありませんので、その指定されてないということ自体が何かおかしいなと思うんですけど、ぜひそういう現状も伝えながら、やっぱりそういう指定をするべきではないかということのお話もしていただけたらなと思います。

次、国は都道府県が技術職員の増員を図り、技術職員の不足の支援をするとともに、大規模災害時の中長期派遣要員を確保するための経費に対して、地方財政措置をするというふうな発表をしています。佐川町では今、橋や建物の長寿命化、道の駅や産廃施設、図書館の建設など今後大きな事業が計画されています。また災害などが起こった時、技術職員がいないと復旧が迅速にできません。佐川町で土木や建築関係の職員は何人いるのか、またその人数が佐川町の規模に対して十分な人数なのかお聞きします。

総務課長（麻田正志君）

私のほうからは職員が何人いるかということにつきまして、お答えをさせていただきます。職員の採用試験時におきまして、技術職として採用された職員につきまして、現在11名在籍しております。以上でございます。

産業建設課長（田村正和君）

私のほうから職員が十分かということのご質問に対して、お答え

したいと思います。現在の産業建設課所管の予算につきましては、坂本議員が言われるとおり、地震対策の強化、それから道路橋梁、農業用施設などの長寿命化の対策など増加傾向にございます。これらの対策は住民の生命と財産を守る重要な取り組みでありますので、滞りなく進めていかなければならないと認識をしております。こうした認識の元にインフラを効果的に効率的に維持、継続していくためには、まずは技術職員一人一人の技術力の向上が不可欠と考えております。現在土木事務所で開催をされている工事監督研修への参加、それから県発注事業の検査への臨場するなど、取り組みを行っているところでございます。その上で突発的な災害が発生しまして、発注関係事務を適切に実施することが困難であると、判断される場合には高知県建設技術公社それから土地改良事業団体連合会と、いった外部の組織も活用して、発注体制を確保しております。ご質問のありました技術職員の体制の状況につきましては現在は余裕のある状況ではあると言えないと考えております。今後ですね中長期的な視点から適切な発注体制を維持、確保することが重要であると考えております。将来にわたり予想される事業量をできる限り把握した上で職員採用と技術力の確保、継承が必要でありますので、今後も役場庁内でも協議をしながら業務を適正に執行できる体制を確保したいと考えております。以上でございます。

5 番（坂本玲子君）

ぜひですね、いざというときに困らないようなそういう職員体制を作っていただきたいと思います。

もう1つ、国交省は河川の氾濫に備えて危機管理型水位系の整備の方針を出しており、20年度までに全国5,800カ所設置されるということです。佐川町でも黒岩、加茂は毎年のように川が氾濫し、農地が浸水の被害を受けています。佐川町内での危機管理型水位計の整備はどのようにになっているのかお聞きします。

産業建設課長（田村正和君）

お答えします。危機管理型水位計につきましては、従来型の水位計と比較して導入費用、それから運用費用が軽減されると、洪水時の水位観測も充実を図れるというようなことで、開発をされたシステムとなっております。民間の携帯電話通信網を用いるとともに、全国共通のサーバーを使用することで、導入費用を軽減ができ、水位観測を河川増水時に限ることで運用コストも軽減が図られてお

ります。町内には危機管理型水位計が柳瀬川、長竹川、春日川、日下川合計５基、河川管理者であります高知県によって設置がされております。以上でございます。

５番（坂本玲子君）

佐川町では５カ所、水位計があるということですが、結局水位計については私たちはどこにあるのか、どんなもんなのかその情報はどうやってわかるのかっていうところがわかりません。緊急時には自分の命は自分で守る、自助が大切です。大雨災害の時、水位計があれば避難の目安にもなります。しかし住民の方はそれを設置していることも、どうすればその情報が入手できるかも知りません。防災無線で避難情報を聞いただけでは自分が避難すべきかどうか判断できません。より詳しい状況がわかればその判断がしやすいと思います。避難情報は町が出しますが、最終判断は各自で行います。川の水位の状況を住民がすぐわかる方法で発信できるシステムにしていきたいと思いますが、いかがでしょうか。

産業建設課長（田村正和君）

お答えします。危機管理型水位計につきましては、水位計を設置、管理しています高知県に確認をしますと、水位の状況については増水時の水位観測状況を県の水防情報システムのホームページで随時発信をされているということです。また住民への周知につきましても危機管理型水位計の多くは、橋梁に設置をずるなど、地域の皆様の目に留まりやすい場所にあると、いうこともございまして、県では水位計であることの表示、それからインターネット上で公開している水防情報システムのアドレスを、QRコードで機器に貼り付けるというようなことをしていくと聞いております。また周知用のチラシ等の作成も検討して、利用促進に向けて取り組むと聞いております。町としましては県の取り組みに協力をするすることで、町民の皆様へ周知が図れるように考えております。以上でございます。

５番（坂本玲子君）

県の設置ですので、県の方向があるかと思いますが、本当に情報ってというのが命を守るっていうところがありますので、県のやり方だけではなく、どうしたら住民の方が１番それがわかるのかっていうふうなことを考えていただいて、やっていただけたらなと思います。

続きまして、ぐるぐるバスに関しての質問に移らせていただきま

す。高齢者の事故が交通事故が多発し、政府も高齢者対策にサポカー補助金を創設しました。田舎では車がないと生活できない地域があります。また交通手段を奪われたお年寄りには外出機会が減り、人との交流も少なくなり認知症などの発症が危惧されます。以前の議会の質問で安心して乗れる車の購入に、佐川町でも補助金をだしてはどうかという提案をしましたが、まさにそれを今、国主導でやってくれているということですのでうれしく思います。

以前質問した時に町の回答は、サポートの基準が確立されていないので見守るということでした。ぜひ今後検討していただきたいのですが、その件に関してはまた別の機会に質問をしたいと思います。

佐川町では交通手段を確保するために、ぐるぐるバスを導入しました。最近高齢者の方から「もうそろそろ免許返納しようかな」とか、「車はなるべく運転しないようにしている」との声を聞きます。また地域の方からは、「バスが近くを通らないから乗れない」との声も聞きます。そういう高齢者が増えているのですからぐるぐるバスの使命はますます大きくなってます。ぐるぐるバスも開始から2年以上経ちました。そこで当初から今までのぐるぐるバスの利用実態をまずお聞きします。

チーム佐川推進課長（岡崎省治君）

坂本議員のぐるぐるバスの利用実態につきまして、ご説明させていただきます。ぐるぐるバスは本格運行が平成29年の10月から実施をされております。平成29年の10月から翌年の平成30年の9月まで、これの1年間の利用実績につきましては、利用者がですね6,386人でこれが1便あたりに直しますと、1.5人です。続いての1年間、平成30年の10月から令和元年の9月まで同じく1年間のぐるぐるバスの総利用者8,852人です。これは延べ人数です。先ほど申しました人数も延べ人数です。この期間の1便あたりの利用者数2.3人ということで、1年目、2年目ということで、かなり増加をしております。利用者の増加比率を計算してみますと、当初の1年目から2年目に比べますと、139%前年比139%となっております。以上です。

5番（坂本玲子君）

地域の声を聞いて路線や時刻表を改善していくということでしたが、こういった聞き取りや調査をしているのかお伺いします。

チーム佐川推進課長（岡崎省治君）

お答えいたします。毎年年に1回は住民の方々と地域に出向いて意見交換会を開いております。それから適宜運転手さんからも利用実態等の聞き取り、情報交換をさせていただいております。直近のですね住民説明会を行っておりますので、その状況を少しご説明をさせていただきたいと思います。今年の2月の中旬にですね、以前から要望がバスの要望があってありました箇所について住民との意見交換会を行っております。1つはですね鳥ノ巣地区、これを2月12日に行っております。参加者が14名おいでました。その中で出た意見を少しご紹介いたしますが、月曜日の舟床川ノ内線これ鳥ノ巣地区の国道のほうに停留所ございますけれど、もう少し自治会の中に入ってもらえたら利用しやすいというふうな意見があったり、後はですね危険な所を通ってほしいとまでは言えないけれど、室原のほうから入ってもらいたいとか、そういう具体的なご意見もいただいております。それからもう1カ所、翌日の2月13日、これは柳瀬地区です。参加者12名おいでました。ここにつきましても以前から少しお話があった所ですが、意見交換会での具体的なご意見として、こちらのほうは今ぐるぐるバスは通ってませんが、黒岩観光バスが定期的に走っております。こちらの黒岩観光バスと、あとぐるぐるバスの乗り換え、こういったことをせずに例えば駅の東側の町民プールとかマルナカに行きたいと、いったご意見がございました。あとは夢まちランド、こちらに行っている方が「今後車に乗れなくなったらなかなか行くのが大変やね」という話をお伺いしたりとか、後は具体的にですね「柳瀬橋、あるいはホームセンター佐川付近にバスの停留所があったらいいね」という話をお伺いしております。後はその黒岩観光バスとぐるぐるバスの乗り換えの時刻表があったら非常にうれしい、便利であるという話をお伺いしました。

後、2月17日に川内ヶ谷上地区こちらのほうも予定をしておりました。ただこの日がですね雪が降った日でして、その影響もあるのか、ご案内をしていましたけれど、参加者が自治会長さん1名だけということで、意見交換会としてはできなかったわけですが、自治会長さんからはこの日も意見地区の状況をお伺いしております。こちらの地区もですね高齢者多いんですけれども、今時点では子供さんと同居したりしていて車で連れて行っている方が事は済んでいると、非常に困っているという話はあまり聞かないよと、ということはおっしゃっていただきました。こういうふうに具体的

に地区から要望があった所については、意見交換会をさせてあげておられます。その意見交換会を受けての対応といたしまして、毎年だいたい10月にダイヤ改正を行っておりますので、この鳥ノ巣地区、柳瀬地区につきましてはこういったご意見をいただきました。今後ダイヤの見直しに反映させるかどうかというのは、公共交通会議を経た上で、必要であれば10月以降のダイヤ見直しに入っていくと。

それから川内ヶ谷方面につきましては、ここは意見交換会としてはできなかったのも、自治会長さんのほうにもう一度意見交換会の意向があれば開きますよというお話もさせていただいた上で、役場としても実態をもう一度確認をしたいと、それを町で方針を決めていきたいということです。あと柳瀬地区から出てました乗り換えの件につきまして、黒岩観光バスとぐるぐるバスのこれについてはそういう話を伺いましたので、暫時ちょっと手作りではありましたが、黒岩観光バスとぐるぐるバスの柳瀬地区の方向けに乗り換えを、こういう乗り換えができますよというふうなペーパーを作って自治会向けにですねお渡しをしたということがございます。以上でございます。

5 番（坂本玲子君）

その3地区のことはわかりましたが、その他にも個人的に相談があるんじゃないかと思いますが、私の所へもそういうご相談があったことがありますので、そういうご相談は何件くらいどんな要望があるのか、またそれをどう解決しているのかについてということについてお聞かせいただきたい。

チーム佐川推進課長（岡崎省治君）

お答えさせていただきます。個別にですねチーム佐川推進課に相談っていいですか要望に来られたりとか、あるいは先ほど申しました運転手さんからの聞き取りとか、というのは随時、課のほうでまとめて整理をしております。先ほどちょっと申し上げたのは大きなところで住民意見交換会ということで、させていただいたわけですけど、そういった日々の要望とかっていうのも課の方で取りまとめをして、その点あと対応せないかん部分については適宜対応して必要であればダイヤ改正に反映させていくと、いうことは対応っております。

5 番（坂本玲子君）

以前の質問で1日乗り放題券を作ってはどうかというふうな提案に対して、検討してみるとの返答でしたが、その後どのように検討なさったのかお聞きします。

チーム佐川推進課長（岡崎省治君）

お答えをさせていただきます。1日乗り放題の券については、課のほうでも検討はさしていただいております。ただ現時点で乗り放題券を導入するということの結論にはなっておりませんが、引き続き検討させていただきます。

5 番（坂本玲子君）

前の質問の時にですね、乗客数を増やすためにお出かけイベントなどに取り組み、乗客を増やしていくというふうな返答もあったかと思いますが、それについてはどうですか。

チーム佐川推進課長（岡崎省治君）

お答えさせていただきます。バスの利用促進の1つとして、今これからですね4月に向けてやっていこうとしているのがあります。それは上町地区牧野公園に町民の方々にもなかなか足を運んでくれない方も多いと、いうふうに思いますので、そういった上町地区へのキャンペーンとして、ぐるぐるバスを使ってですね観光協会等と話しながらそういう利用促進策を考えております。4月からできる形で今企画をしております。

5 番（坂本玲子君）

ぐるぐるバスの運行は今、月曜日から金曜日までですが、土日にそのバスを活用するっていうことは可能でしょうか。

チーム佐川推進課長（岡崎省治君）

お答えさせていただきます。ぐるぐるバスを料金を取ってですね活用していくということについては、現時点では事務局の判断ではできないと、公共交通会議とかそういうのを経てダイヤの変更なりということではできないと思いますので、現時点ではそういうのは難しいと考えております。

5 番（坂本玲子君）

運行料を取ればできないけれど、取らなければできるとはですか。

チーム佐川推進課長（岡崎省治君）

1つ利用促進の意味合いもありますけれど、例えばイベントにぐるぐるバスを利用料金を取らない形で活用していくと、いうことは可能だと思います。実際に今年度につきましてはイベント斗賀野の

ほうでありました「たらふく秋祭り」こういったことについても利用者拡大というか、利用促進の目的の中で、これ永野地区から送迎車を出しましたけれども、そういう形で永野地区から足を運んでいただくためのぐるぐるバスを活用したという事例がございます。

5 番（坂本玲子君）

そういう状況であればですね、例えば選挙の時に投票所が遠くて高齢者が選挙に行けない人がいるということで、昨年度か今年度か投票所を増やしましたよね、しかし選挙当日もしバスを走らせることができれば、投票所を増やさなくても選挙に行けない人が減少するのではないかと、先ほど言われたみたいにイベントなどもだいたい土日などに開催されますから、それに利用促進の目的で使っただけであれば、そういう参加も増えるだろうと、やっぱり体験することで利用促進になるでしょうし、高齢者にとっても出かける機会が増える、地域社会にとってもいいんだと思います。そういうチーム佐川と選管のコラボとか、各課とチーム佐川のコラボができればすばらしいと思いますが、その点についてどう思われるかお聞きします。

チーム佐川推進課長（岡崎省治君）

他の事業と連携という意味では、あったかふれあいセンターの事業の取り組みの中でですね、例えばサロンをやったりとか、百歳体操したあとに、お出かけイベントをつなげていくというようなことも、あったかふれあいセンターのほうでもやっていただいております。そういったことを健康福祉課だけでなく、チーム佐川推進課のほうも具体的にあったかふれあいセンターのほうと、相談連携しながらですね、具体的な取り組みへつなげていきたい。もっと利用促進を図っていきたいというふうに考えております。

5 番（坂本玲子君）

あったかの話が出ましたが、以前加茂のあったかさんがぐるぐるバスを活用して利用者の買い物支援を行っていました。しかし運行時刻の時刻表が変わったために、実施できなくなったというふうなことを聞いています。運行時刻表の変更にはそういう意味では、あったかなどの意見を聞くことも必要かと思いますがいかがでしょうか。

チーム佐川推進課長（岡崎省治君）

お答えさせていただきます。ぐるぐるバスの時刻表のつくりとし

ては、利用者が基本的に高齢者の方が多いということでございます。あとダイヤの時刻の設定につきましては、第1便の設定をほぼこちらの町中の病院とか、役場とかそういう中心部に8時30分前後に着くようなかたちで第1便を組んでいるということもございます。ただあったかふれあいセンターの事業の中です、加茂の取り組みがダイヤが変わった関係でそういうイベントが組めなくなったということは申し訳なく、こちらも承知をしております。そういうこともありますので、全ての要望といいますかダイヤを組むということは、なかなか難しいですけれども、先ほど申しましたあったかふれあいセンターとの連携の中では、そういうダイヤの組み方、そういうお出かけイベントとか、そういうのもこちらのほうも把握しながら、利用しやすいダイヤにしていきたいというに考えております。

5 番（坂本玲子君）

今です、ぐるぐるバスとか、公共交通に出している予算はだいたいどれくらいになっているのでしょうか。

チーム佐川推進課長（岡崎省治君）

今年度の見込みの額でいきますと、ぐるぐるバスの委託料としては2,200万円、あと公共交通の関係でいきますと、黒岩観光バスの町内の路線に対しての補助が1,300万円です。合計して3,500万円として歳出、支出がござい。あと収入のほうもござい。ぐるぐるバスの使用料これが年間120万円、あとぐるぐるバスの運行補助として、国庫補助が付きまして、これがおおよそ650万円というふうに見込まれております。収入、歳入を合計しますと770万円ということでございます。

5 番（坂本玲子君）

ちょっとあったかつながりでお聞きしますが、地域がつながってみんなが住みやすい町をつくろうとしています。少しずつ歩み寄って知恵を出し合い、改善していくことは町民のためです。佐川地区には、夢まち協議会があり、斗賀野地区には元気村、尾川地区には尾川活性化協議会とか、黒岩地区にはいきいき応援隊、加茂地区には加茂の里づくり会などがありますが、各地域にある団体の会員数はどのようになっているか、お聞きします。

健康福祉課長（田村秀明君）

坂本議員のご質問にお答えいたします。佐川地区にある組織の会

員数ってということですが、まず佐川ですが佐川は、さかわ夢まち協議会ここは 216 人です。斗賀野はとかの元気村 155 人、尾川は尾川地区活性化協議会 89 人、黒岩は黒岩いきいき応援隊 71 人、加茂は加茂の里づくり会 58 人ということで、計 589 人佐川町の人口規模 1,269 人に対しまして 589 人ということで、約 4.6% となっています。以上です。

5 番（坂本玲子君）

約 5% 近くが会員としていて、今そのあったかが 4 地区でやられています、そのあったかを利用している実数、同じ方が何回も利用していると思いますので、その実数はどれくらいなのか、またお年寄りに対してだいたいおいでしているのはお年寄りだと思いますので、割合はどれくらいになるかお聞きします。

健康福祉課長（田村秀明君）

お答えいたします。あったかを利用している実数というところで、いろんな機能があるんですが、集いとかですね送迎とか預かりとかあるんですが、1 番大きい集いについて説明させていただきます。実数が 956 人です。平成 31 年 3 月 31 日現在の 4 地区の 65 歳以上の人口が 2,413 人になりますので、分母をこれにして分子を 956 ですと、39.6% になります。ただし集いの中にはですね概ね高齢者ということなんですが、中には高齢者以外の方も来てます。以上です。

5 番（坂本玲子君）

本当に予想外に多いなあというふうに私は思いました。約 4 割の方、4 割のお年寄りが利用しているのだなあ、本当に頑張ってくれているなあと思いました。私もそういうあったかの利用だけではなくて、今もうすでに介護が必要になられてそういうサービスを受けている方の人数も調べてみました。介護サービスを受けている方が約 700 人くらいいます。高齢者の割合でいくと、約 14% ぐらい。両者合わせると約 54% ぐらいになって、約半数の方が町がやっている施策を地域や町とつながっているということになります。堀見町長や町職員があったかを積極的につくっていき、住民の方々が結集し頑張った結果です。本当にすばらしいなあと思いました。

ところでそのあったかがやっている中で、送迎という項目があると思いますが、この項目の送迎の利用回数はどれくらいになっていますか。

健康福祉課長（田村秀明君）

お答えします。送迎の利用者、平成 30 年度の実績でお答えさせていただきます。実人数でいうと 233 人、回数で延べ 5,460 回ということになっております。以上です。

5 番（坂本玲子君）

先ほどぐるぐるバスの利用実数をお聞きしました。8,852 人平成 30 年 10 月から令和元年の 9 月までで、8,852 人と、これは 5 地区全部での人数ですので、だいたい頭割りではありますと、4 地区で計算すると、4,426 人その半分くらいかなと、あったかの送迎で 5,460 回、ぐるぐるバスの利用が 4,426 回、これはなんだろうなと私は感じてしまいました。地域からはもっときめ細かく走ってほしい、家の近くの路線がほしいなどの声があります。私はデマンド型のバスがいいと言い続けてきました。今でもそれがいいと思っていますが、路線型で始まりました。

今年度のあったかの予算は約 3,500 万。ぐるぐるバスとほぼ同じ予算です。公共交通だけを担っているぐるぐるバスに対して、あったかは送迎はその一部にすぎません。地域福祉のための多くのことをしてくれています。ほぼ同じ予算をかけているのに、費用対効果を考えますと、今のままではちょっと住民の理解を得られないんじゃないかあなと、それでいいのだろうかと思います。ぐるぐるバスの運行方式、路線型と決められましたので、私もできるだけ今やり始めたんだから、それが続けれるようにというふうないろんな提案もしてきました。けどこの実態を見る限りやっぱりあったか方式すなわちデマンド型のほうが使いやすい。住民の方はそう思っているのではないかと、現実的にそういう利用回数を見た時に、そうではないかということは推測はされます。路線バスの形式からデマンド型に変更していくことを検討していただきたいと思いますがいかがでしょうか。

チーム佐川推進課長（岡崎省治君）

お答えさせていただきます。まず費用対効果のおっしゃったので、私の説明の中で公共交通の関係する予算の額を申し上げましたが、歳出の 3,500 万から、歳入 770 万を引いた、これを計算しますと 2,730 万円になります。ただこのうちの 8 割は交付税、特別交付税として措置をされますので、実際の町の持ち出しとしては、550 万円程度ということになります。ちょっと私のご説明がちょっ

と抜かっておりましたので、補足はさせていただきます。このぐるぐるバスにつきましては、地域公共交通網形成計画という中で、町づくりと連動した形で、公共交通のシステムを組むと、佐川町の中で住民の方々が住んでいるお家の近くに、なるべく地域公共交通を入れていくと、いうことで空白地区をなくしていくという取り組みの中で進めております。ご意見の中にはこういった定時、定路線の公共交通バスでなくてデマンド型のこういった予約型のものでバスを取り入れてもらいたいというご意見もあるのは承知はしております。なかなか現時点でこのぐるぐるバス、2年少し経っている中でですね、デマンド型に見直しをしないとかいう今のところの計画は現在のところは持っておりません。

5 番（坂本玲子君）

まだ2年しか経っていないんですから、すぐに変えるということは難しいかと思います。けれどもこういう実態があると、住民たちはそういう要望があると、そういうことがわかった上で、例えば1カ所だけそういう試しをするとか、いろんなやり方をしてですね、すぐには変えられなくても頭の隅のどっかに置いて、そういうことも考えてみるというふうなかたちはしていただきたいと思いますが、再度お答えをお願いします。

チーム佐川推進課長（岡崎省治君）

お答えさせていただきます。地域公共交通の交通会議というものがございます。その中で役場のほうが事務局を担っておりますが、公共事業者さん、いろんな地域の方々委員になっていただいておりますので、その中でご検討いただきながらですね、進捗状況もちろんぐるぐるバスの実績等も報告させていただいております。その中でご意見等があればもちろん話はしていくと、検討していくという形にはなろうかと思います。

5 番（坂本玲子君）

続いて今のぐるぐるバスはですね、福祉の観点が抜け落ちているということを以前指摘をしました。その補足のために町は福祉ガソリン券やタクシー券の制度を充実させました。私は自分の財布ではないから文句のあるところに、町がただ出せばいいみたいな感じに見えて、それでいいのかなというふうに感じたんですが、その制度で身体障害者の方が介護されている方からガソリン券がもらえないのは不都合だという意見があって、以前解消できるように検討を

お願いしました。これについてはどのようなになっているのかお聞きします。

健康福祉課長（田村秀明君）

お答えします。福祉ガソリン券の対象者について、どのようにしていくかというところなのですが、現在身体障害者の手帳保持者の場合で18歳以上の方はですね、原則運転者本人のみが対象となっています。来年度はですね運転者本人に加えて1種の手帳の保持者またはですね視覚障害者の方はですね、保護者、介護者を対象に加えるようにしております。それからその他、福祉車両を所有している方など諸事情の方につきましては、介護者への交付を希望される方につきましては、状況等聞き取りの上その都度判断するなど、必要としている方に柔軟な対応をしています。これは要項第4条の対象者の特例としまして、町長が特に認める場合は助成できるということを受けて、個別に判断をさせていただいています。以上です。

5 番（坂本玲子君）

今ですねその対象者、障害のある方でタクシー券やガソリン券を利用できる障害者の数はどれくらいで、実際の利用はどれくらいなのかお聞きします。

健康福祉課長（田村秀明君）

お答えします。平成30年度でお話をしますと、対象者のほうは手帳を保持者ということになりますので、平成30年度でいうと993人で利用実績がありました人数が541人で、申請率については55%ということになっております。以上です。

5 番（坂本玲子君）

来年度から1種の手帳の人についてはそのガソリン券はオッケーということですし、その他の方も町長が判断するという何らかの項目でできるということですが、例えば行政へ相談に行った時に町民の方が、それは対象になっているからできませんと、出せませんと言われた時に、どう思うかわかるでしょうか。文句が言える人は本当に少ないと思います。すぐにその方たちは無理なら仕方ないと諦める方がほとんどです。本当に困っている人を切り捨ててやり方っていうのは承服できません。ぜひ1種の手帳だけじゃなくて2種の方も本当に必要な方にはできるようにしていただけたらなというふうに思います。

ついでのもちで聞いて何ですが、低所得者の方や子育て世帯にプ

レミアム商品券を使える施策がありました。その権利がある方が実際に使った割合はどれくらいかお聞きします。

産業建設課長（田村正和君）

プレミアム付の商品券の使った割合と、いうことでございます。まずですねプレミアム付の商品券、子供世帯、非課税世帯というのがございまして、非課税世帯については申請が必要でと、申請の上で販売をさせてもらうわけですけど、販売実績が約 80%、それから使った最終の率につきましては、3 月末までが使用の期限ですけども、換金の今の 2 月 28 日、2 月の末現在で換金をした割合が、販売実績が 8 割と、申請をしてきたのが 5 割をきっているという状況でございます。以上でございます。

5 番（坂本玲子君）

何で関連のないのを聞いたかというのと、やっぱり私が知っている方が低所得者でして、書類を書くのを一緒にやりました。申請をしました。そういう役場からきてもうあと買いにいけばいいだけぐらいいまでお世話をしましたが、結局「買うたかね」と聞いたら「買ってない」と、そういうことでした。他の方にも聞いてみますと、高齢者の方も「こりゃ何だかわからん」というふうな方で、結局半数以上が利用されてないっていうのが今の実情ではないかと思えます。

以前に低所得者に一律何千円かもらえる施策があった時には、すぐ行ってはんこを押せばいいだけだったので、すぐにもらいに行っていました。そういう手続きが複雑になればなるほどですね、本当に必要な方がその恩恵を受けられなくなる可能性が出てきます。ぜひこの点についても今後改善してほしいと思っていますがいかがでしょうか。

産業建設課長（田村正和君）

お答えします。利用できる方が利用しにくいということのご指摘をいただきました。産業建設課のほうではこれまで広報もさせていいただきました。なおかつこの引換券というかプレミアム付商品券は申請に基づいて販売をするわけですけど、買うときに皆さんが実費の負担が必要であるということもございまして、実績がちょっと少ないということになっていると推測しております。今後につきましてはなるべく販売、買われた商品券につきましては、皆さんが期限までに使っていただけるように広報もしてまいりたいと考えてお

ります。以上でございます。

5 番（坂本玲子君）

本当に 1 番弱い方が使えるような施策になるようにぜひ工夫をしていただきたいと思います。

堀見町政になってから、あったかや集活をつくってきました。来年度には佐川地区にもあったかが開設される予算が組まれています。やっと 5 地区全てにあったかができると喜んでいます。これらの施策を有機的につなげ活用していくことができれば、町民の幸せ度はぐんと上がるでしょうし、公共交通への不満も減ってくると思います。また佐川町には農業問題を先ほど話しましたが、まだまだ多くの課題があります。高齢者の問題、健康づくり、そういう農業の問題、教育の問題、災害の問題、公共交通の問題、高齢者の健康づくりに関しては、健康福祉課の保健師さんたちがあったかに向向いて講座を行ったり、健康パスポート事業の推進を行ってくれています。また町民課は検診を受けていない人に丁寧な文書を送り、その推進を行っています。また斗賀野のカレーの日には、チーム佐川の方が毎回食べに来てくれています。役場の職員の方々が一生懸命そういうふうに頑張ってくれていることは、承知しております。しかし各課の壁があるように思うんです。いろいろなものをせっかくつくったこういうあったかとか、集活なんかをさまざまな課題を解決するために、どうやったらそこを生かしてやっていけるんだろうかと、そういうふうなことをぜひ考えていただきたい。そういうふうな工夫が必要かと思いますが、町長いかがでしょうか。

町長（堀見和道君）

ご質問いただきましてありがとうございます。突然の質問で少しびっくりいたしました。坂本議員がおっしゃいますように、それぞれ課、局がありまして自分たちの仕事のことに一生懸命になっていくあまりにですね、周りが見えなくなるということもあるかなあというふうに思います。縦割りの弊害という言葉がありますが、それだけ一生懸命打ち込んでいるという部分もあります。

庁議の中で他の課、局の仕事であっても興味を持って、自分事として受け止めていただきたいと、議会の一般質問に対してもこれも自分に関係のないことだというふうに思わずに、全てしっかり読み込んでほしいと、いうことは常に申しております。ただそれだけで行き届かない部分もありますので、後は組織論的な部分にもなりま

す。少し人を入れ替えるなりとか、今までやったことがない仕事をやってみるとか、そういう人事においても横の連携が取れるという効果もあるかというふうに思いますので、いろいろな観点で組織が活性化するように、縦割りの弊害が出ないようにですね、それはしっかり考えていきたいなと、それを考えて実行するのが私の役割かなというふうに思っておりますので、一生懸命前向きに取り組んでいきたいと考えております。以上です。

5 番（坂本玲子君）

堀見町長になってから、新しくいろんなことを積極的にやってくれていると感じています。しかし以前の仕事をそのままにしたままでは職員の仕事は増えるばかりです。新しい事を始めるには以前の仕事のどこかを簡素化するなり、省略していく必要があります。多くの職員がせつかく町職員になったのに辞めていく現実があると聞いています。ぜひそこも考えていただいて職員が創造的な仕事を楽しくできる環境をつくっていただきたいと思います。

また皆さんは優秀な方々ですので、ぜひいろんな施策を有機的につなげて地域密着型でやっていく、それこそ町の未来をつくっていく最良の方法ではないかと思います。町長が率先してどうすればそれができるか、検討していただきたいと思います。以上で質問を終わります。ありがとうございました。

議長（岡村統正君）

以上で、5 番坂本玲子君の一般質問を終わります。

ここで 45 分まで休憩します。

休憩 午後 3 時 30 分

再開 午後 3 時 45 分

議長（岡村統正君）

休憩前に引き続き、会議を開きます。

引き続き、1 番、橋元陽一君の発言を許します。

1 番（橋元陽一君）

1 番議員の橋元陽一でございます。通告に従いまして質問させていただきたいというふうに思います。

まず最初に、新型コロナウイルスの感染防護対策について質問をしまいたします。今、世界では感染者 10 万人を超え、死亡者も 3,300

人を超え、国内での感染も広がり、県内におきましても昨日までに12名の感染者が出て、本町内で感染発生も時間の問題になっていることを想定しなければならない事態にあると思います。私自身もいつ感染者になっても不思議ではないそういう状態である。その対処は科学的知見に基づいて、保健医学的な判断のもとに対応していかなければならないと捉えています。

今年1月中旬に斗賀野地区の保育園、小学校でA型B型両方のインフルエンザウィルスによる感染が広がり、次々に子供たちが高熱となり、園児や小学校低学年の間に広がり、小学校では学級閉鎖の対応を余儀なくされたところでした。現場では保育士さんや先生方は大変だったというふうに聞いております。この時、学校保健法に基づいて学校現場と教育委員会、西保健所等が相談をし、学級閉鎖にするかどうかの判断をされ、対応をされたと捉えています。これまでにインフルエンザ対策が確立されており、手続きに従って対応されたのだと理解しています。

一方、この度の新型コロナウイルス感染は、政府の対応が遅れてきた中、2月26日突然に、安倍首相が全国の小中学校、高校、特別支援学校に対して、3月の春休みまでの間、休校の要請を表明し、文科省はじめ都道府県、市町村の学校、教育委員会が対応に混乱をしていることが2月27日付高知新聞等でも報道されたところがあります。首相は「子供を守ることを優先した」といいますが、保育園は厚労省の管轄で要請の対象外とされておりました。この首相の要請の真意を疑いたくなるような状況であります。

高新も「法的根拠はなく、都道府県、市町村に丸投げ」と酷評したように、予算の裏付けもないまま、政府に設置されている新型コロナウイルス感染症対策専門家会議に相談なしで要請を発信したことも明らかになっています。

本庁におきましては2月28日に3月議会に向けた議会運営委員会が開催され、その場で町長が行動計画を各課、職員の皆さんに通知される予定だと聞きました。そしてこの3月6日の議会開会での行政報告でその概要を説明されているところであります。

最初に、新型コロナウイルス感染対策について町としての対応の概要について説明をお願いしたいと思います。行政報告と重なる部分もあるかと思いますが、よろしくお願ひします。あわせて相談窓口はどこに設置されているかも説明をお願いしたいと思います。

す。

健康福祉課長（田村秀明君）

橋元議員のご質問にお答えします。町としての対応の概要についての説明というご質問ですが、町のほうの対応としましては、国、県の方針に基づいてその方針に基づいて、先ほど言いました庁議のほう 2 月 27 日に話し合いをしてその後、28 日付けで町の方針を出しております。とりあえず皆さんにしてもらうということの中で手洗い、咳エチケットマスクの使用、不要不急の外出を避ける、また人混みにはいかないというようなこと。それから町の職員の県外出張なんかについては避ける。それから町の相談窓口のご質問なんです、これについては予防接種業務を所管する健康福祉課が窓口となっています。相談があった時は高知県医師会、高知市医師会、高知県高知市が設置しています新型コロナウイルス相談センターへ相談するように紹介しています。

住民の方への周知というところの中で、3 月の広報の折り込みチラシについて、新型コロナウイルスの相談センター及び新型コロナウイルス感染症についての相談の目安、厚労省の通知が出たものを周知しております。また 2 月 20 日には町のホームページのほうに折り込みとですね、折り込みチラシと同じ内容の記事を掲載しております。これについては順次情報のほうを更新させていただいています。また 2 月 26 日に高知県が作成しました皆様へのお願いということで、公共施設用に健康福祉センターなどの入り口なんかにもそういったチラシを掲示させていただいています。以上が簡単ですが、現在の概要の説明です。

1 番（橋元陽一君）

町全体に対しての通知が周知されたというふうに捉えていいかと思います。しかし 2 月 27 日に首相が、3 月 2 日から全国一律に小中学校、特別支援学校、高校等含めた休校措置を要請をしましたが、このことにつきまして、住民は新聞やテレビの報道等で知るだけで、不安と混乱が広がったというふうに捉えています。こうした急な要請に対しまして教育委員会、学校現場も突然の対応を求められたと思っています。保護者に対して学校の対応をどのように周知されたのか。概略的な説明を求めたいというふうに思います。

教育委員会教育長（濱田陽治君）

橋元議員のご質問にお答えいたします。2 月 28 日金曜日の正午

頃、県教委のほうから要請がありまして、午後３時から校長会をいたしまして本町でも、高知県教育委員会からの議題に鑑みまして、感染拡大を防ぐ観点から当面３月４日から３月２４日まで各小学校は臨時休校というふうにいたしました。すぐ校長は帰りまして当面出せれるお便りを出してお知らせをしたと、ということです。子供たちは３月４日から２４日の間、自宅学習をしています。ただし小学校低学年や配慮の必要な子供たちについては学校で放課後児童クラブや放課後子供教室の仕組みも活用しながら、少人数に分割して感染リスクを下げた形で居場所をつくり受け入れております。保護者に対しましては、休校中の過ごし方、課題、感染防止のための注意事項などとともにこの旨お知らせいたしました。なお、休校中の子供たちについては、健康状態の把握と自宅学習の進み具合を把握し、指導するため各校教職員が定期的に家庭訪問をいたしています。以上でございます。

１番（橋元陽一君）

学校対応も一定周知できたと思いますけれども、例えば学校が休校となった時に、これまで放課後のナウマンクラブとか放課後子供教室等で対応されてきた、その枠の中だけでは対応が困難な場面が当然想定されるかと思います。そしてまた、ナウマンクラブは有料でありますし、子供教室は無料であります。そういう中で保護者のほうから対応について何か問い合わせとか、困ったとかいうようなことは学校、あるいは教育委員会のほうに問い合わせがなかったかどうか。あった場合はどういった対応をされているか説明をお願いしたいと思います。

教育委員会教育長（濱田陽治君）

３月４日時点でのデータですけれども、佐川小学校で３１名、斗賀野小学校で１６名、尾川小学校で３名、黒岩小学校で６名の方が参加されています。この数は大体多少の上下がありながらも現在に至っております。これについてのお問い合わせ等は格別教育委員会のほうには出しておりません。

１番（橋元陽一君）

児童クラブや子供教室がおそらく朝から終日開放された状況にあるかと思います。そうした中で放課後対応してきたスタッフだけでは当然十分な対応ができない場面も想定されます。そうした場合に、人数の変更はあまりないようですが、従来使っていた教室の開

放とか現場で教職員の参加とか、どのような手立てがされて、対応されているのか。具体的な対応があれば説明いただければと思います。

教育委員会教育長（濱田陽治君）

先ほど申しました人数は大体、各学校の日頃参加しておられる子供さんの半分以下でございます。10人以下ぐらい少人数に分割する必要がありますので、従来のスタッフだけではなくて、学校でお願いしている特別支援教育支援員さん、それから教員も場合によっては入ってお世話をしようということにしています。子供教室、児童クラブで使っている部屋だけではなくてほかの部屋も使って分割していくということです。以上です。

1 番（橋元陽一君）

学校の中で最大限対応できるシステムをつくっていただいて、子供たちを迎えていらっしゃるということがわかったかなというふうに思います。ただ、先ほど言いましたけれども、ナウマンクラブと放課後子供教室の利用の仕方が、違うと思うんですけれどもその対応での変化が違いがあるのかなのか、お聞かせ願いたいと思います。

教育委員会教育長（濱田陽治君）

この期間についてはその対応の違いはありません。

1 番（橋元陽一君）

ということは、無料で対応されているという解釈でいいんでしょうか。

教育委員会教育長（濱田陽治君）

新たに負担をいただくということにはなっていないと思います。ナウマンは通常いただいていますお金でそのままいっていますし、子供教室はこれについてのお金はございません。ただ新規に子供教室に通常参加しておられる子供さん以外が学校でお世話いただくとなると、保険が要りますので。800 円とかいう。その保険の負担はあります。以上です。

1 番（橋元陽一君）

そしたら再度確認させていただきます。先ほどの各小学校等での対応の人数がありましたけれども、従来利用者の半分程度、この中に新たにこの休校措置によって利用の申請がなかったというふうに捉えていいのか。あったのか。

教育委員会教育長（濱田陽治君）

人数は記憶してございませんが、新たにという方もございます。
ただどの子供さんも同じ子供さんとして扱っています。

1 番（橋元陽一君）

先ほども言いましたように放課後の子供たちの対応として有料のシステム、無料のシステム、担当が厚労省と文科省にわかれるということでこういう事態になっているので、改めて国からの休校措置に対しまして従来の利用の仕方と変更がない状態ですけれども、有料や無料については保護者については今不公平な点が発生しているんじゃないかと、私自身は捉えております。ぜひ、こういうことも含めて、いつの時点で終息するか分かりませんが、少しそこらへんは総括していただいて、公平さを欠くような対応にならないように配慮をまずお願いしておきたいと思います。

保育園についての対応について説明を求めたいと思います。保育園に子供を預けている保護者のほうもこの間、仕事を休めない状況の中で子供を預ける場所がなくて従来どおり保育に子供を預けなければならない。新たに子供の居場所がなくて、対応を求めているということもいろいろ保育園をめぐってはあったと思いますけれども、そういうことを把握されていることがあれば紹介いただき具体的にどんな対応をされたのかご紹介いただきたいと思います。

健康福祉課長（田村秀明君）

お答えいたします。保育所への対応と支援ということですが、2月27日付で厚生労働省子供家庭局保育課及び子育て支援課から、新型コロナウイルス感染予防のための学校の臨時休業に関連しての保育所への対応について、という事務連絡が出されました。保育所については保護者が働いており、家に一人であることができない年齢の子供が利用するものであることや、春休みのないなど学校とは異なるものであることから、感染予防に留意したうえで原則解消しております。ただし園児や職員が罹患した場合は、臨時休園の措置となるようにしております。以上です。

1 番（橋元陽一君）

厚労省のほうも同様に各地域へ指示を通達をしているということもわかりましたが、子供たちの状況は日々変化をしてくると思います。ぜひ、そういう子供たちの変化に対応して保護者が困難な状

況に陥らない、子供の場所がないということが起こらないように引き続き対応を求めていると思います。さらに町内の介護施設とか集落活動センターとか町内の公共施設等への病棟について感染予防も含めて何か指示をされていることがあれば、ご説明をお願いしたいと思います。

健康福祉課長（田村秀明君）

お答えいたします。町内の介護施設の対応や集活センターの活動についての指示しているということで、介護施設につきましては厚生労働省から高知県高齢者福祉課経由で届きます社会福祉施設における新型コロナウイルス感染症が発生したときの対応や感染拡大防止の留意点、感染対応のQ & A等の情報を適宜、ファックス等で事業所に情報提供をしております。このことにあわせて高知県高齢者福祉課のホームページに最新情報が掲載されますので確認することを依頼しております。集落活動センターにつきましては、2月28日に町の方で指針を出しました基本方針について、配布をさせていただいております。また、個別の活動につきましてはそれぞれ相談しながら検討してまいるようにしております。

そのほか、4地区のあったかふれあいセンター、町内10カ所で開催されていますふれあいサロン、地域の公民館など43カ所及び、JA佐川支所、斗賀野支所で開催されておりますいきいき100歳体操代表者の皆様には、3月2日から3月3日にかけて町の基本方針を踏まえ感染を防ぐための、注意喚起のチラシを送付し、利用者、参加者の方へ周知をお願いしてきました。その後、3月6日に、高知県中央西福祉保健所管内で8例目の感染症患者が確認された発表を受けまして今週9日から13日までを目安に健康福祉課関連の事業は中止との措置を行っております。健康センターかわせみのほうで実施しています、子育て支援センターは休所をしました。町内で開催されています100歳体操、ふれあいサロンも休止をお願いしております。それから4カ所のあったかふれあいセンターのつどいのほうについては休止をして、認知症や障害等で特に必要な方についてはご本人や家族の了承のもとに預かりを実施するようにしています。以上のことをしております。

1 番（橋元陽一君）

町内全体で感染をこれ以上、広めないための対応が日々変化に対応しながら手立てがこうじられているというふうに捉えていいの

かなと思います。ただ学校の子供たちだけでなく高齢者の方も含めて、孤立している場合とか、大変困っている状態が新たに発生したとかいうことに対して、しっかり手が届くような配慮をぜひお願いしておきたいと思います。

さて、こうした学校の休校等に伴いまして、全国的にも学校給食も中止をされ、食材や牛乳などの処理が大変になっているということも報道もされながら、本町も例外ではないというふうに捉えています。他県ではこうした中、いったん休校を撤回し、決めた休校を撤回して学校や教室を開放し、給食の希望調査もとりながら実施をする自治体も出てきております。こういったことに対しまして給食についてどういうふうな対応をされているのか。子供たちがお昼を食べる場所がないとか、お昼を食べることができないとか、というような声があがってきているのかきていないのか。もしそういうような声があがった時にはどういうような対応を検討されているのかご説明いただきたいと思います。

教育次長（片岡雄司君）

橋元議員のご質問にお答えいたします。給食センターにおきましては、3月4日の水曜日から学校が休校となっておりますので、新学期まで給食は停止としております。現在、子供の給食等についての相談とか、そういうものは現在あがってきておりません。食材についても給食センターのほうで給食が始まるまで一応停止とストップをさせていただいている状況であります。以上です。

1 番（橋元陽一君）

そういう状況を停止した状態の中で、政府も臨時休業や宴会、宿泊のキャンセル等で発生する生業の経済的な影響について責任をおって対応すると説明してきているんじゃないかというふうに捉えています。今、給食センターが停止した状態において、あるいは小中学校で勤務されてきた臨時職員の方々の中で、今回休校措置になったことで解雇されたりしているケースがおきていないかどうか伺いをしたいというふうに思います。

教育次長（片岡雄司君）

お答えいたします。給食センターの臨時職員の方が何人かおられますが、現在保育所の方が給食を運営しているということで、そちらのほうに手伝いに行ける方は行っているということと、休みの間の期間が長引きますと、休業補償も総務課と協議して

検討しているところでございます。以上です。

1 番（橋元陽一君）

学校関係の臨時職員の方についての状況はどうですか。

教育委員会教育長（濱田陽治君）

学校につきましては、臨時職員というのは先ほど申し上げました特別支援員と用務員になります。これは先ほど言いましたように子供たち、配慮を必要とする子供たちを受け入れておりますので、このお仕事がなくなるということはございません。

1 番（橋元陽一君）

そしたら町内の保育園、給食センターや小中学校等で臨時的に働いていらっしゃる方々の雇用が切られている状況がないというふうに捉えていいということで。はい、わかりました。

今後、町内で感染者が発生することも必然の状況にきているわけですが、発生した場合、落ち着いて町民の皆さんが対応できるように、町内病院等で入院措置等を含めた対応ができるという体制ができていくかどうか。また、今後町として町内で発生したときにはどのような方法で住民の方々に周知されているのか。検討されていることがあれば伺いたいというふうに思います。

健康福祉課長（田村秀明君）

お答えいたします。町内で発生したとき、町内の病院の対応ということですが、3月1日の厚生労働省のホームページの掲載通知で、地域で新型コロナウイルス感染症の患者が増加した場合の、各対策ということでサービランス感染拡大防止策、医療提供体制の移行についてにより、現行の対策を移行させる必要がある場合については、都道府県知事が判断するものとなっています。また今後、患者数は増大、患者への医療提供に支障を来すという判断される場合には、感染症指定医療機関に限らず、一般医療機関においても必要な感染予防策をこうじたうえで、必要な医療を確保することとなっていますが、対応を移行する場合には、都道府県知事が決定することになっています。現在の医療提供体制ですが、外来診療体制ですが、高知県高知市においては帰国者接触者、相談センターおよび帰国者接触者外来を設置しています。相談センターが受診調整のうえ、帰国者接触者外来につなげております。医療入院提供体制については、感染症法第12条に基づいて、医師から高知県知事に届け出があった新型コロナウイルス感染症の疑似症患者については、高

知県知事が感染症法第 19 条に基づき感染症指定医療機関等への入院措置を実施しています。そのため佐川町に発生した場合、まずは現在の医療提供体制において対応を行うこととなります。

町としての対応をどうやって町民に周知するかということですが、令和 2 年 2 月 26 日に高知県に確認したところ、現段階では高知県として市町村名を公表する予定はないため、検査の結果が陽性になった人が佐川町民であっても佐川町へは連絡しないとのことでした。高知市は中核都市であるため独自で対応するという事になっております。ということで今後の対応につきましては高知県と協議のうえ、決定していくことになります。以上です。

1 番（橋元陽一君）

そしたらそういう体制の中で町民の皆さんがまず自分の体の体調がおかしくなったということで、病院に行くのかそれとも健康福祉課のほうに電話相談をするのか、どちらを選択して行動したらいいのか教えてください。

健康福祉課長（田村秀明君）

お答えします。広報での折り込みであったりホームページでもあげていますが、高知県医師会、高知市の医師会、高知県高知市が設置しています新型コロナウイルスセンターというものがありますので、まずそこへ電話をして熱が一定 37.5 度が 4 日続くとか、高齢の方やったら 2 日続くとかそういったことで心配がある方はまずそこへ電話するようになりますので、健康福祉課にかかってきてもそちらのほうの番号を教えるということで、現在までそういった相談が 1 件だけあってそちらのほうにかけていただいたという経緯があります。以上です。連絡先がわからない場合については電話がかかってきたらそちらのほうに対応するシステムができているという捉え方でいいですね。

そしたら全国的にも問題視されたことがありますけれども、医療現場でこの間 PCR 検査の要請が出たとき、拒否されたというケースが出てきたことが国会でも問題になってきたことが報道されてきておりました。町内の病院や診療所等で PCR 検査の依頼があった場合については、どのように対応されるのか。これまで対応されたケースがあるのか。今後、どのように対応されるのかわかりやすい説明をお願いしたいと思います。

病院事業副管理者兼事務局長（渡辺公平君）

お答えさせていただきます。高北病院の例をとりましたら、高北病院のほうではP C R検査は先ほど健康福祉課長のほうからも、答弁がありましたようにまずは新型コロナウイルス相談センターこちらのほうに電話いただくようになってございます。こういった方々かというたら既に広報等にもありますように37.5度以上が4日以上続くとか、あるいは強い倦怠感、だるさがあるとかあるいは息苦しいとか、これと類する方で高齢者とか特定疾患がある方、妊婦の方などは常に不安のある方はこちらのほうに電話していただくことになってございます。高北病院ではこういったセンターに相談された方が、相談センター保健所を通じて高北病院のほうにこういった方がおるからみちゃってくださいと、いうふうな紹介があります。そういった対応は本日から受け入れするようになっていきますので、直接P C R検査をしてほしいとかあるいは倦怠感がある熱が続くからといって直接病院には来られないようお願いしたいところ です。

これはなんでかと言いましたら、院内感染というのが一番危惧せないかんところ として、高北病院とか大部分の病院にははじめから感染を分離する機能にはな って ござい ません。高北病院のほうも同じでございまして、今言いましたようなセンターから受け入れをするにしても平日の午後3時以降に受け入れするようにしています。平日の午後3時から午後5時、診察室をかえて、またアプローチもかえて胸の検査をする場合にも通常の一般外来の患者さんと接触しないような形をとっておりますのでP C R検査を直接してくれということは現状ではありません。ただ診察をしておる中で、医師の判断でこれはいきなりP C Rするんじゃなくて除外検査をしていきます。まずインフルエンザ検査で陰性が出てくる。そしたら次には同じようなウイルス検査をするのですがそれを4つ5つ検査をやっ ていきながら、陰性になってくる。さらにはレントゲンをとる、あるいはそれでもわからん場合にはC Tで胸部検査をしていくとかいうことをやっ ていきながら、最後の詰めではこれは疑わしきはP C Rです ねということになってきて、医師が判断されるという流れになっていますので、こういった流れと院内感染防止をせないかんということとあくまでも県、市、医師会のセンターの紹介それから保健所の紹介、このことに基づいて進めていかなければ、これからますますこういった要請の方が増えれば、濃厚接触者が増えてき

ますので、これを十分留意のうえ進めていかないけませんし、町民の皆様もそれに留意してやっていただければというふうに思っています。以上です。

1 番（橋元陽一君）

この間、医療現場からの検査要請に対しての対応が、非常に不十分であったために全国的にも対応に様々な問題が発生したんではないかと思います。今、ご説明があったように十分対応の調整がとれて対応ができるようなシステムがつくれているという、住民が安心して相談ができるような窓口が少しずつつくられているように思います。

突然、休校措置が要請されたわけですがけれども、今後のことです。いつ終息するかわからないんですけれども学校を再開する状況はどのような条件が整った時にどんな手立てで周知するかなど、県や県教委等から市町村に対しまして何か指示があるのかないのか。現時点で何か受けていることがあればご説明いただきたいと思います。

教育委員会教育長（濱田陽治君）

はい、お答えいたします。今のところそれについて連絡はございません。進行中ですので状況の推移を見ているというところです。

1 番（橋元陽一君）

突然の休校要請でありましたので、その要請が専門家委員会のほうに相談せずに発信をされた。首相の政治的な判断だというふうな報告もありますので、ぜひ学校再開等について通知等があればわかりやすい形で住民、保護者等には丁寧な手立てをして通知をしていただきたいと思います。今、私の手元にこれは新聞赤旗の日曜版でありますけれども、政府の新型コロナウイルス感染症対策の専門家会議の委員でもあり、川崎市の健康安全対策研究所長であり、元国立感染症研究所感染情報センター長もされてきた岡部信彦さんの見解が記事で紹介されている。先ほど来非常に感染予防のためには初歩的なことが感染拡大を防止するのに重要な役割を果たしていることも指摘もされ、中国から提供された患者5万人のデータをWHOが分析をして80%以上が軽傷あるいは無症状であり、致死率はおよそ2%だと。そしてまた海外の子供の感染例が少なく、大人が子供にうつす例はあるけれども、インフルエンザと異なり、子供が流行の大きな原因になるということは少ないとわかっていると

いうふうな解説もされています。ただ、軽傷や無症状でも人にうつす可能性がある、この新型コロナウイルスであるから、対処が非常に困難な状況になっていることも指摘もされているところであります。現時点でいつだれが感染してもおかしくない状況の中にあります。

町民の皆さんがもし、おかしいなということになった時にすぐに相談できる体制に、先ほどから繰り返し言いましたけれども、広報にもチラシにもホームページにも流されているのですけれども、できるだけわかりやすいビジュアルで訴えられるようなチラシ等もう一度再検討していただいて、困った時にはここに連絡くださいということをご高齢の方も含めてわかるような手立てをしていただければなど。栃木県の茂木町のホームページはすべてひらがなでありました。子供が読んでもわかるような通知がされていました。そういう工夫もしていただいて、この大変な危機的な状況である新型コロナ対策、執行部の皆さんが先頭にたって乗り越えていただくような手立てをお願いしてこの質問は終わりたいというふうに思います。

2つ目の質問に入ります。新たな産廃処分場の建設予定地の問題についてであります。昨年7月、町と県の間で確認書がかわされた後、町が窓口になりまして、地元の振興策をまとめる作業を進めてこられています。一方、昨年6月議会以降、議会全体に対しての県の説明が行われることがなくなりました。こんな中、今年1月に入りまして1月22日の全員協議会の場で1月16日に行われた県の地元説明会の前に執行部と議会の議長、副議長、地元議員に県から事前説明があったということをお聞きしました。1月7日から加茂地区4地区にわけて住民説明会も行われています。この説明会のときに町から配布された資料につきましてかなり詳しいこれまで出てきた要望も配布もされて、説明をされたというふうに捉えています。この資料についてでありますけれども、周辺安全対策と地域振興策に分類してあります。この住民や地域に対してこれまでどのような対応されて、このまとめ作業を進めてこられたのかまず説明をしていただきたいと思います。

町民課長（和田強君）

橋元議員のご質問にお答えいたします。周辺安全対策との分類につきましては、地元からいただいたご要望を長竹川の増水対策と上

水道の整備そして国道 33 号線の交通安全対策につきましては、処分場を受け入れるにあたっての、県が約束してくださっています分類につきましては、周辺安全対策としての分類をしています。それ以外、急傾斜対策とか町道の整備その他のご要望につきましては、地域振興策としまして県の事業実施分と町が直接行うという形で分類をさせていただいております。以上です。

1 番（橋元陽一君）

ここにまとめられている振興策案のまとめの作業について地元でも繰り返し説明会や足を運ばれて、説明会が開かれそこでいろんな声もお聞きし、そのあと電話等でもあるいは来庁されて、住民の方々がそれぞれ声をあげてこられたと思うんですけれども、それを総体してまとめられたというふうに捉えていいのか、そこを確認して。

町民課長（和田強君）

議員が先ほどおっしゃられましたように、それまで地元説明会の中でされたお声それから現地確認の場でいただいたご要望とか、電話とか直接役場のほうに来庁いただいて、お聞きした内容を先ほど申し上げた分類にしてまとめております。以上です。

1 番（橋元陽一君）

そしたらこれまで私も地元説明会の中で十分ではありませんでしたけれども、参加した中で参加についてはかなりばらつきがあったのではないかというふうにも捉えております。この要望書をまとめるにあたりまして、加茂地区で要望書をまとめるために参加された住民の方、どれぐらいあったのか。4 地区によって参加の特徴があったのかなかったのか。把握されていたら説明願いたいと思います。

町民課長（和田強君）

第一回の地元説明会、そして現地確認、第二回の地元説明会にご参加いただいた住民の方々につきましては、割合で言いますと長竹の公民館におきましては、長竹地区の世帯のうちの 33%。横山地区につきましては 85%、竹の倉につきましては 13%。集落活動センター加茂の里こちらが本村西、東、弘岡を主に対象にしていますが、こちらが 6%、全体としては世帯数にしては 14%に参加いただいております。傾向としましては処分場建設予定地に近い地区、長竹、横山、竹の倉のほうが関心が高い出席率も多いですので、関心の高さ

のあらわれではないかと考えています。以上です。

1 番（橋元陽一君）

これまで長い間にわたりまして地元からは長竹川の河川改修とか浸水対策等あるいは急傾斜対策とか町道の拡幅工事とか、上水道の布設要望は出してきたんだけど、なかなか聞いてもらえなかったと。地元説明会でも声があがったというふうに私は捉えております。先ほど説明があったと思いますけれども、この産廃最終処分場建設をめぐりまして、それを受け入れることによりまして出てきた振興策の要望というのは、具体的にもう一回確認をしていただきたいと思いますけれども、この 100 項目に近い事業の中でどれとどれが新たに出てきた振興策だと。新たに出てきた要望というのはこれとこれだということを確認させていただきたいと思います。およそでかまいません。

町民課長（和田強君）

全部で 100 カ所ありますけれども、それをどこの説明会でいただいたご意見とかという分析をしていけませんので、どの分がどの分というのをなかなか説明できない部分ではあります。道路等につきましては、一定今までに要望等急傾斜等についても今まで要望というものも入っております。以上です。

1 番（橋元陽一君）

このまとめた一覧表の中を仕分けするのはなかなか難しいと思います。なぜそういうことを聞くかというと、地域振興策の予算は上限があって出てきた要望等をすべて事業化することは困難になるということを担当課長も地元説明会の中でその旨を説明したというふうに捉えています。予算の上限が設定された場合には振興策として実施する事業には当然優先順位がつけられていくというふうに思います。その順位をつけていくときの基準と言いますかどうかというふうにその基準を設定するのか。それを設定して住民に対してどのように説明し、合意を得ていくのか検討されていくかと思いますが説明いただければと思います。

町長（堀見和道君）

ご質問いただきましてありがとうございます。橋元議員のご質問にお答えさせていただきます。上限という表現をされましたが、県のほうで日高村につくられたエコサイクルセンターの時の基準というのがあります。その時の振興策に交付された金額をベースに

しながら、県のほうでもろもろ年数もたっています。物価も違います、ということも考慮にしながら、県のほうで金額を今後決めていくということになりますが、説明会の中でおよそ 100 項目の振興策について、すべてできるわけではありません。いう言い方をしてきたというふうに思っておりますが、これは一定の基準を設けて現時点でやる、やらないの判断も必要になります。

あと J R の踏切につきましては国の指針がありまして、拡張ができる、できないというものもあります。ですから、そういった意味で基準に照らし合わせてまずは今やらなければいけないもの、今やらなくてもいいもの、できるものできないもの、その選別というか、その調査をして検討した結果を住民の皆さんに伝えますという話をそういう思いでできるできないがあります。いうことを伝えていきますので、今優先順位をつけてこれはやります、これはやりませんという判断をすることは考えておりません。以上です。

1 番（橋元陽一君）

住民の皆さんにとりましては、町長の見解があまり伝わりにくいんじゃないかというふうに捉えています。先ほど確認しましたようにこの要望書をまとめる段階での参加者がほぼ住民の方の 14%、長竹については境ですけれども要望をまとめる取り組みに参加される住民の方が少なく長い間地元で加茂地区、長竹地区の改修と要望を出されてきた住民の皆さんと意識のそごが生じてくるんじゃないかと私自身は捉えています。説明したときにこれはやります、やらないとした時になかなかそこは周知されない場面ができるんじゃないかという思いがあったので、今回その質問をさせていただいたところであります。今、予算が決められて県が決めてそれに基づいて現時点では執行できる状況、できない状況、あとからできる状況と小分けされているわけですが、そういう小分けの仕方については住民の側にたって丁寧な説明をぜひしていただきたいと思います。よろしいでしょうか。

次の質問に入ります。12 月議会の時にも指摘をさせていただきましたが、日下川は特異的な河川流域の地形を流れている河川であって現在 3 本目のトンネルをぬく工事が行われているところであります。この間、まとめられた地域振興策の中に、長竹川の増水対策として河床のしゅんせつと抜本的な河川改修についての要望がまとめられているんですけれども、現時点でこの長竹川の抜本的な河

川改修、増水対策のしゅんせつとかについて何か具体的な説明がなされているのかなされていないのか説明をいただきたいと思います。

町民課長（和田強君）

長竹川の増水対策につきましては長竹のしゅんせつについて本年度につきましては、現に土砂の堆積が確認されていた区間である長竹公民館付近から長竹橋付近までの範囲の実施がすでに完了しています。今後、河川内の土砂の堆積状況を確認し、状況に応じて対策を検討するものとしております。

また河川改修につきましては、昨年9月中旬から実施されていた計画策定に向けた測量作業や現地踏査などについては1月末までに完了したということです。現在は測量結果などにより、現況の河川の流下能力等を確認したうえで過去に発生した洪水や下流の日下川の流下能力とのバランスも考慮しながら河川改修の考え方、および素案を検討しているとのことであり、それらを次回の住民説明会でお示しし、住民の皆さんのご意見も踏まえたうえで改修計画の概略を決定する決定と聞いております。以上です。

1 番（橋元陽一君）

1月16日の県の説明会の中でも県に対して質問しましたがけれども、日下川自身が上流域に向かって標高が下がっている特異的な地域であってその日下川に流れ込む支流である長竹川あるいは日下の戸梶川等この日下川の現在の3本目のトンネル工事が平成28年の12号台風で床上浸水になった、それを床下浸水にまでにおさえるための3本目のトンネルだという説明がなされています。その中で上流の河川改修というのは、極めて困難な工事が想定できるんじゃないかと思いますけれども、そこら辺の説明についてはまだ調査が終わった時点で県から説明がないかもわかりませんが、そうしたことも含めた説明がなされていくというふうに捉えていいのかどうか。お答えいただければ。

町民課長（和田強君）

先ほども申し上げましたように下流の日下川の流下能力とのバランスも考慮しながら、という点で概略設計を行うということになっておりますので、このようにお聞きしております。以上です。

1 番（橋元陽一君）

県のほうが調査をされて日下川の主流である長竹川の河川改修

の抜本的な改修がどんなふうに提示をされるのか、町民の皆様にも地元の皆様にもわかりやすい形で説明がなされるようにぜひお願いをしておきたいと思います。

続きまして候補地に入ります進入道路の件についてであります。1月16日の県の説明会では新たに6ルートの進入道路の検討案が提示をされました。提案された6ルートから3ルートに絞り、さらに1ルートに絞り込んでいく経過も説明がされております。この新しいルートの提案につきまして、事前に、説明がなされているということですが、提示されたルート案について庁議で検討されたことがあるのか。検討されて出てきた意見を県に伝えていることがあるのかないのか、ご説明をお願いしたいと思います。

町長（堀見和道君）

お答えさせていただきます。ルート案について庁議で検討したということはございません。ですから、県に対して、町としての意見を庁議でこういう議論がありましたという意見を伝えることもありません。以上です。

1 番（橋元陽一君）

絞られた3ルート案、概算工事費も提示もされています。ルート1が17億7千万、ルート2が12億2千万、ルート3が5億1千万円と想定されて、提示をされています。この進入道路の計画で最初に提示をされた進入道路の予算、概算はルート1が想定されたところと、それから新たに進入道路とされた2つが提示されていましたが、旧鉾山道路を使う場合の工事費が10億1千万円で想定されました。数カ月たってその同じルート案が17億7千万、2倍とまではいきませんが、2倍近い概算工事費として見積もりが上がってきております。こうした概算工事費が大きく食い違っていることについて県のほうから事前説明会等で何か説明がされたのか、なされなかったのか。あるいはこういう概算工事費に対しまして町のほうから県に説明を求めることがあるのかないのか、お聞かせ願いたいと思います。

町長（堀見和道君）

お答えさせていただきます。概算工事費があがったのは地権者である事業者との打ち合わせの中で通れる道路、通れない道路、そのあたりは協議の中で決まっていた結果だというふうに聞いています。ただ町として、今回の提案についてあらためて何かより詳し

い説明を求めるということはございませんが、県の説明に対してわかりやすい説明をしていただきましたので十分納得のいく説明を受けたというふうに考えております。以上です。

1 番（橋元陽一君）

この1月に県が提示をして、そして除外をした3ルート案というのは埴生ノ川地区、それから谷地地区2ルート、住家があるところを設定をして、最終的に住家があるからここは除外をするという説明で、6ルート案からこの3ルートが排除されたというふうに捉えることができるんじゃないかと思います。で、あるなら最初から住家がある新しいルートを設定すること自体が私はおかしいんじゃないかと思いますけれども、こうしたルートの設定の仕方についても、特に県の説明に対して事前説明会の時に何か議論になったことがあるのかないのかお聞かせいただければと思います。

町長（堀見和道君）

お答えさせていただきます。特に議論になったということはございません。県の一定の基準に基づいて判断された内容については理解をいたします。以上です。

1 番（橋元陽一君）

ここに県の説明会の資料があるんですけども1月16日に提示をされた6ルート案から3ルート案に説明をされていったわけですけども、もともと谷地地区や埴生ノ川は住家があるところからルートがつくられていますので、こういうことを想定すること自体が私自身は山を見たらルートができるんじゃないかと疑問をもったので、今そういう質問をさせていただいています。ぜひこれから33号線沿いから候補地に向かって3ルートから1ルートにしばられていくわけですけども住民の皆さんが納得いくようなルートの説明の仕方を町のほうからも声をあげていただきたいと思います。1月28日に設置をされました専門家委員会がスタートしております。この専門家委員会の役割とか責務とかいうのはどういうふうに位置づけられているのか、ぜひご説明いただければというふうに思います。

町民課長（和田強君）

設置されました専門家委員会につきましては7月に町と県との間に締結しました確認書の中で県には施設整備や運営にあたって地域の皆様の安全の確保と生活環境の保全を図るため最新の技術を

導入するなど万全の対策をこうじていくことをお約束をいただいております。施設整備専門員会の設置の趣旨としましては、こうした約束事を確実に履行し、住民の皆さんのご不安を解消していくためにも地盤や廃棄物処理等のそれぞれの専門分野から客観的かつ技術的な視点により、助言をいただき、安心安全な施設整備に反映していくことになるとお聞きしているところです。

今後、委員会の会議は節目節目において開催されることになっており、次回は6月頃の開催を予定してとのことですが、それまでの間においても地質調査の解析データや調査結果をはじめ必要に応じて各専門分野の委員に個別に相談し、ご意見をちょうだいしていくとのことです。委員の会議の時には個別に相談した際の委員からのご意見については、住民説明会や会議結果においても随時報告があるとお聞きしております。以上です。

1 番（橋元陽一君）

その専門家委員会に対しまして住民や佐川町からの声をあげていくとしたら連携会議がどんなふうに関わるかということも一定の意義を持つんじゃないかというふうに捉えております。この専門家委員会に住民の声を届けていくシステムはつくられているのか、つくられていないのか連携会議との関わりの中でご説明いただければと思います。

町長（堀見和道君）

お答えさせていただきます。具体的にシステムということは考えておりませんが、必要に応じてしっかりと声を届けなければならないと判断した場合は連携会議を通じて、佐川町の考え方をお伝えいただくようにしたいと考えております。以上でございます。

1 番（橋元陽一君）

候補地となっている場所は長竹地区の住民の方々からはかなり懸念される声も上がってきております。地質調査や現地探査等の結果に基づいてこの専門家委員会が一定の方向を出して、最終的には県が決めていくというふうに捉えていますが、ぜひそういう場に住民の声が届くような手立てをぜひ検討しておいていただきたいというふうに思います。

これから進入道路の絞り込み、そして建設予定地の地質調査等が行われまして、その結果については、住民や地元への説明会を行われる計画があると思うわけですが、先ほど専門家委員会が6月開催

予定ということでしたが、今後の地元説明会や連携会議等についてスケジュールがわかっておれば明らかにしていただければと思います。

町民課長（和田強君）

今後のスケジュールにつきましては、次回の県の住民説明会につきましては、現在県で取り組みを進めております地下の空洞の有無を確認するための地質調査や、進入道路の再検討の絞り込みや長竹川の改修計画、概略検討が移動状況調査及び水質検査等の結果を踏まえた上水道整備支援のための案のとりまとめが一定できた段階で開催したいとのことでありまして、その時期としては4月から5月頃になるというふうに聞いております。町といたしましては、施設建設の会議の大きな要素である地質調査を見極めたうえで、振興策のとりまとめについての説明会を開催したいと考えております。

連携会議については現時点では日程がはっきりはしていません。以上です。

1 番（橋元陽一君）

会議がなかなか具体的な日程が決まっていない段階でありますけれども、引き続き住民の説明と合意を得る手立てを十分にとっていただいて対応していただきたいと。そのことを強く要望いたしましてこの件については質問を終わりたいというふうに思います。

3 つめの質問に入ります。第2期の佐川町子ども・子育て支援事業計画案がこの議会でも提示をされたところであります。この計画書の冒頭に記載されていることを少し紹介したいと思います。

2019年6月に成立した「改正子どもの貧困対策の推進に関する法律」にふれ、市町村において子どもの貧困対策計画策定の努力義務とともに、子どもの権利の尊重や教育の機会均等の保障、保護者の所得の増大や職業生活の安定と向上等に必要な施策を講じることが明記され、生まれ育った環境で子どもの現在と将来が左右されないよう規定が強化されたと述べて、これまで取り組んできた施策を引き継ぎ、さらに推進・発展させるために、第2期佐川町子ども・子育て支援事業計画を策定すると述べられています。

佐川町に生まれ、育ち、佐川町に住んでよかったと声広がる幸せな町づくりがさらに進み、町政が充実していくことを期待していきたいと思います。私自身も斗賀野に住みはじめて、32年が過ぎました。地域の方々の温かいつながりに支えていただき、3人の子供が

高校時代を終了するまで一緒に暮らし、子育てをしてまいりました。その頃はまだ医療費の無料化はありませんでしたが、今、孫と一緒に暮らすようになり、孫たちの医療費が無料であることのありがたさを目の当たりにしているところであります。このような子育てを支援する制度をさらに充実、発展させてほしいという思いを強くしているところであります。

本議会では、この件について、坂本議員などが繰り返し質問されてきていますので、重なる点もあるかと思いますが、子供の医療費無料化の現状と18歳までの適用拡大について質問してまいりたいというふうに思います。子供の医療費の無料化は高知県は現在、就学前ですが、15歳までの医療費無料化の動きは全国的に広まってきております。県内市町村については、高知市は12歳年度末までですが、他の市町村全てが15歳年度末まで広がり、医療費の無料化が広がっているところです。その中でさらに18歳年度末まで医療費無料化をおこなっているのは、6町村あります。私の調査は2017年ですので、ちょっと古いんですけども、新たに18歳年度末までの医療費無料化が導入されている町村があればまた紹介していただければ、というふうに思います。

そこで佐川町は県内でも早い段階で独自に中学生15歳年度末までの医療費無料化を実施してきていると私は捉えております。この今から5年間ぐらゐの実績でかまんと思いますけれども、乳幼児医療費助成事業につきまして、就学前、小学生、中学生にわけてどれぐらゐの予算を必要とされてきたのか。そしてその予算について、県からの補助、町の持ち出しと言いますか予算措置はどうなっていたかご説明いただきたいと思います。

健康福祉課長（田村秀明君）

ご質問にお答えします。無料化の経緯ですが佐川町では子育て支援の一環として平成26年の4月から中学生の医療費の助成を開始しています。助成を拡大する前の年度、平成25年度と比較しますと中学生が助成対象として増加したことで、受診件数が1,636件、医療費については394万円増加しています。過去5年間の実績というところの中で、平成25年、この当時は小学校までだったんですが、まず就学前の個人負担の町のほうが助成した分は1,939万824円です。小学生が1,397万2,849円になっております。計で3,336万8,673円というふうになっています。26年が就学前が2,097万2,170

円。小学校と中学校をわけてということだったのですが、ちょっと小学校と中学校とわけるとするのが難しいですので、一緒にお答えしますが、小中学校あわせて1,791万4,519円です。これは先ほど言いました前年度からすると394万円あがっております。計で3,888万5,689円。27年度が就学前までが1,610万とんで4,361円、小中学生が1,901万6,712円、計で3,512万1,073円。28年度が就学前が1,505万1,587円、小中学生が2,087万6,600円、計3,592万8,187円、29年度が就学前が1,493万1,206円。小中学生が1,970万2,820円、計3,463万4,026円。平成30年度が就学前が1,425万7,056円。小中学生が1,857万8,661円、計3,283万5,717円となっています。

次に県と町の予算の負担区分ということになりますが、乳幼児医療費公費番号が73番というのがありますが、73番というのはゼロ歳児と1歳から就学前の住民税が非課税の世帯になります。県の補助とそれぞれ2分の1ずつとなっております。公費負担番号74は1歳から就学前の住民税が課税される世帯の第1子第2子になります。ここは県の補助が4分の1、町のほうが4分の3となります。公費負担番号76番が1歳から就学前の住民税課税世帯の第3子以降となります。ここは県補助が2分の1、町のほうも2分の1となります。それから公費負担番号75番、これは1歳から就学前の所得制限をこえる世帯と小中学生になります。これになると県補助は全くありませんので、町が全て負担ということになっています。以上です。

議長（岡村統正君）

あと2分ほどで5時になりますが、橋元陽一君の一般質問を終了するまで佐川町議会会議規則第9条第2項の規定により、会議時間の延長を宣告します。

1番（橋元陽一君）

もう少しかかります。よろしくお願いします。佐川町が子供の医療費の保護者負担軽減に向けて、苦心して財源づくりに取り組まれて実施されていることについては、本当に敬意を表したいというふうに思いますが、その県と町の財政負担の割合もそれぞれ対応が違っていると思いますけれども、この医療費無料化にかかわって課題となっていることは町として何が課題か教えていただきたいと思います。

健康福祉課長（田村秀明君）

お答えいたします。課題とか苦勞したという点のご質問ですが、

平成 26 年度より乳幼児医療費の無料化を中学 3 年生まで拡大するにあたりましては、限りある予算の中で町の子育て施策としてどこまで対象者の範囲を拡大するか。また国、県の医療費制度の施策以外を町が単独で実施することで病院に行きやすい体制をつくることに伴いまして、医療費が増加するということも考えられます。この時に国民健康保険の療養給付費負担と調整交付金が減額されるペナルティを受け、国保会計が圧迫されることが当時危惧されました。以上でございます。

1 番（橋元陽一君）

行政の立場として大変苦しい状況に置かれながらも住民のそういう子育て支援を実施してきているということがわかるんじゃないかと思いますが、改めて 15 歳年度末、全県的に広がってきているんですが、18 歳年度末まで適用拡大するとしたら、今、お話をいただいた課題というのはさらに町財政にとってはくみしなければいけない課題なのか、克服できる状況なのか。その辺の判断をどれぐらいの段階で 18 歳まで引き上げるよということを判断されるか。予算規模で 18 歳まで引き上げた時に、予算規模がどれぐらいになって当面はまだ難しいとか具体的に提示をしていただければ、ありがたいと思います。

健康福祉課長（田村秀明君）

お答えいたします。18 歳まで拡大した場合にまずどれだけ人数が増えるかということですが、令和 2 年度につきましては、今、3 月 1 日現在の住民基本台帳で数字を拾うと 355 人になります。3 年度は 341、次が 338 人、5 年度が 321 人、6 年度が 316 人ということになります。町の単独の予算で考えていきますと、令和 2 年度の 16 歳から 18 歳の人口を先ほど言いました 355 人、1 人あたり年間約 2 万円ぐらいの医療費の自己負担分がありますので、それをかけると約 710 万円ほど増加するということでそこは負担になってきます。以上です。

1 番（橋元陽一君）

18 歳まで引き上げた時の予算規模の見通しを一定持っているんじゃないかと思いますが、先ほど言いましたように子ども・子育て支援計画が第 2 期が策定される中で改めて佐川町で子育てしやすいまちづくりを推奨していくのであれば、ぜひこの 18 歳年度末までの医療費無料化の適用拡大を町としてもぜひ検討課題の中に位

置づけていただきたいということを強く要望してこの質問は終わりたいと思います。引き続きこのことについては質問をさせていただきたいと思います。

続きまして国保の子供の均等割の軽減についてであります。国保税の納付算定が4方式から3方式に切り替えられてきたんですが、その経過措置について算定方式が当然かえられてきたと思いますが、どういうふうに対応されてきたかということと、現在の均等割と平等割がどれぐらいか教えていただきたいと思います。

町民課長（和田強君）

お答えさせていただきます。まず4方式から3方式の経過についてであります。平成30年度に国保制度改正がありまして、それまでは佐川町の医療給付費の財源として、保険税を賦課していたものが、その30年度以降、高知県全体の医療給付費の財源とするために算定した県全体の事業費納付金のうち、佐川町に割り当てられた事業費納付金を確保するために保険税を賦課するというしくみになります。その事業費納付金の佐川町への配分方法につきましては、ほかの市町村も含めて市町村の医療費の状況を踏まえて県全体に占める所得、それから被保険者世帯数の割合で算定されることになります。

そういうことがありまして、佐川町が保険税率の賦課方式についても事業費納付金が佐川町に配分される時の方法に準じて所得割と平等割と均等割の3方式をとることにしました。その際に保険税額が一世帯あたりで1万2千円ほど下げるといような状況でありましたので、特に4方式から3方式かえたときに経過措置ということとはっておりません。あと均等割と平等割の金額についてでありますけれども、現在均等割が保険料につきましては、医療分、後期高齢者支援分、介護分と3つにわかれておりますが、それぞれ均等割が3万100円、後期が1万500円、介護が1万160円、介護は40歳から65歳までの方にだけ賦課されます。平等割が医療分が2万800円、後期が7,200円、介護分が5,500円、というふうになっております。以上です。

1 番（橋元陽一君）

均等割、平等割の現状も把握できたと思います。この国保の対象世帯数はどれぐらいあるのか。その中で子供を養育している世帯数はどれぐらい占めているかご説明願います。

町民課長（和田強君）

お答えいたします。国保の世帯数は2月末現在で2,026世帯、うち中学生までの子供さんがいらっしゃる世帯が112世帯、5.5%となっております。以上です。

1番（橋元陽一君）

均等割が賦課される世帯、修学前、小中学生の子供の人数はどれぐらいあるのか教えてください。

町民課長（和田強君）

お伺いします。就学前のお子さんが63名、小中学生あわせて131名の合計194名ということになっています。被保険者は3,098名いらっしゃいますので、割合で言いますと6.3%が中学生以下の子供ということになっています。以上です。

1番（橋元陽一君）

そういう佐川町内におきまして子育てをしながら、国保負担されてがんばっていらっしゃる方々はあるんですけども、こうした町内の住民の方々に経済的に困難な世帯の軽減措置も適用されるかと思いますが、この軽減措置にかかわっての財源措置というのは、どういうふうに対応されているのか説明いただければと思います。

町民課長（和田強君）

お答えいたします。収入が少ない世帯に対しましては、収入に応じまして賦課する保険料の軽減制度がございます。これは所得の状況により、均等割、平等割に対して7割5割2割の軽減措置がございます。その軽減分につきましては、一般会計から保険基盤安定繰入金として補填されます。なお、その補填される金額につきましてはそのうち4分の3を県が負担いただけるという形になっております。以上です。

1番（橋元陽一君）

そうした県からの支援を受けながら軽減措置が対応されているということでもありますけれども、私自身は子供に対しまして課税をするということ自体を改めていかなければいけない社会になってきているんじゃないかということを踏まえまして質問をしているわけですけども、町内で例えば年収が同程度であって両親と子供2人の世帯を設定した場合に、協会けんぽ保険料と国保の保険料との格差がどれぐらいあるのか教えていただければというふうに思います。

町民課長（和田強君）

4人家族ですね、親御さん1人が月額15万円の収入がある年間で180万円になりますけれども、年齢が40歳未満で子供さんが2人いらっしゃるという方につきまして、協会けんぽのほうは180万円に個人負担の保険料率は5.105%ですので、それをかけますと、9万1,890円、国保の場合はそういった方の場合は2割軽減世帯になりますが、1年間で16万8,600円ということになり、これを単純に比較しますと、国保が1.8倍ということになります。ただ、協会健保は被保険者1人が負担する保険料であり、国保が4人いらっしゃいますが、これを世帯あたりの保険料で算出しますと1人あたりは4万2,150円になりますので、それでいうと協会けんぽの半分以上となります。そもそも保険の仕組みが違うために単純な比較を行うということは適当でないかと思いますが、計算しますとそういうことになります。以上です。

1番（橋元陽一君）

何とか子供の数が2人3人の世帯で国保対象者の世帯に対しまして2人目からとか3人目からとか、順次均等割の軽減ができないのかどうか、模索をしていきたいというふうに私自身は思っています。なかなか厳しい対応を求められると思いますが、引き続きこのことについては質問をしてまいりたいと思います。全国知事会や市長会も持続可能な国保制度構築に向けまして国に対しましては1兆円の財源措置など全面的な支援を求めてきているのではないかなというふうに思います。私自身、税の原則である応能負担、これを原則としてこの応能負担で必要な医療等が保障されるような声をあげ続けていかなければならないというふうに捉えてぜひ国保につきまして、子供の均等割について引き続き軽減に向けて、これからも議会では取り上げていきたいというふうに思います。

時間がありません。4つ目の質問になりますが、時間的に猶予がありませんので、全体を言えるかどうかわかりませんが。幸せな町を目指す取り組みについて、佐川町で行われてきております人事評価制度、質問通告書には人事考課制度と書いてしまいましたが、それを人事評価制度に改めていただきたいというふうに思います。佐川町を世界一幸せなまちづくりを目指しまして、総合計画に基づいてその実現に向けて、先頭にたって職員の皆さんがそれぞれ行政の専門家として一生懸命に仕事をしている姿をたくさん目にし

ております。職員として佐川町で採用され、それぞれの行政分野で仕事をされ、様々な厳しい課題への取り組みなども行政の専門家としての職務の経験を積み重ねながら、退職するまで勤務されてきているということになります。その間、先輩や上司の指導を受けながら幸せなまちづくりに取り組む役場が働きがいのある職場でなければ、私自身、町民を幸せにすることができないんじゃないかと。町民を幸せにする町政は実現できないんじゃないかというふうに捉えているところでもあります。

昨年 12 月議会の時に行われた全員協議会で、若い職員さんが退職された報告もありました。またこれまでも何人かの年度途中の退職とか休職があったりとか、あるいは年度途中の人事異動と言いますか、配置換えなどの報告がありました。こうした職員の動きに対して「なぜなのか」「役場はどうなっているのか」という町民の方の声も耳にしております。それぞれ理由があるかと思います。人事内容に関することは質問できないと思いますので、職場の働き方に関わって、現在実施されている人事評価制度について質問させていただきたいというふうに思います。

その前にまず役場の職員の方々の年休や夏期休暇等の取得状況はどうなっているのか、説明いただければと思います。

総務課長（麻田正志君）

お答えさせていただきます。まず最初に職員の年次有給休暇の取得率ということでお答えをさせていただきます。ただ抽出条件というのをちょっともうけさせていただいております。抽出する条件としまして、取得率を計算する時に 20 日付与されたものとして計算させていただいております。また病休、産休、育休のものは除外させていただいて計算をさせていただいております。これにつきましては年度途中の病休取得者や、年度途中の産休、育休取得者及び年度途中の育休復帰者ものぞかせていただいております。このような条件で抽出した結果のほうでお答えさせていただいております。対象期間としまして平成 31 年 4 月から令和 2 年本年の 2 月の 11 カ月間ということで調べましたところ、対象の職員数が 122 名、平均した取得日数が 12.21、取得率でいきますと 63%という結果でございました。

あと続きまして職員の夏期休暇の取得率ということでお答えをさせていただきます。こちらのほうにも抽出条件をもうけさせていた

だいておりまして、令和元年の7月1日から9月30日までの間に在籍している職員、この7月から9月までというのは夏期休暇の期間ということになっております。この期間に在籍している職員が夏期休暇として、取得した休暇を対象ということで計算をしております。ただこの期間内は夏期休暇として3日が付与されます。それとは別に能率増進休暇として2日取得することが可能ということになっておりますが、能率増進休暇につきましては先ほど言いました7月から9月末までの期間以外でも目的を定めて取得することが可能ということありますので、この分については除いて夏期休暇の3日のほうで計算をしております。対象の職員は125名、取得日数は2.9日、取得率は97%という結果になっています。以上でございます。

1 番（橋元陽一君）

夏期休暇については3日分についてはとりあえず取得率はほぼ達成されているというふうに思いますが、年休の取得率は63%ということで少し課題が残されているんじゃないかというふうに思います。先ほど冒頭に言いましたけれども、職員さんの中で中途退職が出るような背景等について、その分析とか対策について、どこか庁内で議論をされて検討されて職員の皆さんに説明されたことがあるのかどうかお伺いしたいというふうに思います。

総務課長（麻田正志君）

お答えいたします。その背景ということでありますけれども、これは以前の一般質問の時にもお答えをさせてもらったものと重複いたしますけれども、退職者が出る背景、中途退職者ですけれども、中途退職者が出る背景といたしましては、本当にそれぞれ退職された方の考え方でありまして、そしていろんな思いがあって、役場とは違う新しい道のほうを選択されておりますので、一概にこれがえいとかいう背景ということは特定はできないというふうに考えております。対策につきましては、これは総務課のほうで考えておりまして、最近では採用5年未満の早期退職者というものも出ております。そういうものも含めて対策としまして、働きやすい環境を整えるという点が重要ではなかろうかというふうに考えております。この点については総務課のほうで、新規採用職員についてはOJTを実施するという事でOJTマニュアルのほうも今年度におきまして、作成いたしまして、そちらのほうも施行をしております。そして所属係とか所属課全体のバックアップも最大の効果をあげ

るんじゃないかと思います。OJTマニュアルについては各説明会等も行いまして職員みんなに周知したところです。

そのほかに経験年数に応じた業務量の調整でありますとか、業務へのフォローに対する配慮、これについては上司、部下、同僚とのコミュニケーションこういうような働きやすい職場環境、こういうようなものも重要なポイントではないだろうかということを考えております。こういうようなことで働きやすい職場環境コミュニケーションをとりやすい職場環境とかいうのも重要ではなかろうかというふうに考えております。こういうような職場環境を整えていくのが、総務課はもちろんですが、各課、局の管理職の役割ではないかというふうに考えております。以上でございます。

1 番（橋元陽一君）

役場の中での動きが町民になかなか見えにくいということもあるかと思うんですけれども。私自身が役場の皆さんの働く場を見るとときに一つの指標になるのが現在導入されている人事評価制度ではないかというふうに捉えているところであります。この人事評価制度を導入している目的は何なのか簡単に説明いただければと思います。

総務課長（麻田正志君）

お答えいたします。佐川町の人事評価制度は佐川町職員人事評価実施要項におきまして、職員の能力開発と組織の活性化を図り、能力実績を重視した適材適所の人材管理の推進に資することを目的にするというふうに定められています。人事評価は人材育成をおもな目的にした制度ということになりますので、個々の能力等の気づきを職員に与え、それをきっかけに自らがその能力を向上させ、あるいは苦手を克服するなど自らの能力開発につなげていくこととなります。ひいては職員一人一人が町民や組織から期待される行動と成果を残せる職員に成長することを目指す目的としています。以上でございます。

1 番（橋元陽一君）

同じ職場の中で、上司との関係の中で、いわゆる人材育成とか能力育成のためにこういう制度が導入されているわけですが、基本的には人間関係が根底にあって、職場のですね。それが機能したうえでこうした制度も100%これが効果をつくり出すというふうに私は捉えておりませんけれども、問題があればこれは当然改善をしてい

かなければならないというふうに捉えているところです。この人事評価制度が実施されて、賃金にもリンクされているということですが、賃金にはどのような形でリンクしていくのかご説明いただきたいと思います。

総務課長（麻田正志君）

お答えいたします。賃金についてはその評価結果に基づきまして、その結果を定期昇給および勤勉手当、こちらのほうに反映をしています。以上でございます。

1 番（橋元陽一君）

賃金にリンクする場合には、ランクがつけられているんじゃないかと思いますが、定期昇給と勤勉手当について具体的にどのような形でどんな評価制度がされて、リンクしていくのか。私自身が現職の時に経験しましたのはA B C Dというランクがつけられて、それが当時は勤勉手当のほうにリンクをしていたというふうに捉えています。佐川町の場合はどういうふうにリンクするかということをお教えいただきたいと思います。

総務課長（麻田正志君）

お答えいたします。この区分につきましてはA B C D Eと5つの区分になっております。定期昇給につきましてはAの区分の者につきましては定期昇給通常4号級でありますけれども、倍の8号級、Bの区分の者につきましては6号級、Cの区分につきましては通常の定期昇給の4号級、Dの区分の者につきましては通常の定期昇給の半分の2号級、Eの区分の者については昇級がないというような定期昇給についての区分になっております。

申し訳ありません、勤勉手当の率につきましては詳細の計算が必要になってきますので今ちょっとそのことについてお答えできませんのであとで計算の内容等をご報告させていただきたいと思います。

1 番（橋元陽一君）

日常の役場の中での業務で評価をされて、それが定期昇給にリンクしているわけでこの人事評価制度が本当に機能していなければ、職員の皆さんにとっては働きやすい職場でなくて、働きにくい職場に転嫁していくこともそういう危険性もはらんでいることも、そういう人事評価制度はもっていることも指摘をしておきたいと思います。この人事評価制度について、職員の皆様からも声をあげるシステムもつくられております。

苦情処理取り扱い要項が設置されておりますけれども、導入されてからこの苦情処理取り扱い要項にかかわって処理された件数がどれくらいあるか。その対応する窓口はどうなっているのか、含めてご説明いただければと思います。

総務課長（麻田正志君）

お答えいたします。現在の苦情処理につきましては佐川町人事評価に関する苦情相談等処理取り扱い要項というものになっておりますが、この要項自体は平成31年2月1日からの施行ということになっております。現在までの苦情対応につきましては平成30年度に1件発生はしております。この時におきましては当時の人事評価制度マニュアルに載っております苦情相談の内容で対応しております。内容としまして、相談窓口としましては総務課で総務係ということになっております。現在の事務処理要項では総務課の人事評価の担当者の総務課長補佐ということになっております。

議長（岡村統正君）

休憩します。

休憩 午後5時25分

再開 午後5時26分

議長（岡村統正君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

総務課長（麻田正志君）

平成30年度当時の内容から説明のほうをさせていただきます。ちょっと長くなりますけれども。当時の人事評価制度マニュアルでの対応としましては、申出者との面談から始まります。そして評価者の面談を行います。これは評価した者の面談を行うと。この面談を行う者は先ほど言いました担当者が行うということになります。そして双方の苦情相談の内容、評価者面談を行って評価者に苦情相談の内容を説明したうえで事実確認を行います。その後、総務課長が同席のうえ、申し出した者と評価者が話し合う場を設けるということになっております。平成30年度の事例におきましては、この評価者そして申出者、そして総務課長とあと担当者の場におきまして、そのあと、申出者のほうを取り下げましたので、ここから先には進んでおりません。

今からいうのはここから先に進んだ場合ということによって言わせていただきます。この申出者のほうが拒んだ場合にはその話し合いの場というのは設けません。そしてそのような対応を経たうえで総務課長と相談窓口となる担当者で協議しまして苦情内容の妥当性の有無を判断するという事になっております。そして協議の結果、その苦情内容につきましてその妥当性がないと判断した場合は、総務課長のほうがその旨を当事者のほうに伝えます。妥当性がある、また妥当性の有無を判断しがたいと判断したときは総務課長は申出者の同意を得たうえで町長の決裁を経て人事評価等苦情等審査会に町長名により、当該事案を図ることとしております。妥当性がないと判断した場合に対しても、申出者のほうから不服があった場合は同様に進めるということとしております。

審査会のほうにつきましてはその諮問された事案を協議して答申を出すということになっております。この場合においては妥当性の有無の如何にかかわらず、その理由を答申のほうに付すということにしております。妥当性があるとしたときには評価結果の修正についても意見を付すということになっております。その後、町長は審査会の答申を尊重して処分等の決定をするものとしており、妥当性がないとの答申があったときは総務課長は町長の決裁を得たうえで、その旨を当事者に伝えるということにしております。これに対して申出者に不服があったとしても原則的に当該事案が再議に付されることはないということにしています。妥当性があるとの答申があった時は、総務課長は町長の決裁を得たうえでその旨を当事者に伝えるとともに評価結果の修正がある場合はその措置をこうじることになっています。以上が流れということになります。

1 番（橋元陽一君）

この人事評価制度は職場の中に設置をされたシステムであります。なかなか職場の中でおきた案件について自浄能力といいますか求められるわけですが、職場の人間関係を壊す作用も一方で働くと。ぜひこの人事評価制度については、たえず検証もしていきたいと思います。2019 年 12 月の県総務部は市町村振興課が報告した 2019 年度市町村職員の給与、定員管理の状況の報告書をみましても、佐川町はこの間職員定数は 5 人減ったりとか、ラスパイレス指数も県内では 33 番目、極めて低い状況にあることも指摘をさせていただきたいというふうに思います。こうした県内においても大

変厳しい職場の中で、職員の方々が日々頑張っている、これに応えるシステムが機能しなければならないということを私自身捉えているところであります。幸せなまちづくりを目指す佐川町市政の先頭で働く職員の皆さんが職場環境が改善されていきますようにこの問題については、引き続き取り上げていきたいというふうに思います。

もう一つ教職員の問題がありましたけれども、時間上、多分中途半場に終わりますので、大変申し訳ないですけれども、この12月議会で1年単位の労働時間制について、小中学校現場も少し報告いただきましたので、それにあわせて少し質問を準備しておりましたけれども、保留にさせていただいて次回に取り上げていきたいと思えます。以上で私の質問を終わります。ありがとうございました。

議長（岡村統正君）

以上で、1番、橋元陽一君の一般質問を終わります。

お諮りします。

本日の会議はこれで延会したいと思います。ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なし、と認めます。

本日はこれで延会することに決定しました。

本日はこれで延会します。

次の開会を10日の午前9時とします。

本日はこれで延会します。

延会 午後5時30分